



Title	思想史的ケルゼン研究・序説
Author(s)	今井, 弘道; IMAI, Hiromichi
Citation	北大法学論集, 32(1), 1-113
Issue Date	1981-09-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16358
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(1)_p1-113.pdf



思想史的ケルゼン研究・序説

今
井
弘
道

目次

序

第一章 方法的純粹性から世界観へ

[一]

第二章 ケルゼンの世界観論の構造と歴史意識

[四]

『政治的世界観と教育』(一九一三)に即して――

第三章 「所有的個人主義」批判者としてのハンス・ケルゼン

[一]

おわりに

[三]

序

本稿は表題が示す通り、ハンス・ケルゼンの思想史的研究のための準備的考察である。本稿は本来、第一次大戦後から一九三四年の『純粹法学』第一版の公刊に至る時期のケルゼンの理論的・思想的展開を政治思想と法理論の相互関係を軸として説明していこうと意図する論文の序論として執筆されたものであった。しかし、本論にいざ着手してみると、このテーマは当初筆者が考えていた程簡単に処理しえぬ仲々厄介なものとなった。というのは、ケルゼンの理論的・思想的展開を彼の政治思想と法理論の相互関係を軸として説明していこうとする筆者の意図は、ケルゼンにあらゆる政治的、社会学的考察を法理論から排除しようとする方法的純粹性の一徹な主張者、という一般的、常識的ケルゼン像を意識する限り、多くの前提的議論をつけ加えざるをえず、議論がスムーズに進行しなかつたからである。そこで筆者は、少なくとも第一次大戦以後のケルゼンの諸著作を理解するためにはこの相互関係を前提しなければならぬと思われる所以を独立に議論する必要性に迫られた。その所産が本稿である。

従って、本稿はいわば当初予定していたケルゼンの思想史的研究のための舞台づくりを行うものであり、問題を解決するというよりは、問題を提起しようとするものである。本稿の議論はだからこの相互関係それ自体をめぐる議論としても十分なものではない。ケルゼンの政治的立場・世界観の立場を示すものとして十分なものではないことはいうまでもないところだが、それ故本稿の議論が的を射たものなのかどうかは、筆者の本来的な思想史的ケルゼン研究によって確証されねばならないことであらう。

このように本稿は筆者の完成したケルゼン研究を示すものではなく、その出発点を示すにすぎない。にもかかわらず敢えてここでこれを公表するのは、筆者なりにひそかにケルゼン生誕百年祭を記念しようとするだけでなく、本稿をお

読み下さる方々に御批判を頂くことが筆者のやっと緒についたケルゼン研究の出発点にひそむ欠陥を少く、今後の誤りを小さくしうる不可欠の前提であるとも考えたことによる。

第一章 方法的純粋性から世界観へ

〔一〕

二〇世紀初頭に社会科学方法論をめぐる問題領域に大きな光を投げかけたマックス・ウェーバーは、ある論文の注において次のように述べている。「認識論的関心が高揚するのは喜ばしい」ことだが、その結果「ザッハリッヒな問題」が認識論という「論理的諸原理から決定され」とすれば、却って「スコラ哲学のルネサンスを結果としてもたらすことになるであろう」と。

ここでウェーバーが戒めていることは、認識論的・方法論的観点が実体化され、それを基準に具体的問題が裁断されるようなことがあってはならない、さもなければそれは不毛な結果をしか生み出さない、ということである。認識の論理的構造は、自体的・自足的なものとしてあるわけではない。この論理的構造はむしろ「その経験的妥当性が具体的な場合において問題のあるものとされ、それ故にそれが実証されねばならないということになった時にはじめて明らかにされるのである」。

このような認識論・方法論の有する性格については、ウェーバーが繰り返し説いて倦まぬところであった。同じ趣旨のことを彼は又「文化科学的論理学の領域における批判的研究」という論文においても次のように述べている。「学問が根拠づけられてきたのは、

又学問の方法が発展させられるのは、ただただザッ。ハリッヒな問題が示され、それが解決されることによってである。これとは反対に純粹に認識論的なあるいは方法論的な考察が学問の根拠づけやその方法の発展に参与したということは決してなかったのである。学問そのものの営みにとってこのような論究が重要となるのは、通常は、ある素材が叙述の客体となる際の『観点』がひどく混乱する結果、新しい『観点』が従来の『営み』がまよって来た論理的諸形式にある修正を加えることを条件づけているのだ、という観念が現われ、そのことによって自分自身の研究の『本質』についての安定が揺らいだ場合だけなのである。勿論、このような事態が現在歴史にとつて存在するということは異論の余地なきところである。⁽³⁾ ウェーバーはこの「事態」が「歴史」にとつてだけ存在すると考えているわけではないことは更めていうまでもあるまい。

以上を我國の秀れたウェーバー研究者安藤英治の言葉に依拠しつついいかえるならば、「純論理的な考察自体」が「理論内容を発展させる」のではない、むしろ逆に「歴史的状况の変化にもなって新しい視角からの対象把握が必要とな」り、他面で「旧来の支配的認識体系」のもつ認識内容及びその論理構造全体を問題にしなければならなくなった時、そこに認識の構造に関する論理的考察が求められ、且その自覚化が「具体的認識内容の進展の条件となる」⁽⁴⁾のだということができらるであろう。この時、認識論・方法論はたとえそれが外観上いかに純論理的性格をもつにせよ、実際には歴史的状况の中の具体的問題との相関においてある限りで有効なものたりうると考えねばならない。要するに、人はある理論的問題状況の中での問題解決の主体的試みにおいて、その問題解決の不可欠の条件として認識論・方法論を構想するのだ、というわけである。しかも理論的問題状況は——とりわけ社会科学においては歴史的・社会的・政治的存在のあり方においてある人間と関わるものであるがゆえに——歴史的・社会的・政治的問題状況と何らかの形で結び合っていることは否定しえぬところであろう。つまり、人は社会科学をめぐる理論的問題状況の中に立つ時、常に同時にこのような社会科学上の問題状況として自らを表現するところの歴史的・社会的・政治的な人間存在のあり方をめぐ

る問題状況に——自覚的・無自覚的であるにかかわらずなく、不可避的に——関わっているのである。このように言うことが出来るなら、このような二重の意味における問題状況——しかもこのような問題状況は自体的に成立しているわけではなく、それと呼応的に生きる主体によって深淺の差はあれ自覚的に把握されたものとしてのみ存在する——の中で問題解決の試みを間主観的妥当性のレヴェルにおいて表現しようとするものとしての理論の中から、方法論だけを孤立的に抽象し、実体化し、それを打ち出の小槌よろしく質を異にする問題状況の中でふりまわす時、そこには「スコラ哲学」的無意味だけが産み出されることにならざるをえないことは明らかである。このような観点に立つ場合に、方法論上、認識論上の議論の一般化は一切許されないことになるのかどうか、もし許されるとすればそれはどの程度においてか、という問題は、ここでは不問に附しておいてよいであらう。それはともかく、「すべての文化科学の超越論的な前提は：我々が世界に対して自覚的に立場をとり、且それにある意味を与えるという能力と意志とをさすけられた文化人。Kulturmenschen である」ということだ⁽⁵⁾というウェーバーの「社会科学及び社会政策の認識の『客観性』」(以下、『客観性』論文と略記する)という論文の周知の一節も、このようなコンテキストの中で理解されてしかるべきものであらうと思われる。

方法論はこのように問題状況の中での問題解決の試み——理論的問題状況及び歴史的・社会的・政治的問題状況という二重の意味における——と不可分であり、その意味で問題状況に被拘束的であるという性格をもっている。そしてそれにもかかわらずそれが科学・学問の方法でありうるのは、このような問題状況の中の現実的な問題解決の主体たろうとする者は、自らの主観的願望を去った事実の世界、自己の行為とその行為に託した目的をも冷徹な因果関係の一項として呑みこんでしまう客観的世界を見据えることを、自らにとつての問題解決の不可欠の前提としなければならないからである。方法はこの意味においてはこの主体と客観的世界を切斷するものである、と共に実はそのことによってこ

説の両者をより深い次元で接続させるものでもある。主観的願望にくもらされることのない知のみが、主観的願望のうち
に無意識に入りこんでいる歪みへの自覚を促し、それを真摯な反省の対象とすることを可能にすると共に、主体の立場
と意志と目的の貫徹のためにもっともよく仕えるからである。

我が国のウェーバー研究の展開に即していうならば、方法というもののものもつこのような性格を、解決を求める主体に即
し、「エートス問題としての方法論」という形で解明したのが安藤英治の先駆的業績ともいふべきものであった⁽⁶⁾、とす
れば、そのようなウェーバー理解には「認識論は実践論の土台を踏まえて初めて意味をもつ」という観点がひそめられ
ていることを明確にし、それをひき出して、「ウェーバーにおける『価値自由』の要求の意味を、たんに認識論上の問
題として理解するのではなく、まず主体的実践の問題、とくに政治的実践の問題として理解⁽⁷⁾する余地のあることを別
決したのが中村貞二であった。そして更に、そのような成果をふまえた上で、政治的・社会的実践主体として、問題解
決を志向する主体としてのマックス・ウェーバーがその中におかれ、それとの呼応関係に立っていた問題状況——政治
的・社会的問題状況及びそれとヴィヴィッドに感応しあう思想的・理論的問題状況——を鮮やかに切開してみせたのが
上山安敏であった⁽⁸⁾、ということができらるであらう。

(7) Max Weber, Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen, 1922, S. 72. Anm. 松井秀親訳『ロッシェナーとクニース』(未來社、一九五五)一三頁
(但し、訳文は変更した。以下、逐一ことわらないが本稿で引用する文献は、文体、訳語の統一をはかるため、邦訳のあるもの
も一部又は全部訳文を変更した場合が少なくない。そのことが諸訳者の訳文の文体を破壊することになった失礼をおわびしたい
と思ふ)。

(8) *Ibid.*, S. 111. 同、八六頁。尚引用文中の……は原典における強調を示す。因みに以下での……は引用者による強調を示すもの
である。

- (3) Max Weber, Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 217f. 森岡弘通訳「文化科学の論理学の領域における批判的研究」森岡訳『歴史は科学か』（みすず書房 一九六五）所収、一〇五頁。
- (4) 安藤英治、『マックス・ウェーバー研究』（未来社 一九六五）、一六一頁。
- (5) Max Weber, Die Objektivität der sozialwissenschaftlichen u. sozialpolitischer Erkenntnis, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 180. 出口勇三訳「社会科学及び社会政策の認識の『客観性』」『世界の大思想』23、ウェーバー、政治・社会論集（河出書房 一九六五）所収、八二頁。
- (6) 安藤英治、前掲書。
- (7) 中村貞二、『マックス・ウェーバー研究』（未来社 一九七二）、二〇一―二二頁。
- (8) 上山安敏、『ウェーバーとその社会』（ミネルヴァ書房 一九七八）。本書は、とりわけケルゼンに関心を寄せる人が読む場合には、同、『憲法社会史』（日本評論社、一九七七）と併せて読まれるべきであろう。

〔一〕

ところでケルゼンであるが、彼は『国法学の主要問題』（以下、『主要問題』と略記する）の第一版序文において、その浩瀚な自著の主要モチーフをマックス・ウェーバーの『客観性』論文の一節をひきながらこう示している。

「私の立場をマックス・ウェーバーの用語（…）を用いて簡潔に表現することが許されるとすれば、本書の認識目的の独自性は、法規範の、純粹に、形式的な、考察様式を超出しようとはしないという点にある。蓋し、私の考えでは、法律学の形式的・規範的考察様式の本質はこの限定にあるからである」⁽¹⁾。

このようにケルゼン自身がその実質上の処女作の序文において自らの法理論的方法的純粹性の核心をウェーバーの言

葉で示しているということは、それだけで両者の方法論的思考の思想的関連という問題へ我々を誘うに十分な説得力を有しているといえるであろう。⁽²⁾だが、本稿における筆者の関心は実はそのこにはない。既に引用した安藤の言葉を模しつゝ法についていうならば、ケルゼンは歴史的状况の変化にもなつて新しい視角から対象即ち法を把握する必要性を感じ、同時に他面で旧来の支配的法律学の認識内容及びそれを支える論理的構造全体を批判の対象にしなければならぬと考え、そのための不可欠の前提として方法論的レヴェルにおける問題の解明に関心を向けたのではなかつたであらうか。その結果として方法的純粋性の要請を提起し、それに領導されつゝ旧来の支配的法律学に対する批判とそれを克服したレヴェルでの純粋な法把握を押し進めたのではなかつたのであるうか。このような構造をケルゼンの法理論の中に確認すること、ここに本稿の問題関心がある。つまり筆者は、ケルゼンの方法意識が彼の歴史意識——ひいては政治思想——とでも表現されるべきものと内在的関連を有しているのではないか、と考えている。これは、ケルゼン自身か次のような形で自らの方法に即して、既に前項⁽¹⁾で我々が議論してきたことを彷彿とさせる趣旨のことを述べている以上、決して的外れな推測ではない筈である。

「ウィーン学派以前に国家学において認識論的・方法的意識を見出すことは本当のところほとんどできない。学問が袋小路を通じてはじめて、認識論的・方法的問題の意義が承認されはじめるのである。⁽³⁾」

筆者は、このような問題設定は、ケルゼンを思想的に研究する場合の一つの核心を衝きうるものではないか、と考えている。⁽⁴⁾方法的純粋性に領導される「純粋法学」の提唱者ケルゼン、価値相對主義者ケルゼン、イデオロギー批判者ケルゼン、政治思想家ケルゼン——民主主義者ケルゼン、反マルクス主義、反ボルシェヴィズム、反ファシズムの思想家ケルゼン——、オーストリア共和国憲法の起草者ケルゼン、法実務家ケルゼン等というように多面的な顔をもつケル

ゼンが、尚一個の統一的人格ケルゼンとして、当時の歴史的・社会的・政治的問題状況及び理論的問題状況の中にあり、そのような問題状況と呼応的に生き、その中でその問題解決のために苦闘したということが、彼の方法意識のうちに刻印されていると考へるのではないか。そのことを示す可能性が今筆者が示した問題設定のうちに孕まれているというる、と思われるからである。この意味で本稿は方法論、それ自体の研究であるわけではない。更に、このような問題設定にあたっては、既に察知されているところであろうが、ケルゼンの「純粹法学」は、実践的問題関心を何らもちあわせない専門学者の狭隘扁平な視圈から生ずる知的所産では決してなく、又政治的・法的生活やそれをめぐる争いを冷やかに見、総じてそれを脱イデオロギー化・脱価値化したいと思うニヒリストの願望の知的表現にすぎぬわけでも決してない、という筆者の「純粹法学」それ自体についての理解が前提となっている。つまり、ケルゼンの「純粹法学」の背後には——さし当っては本稿を執筆する筆者の関心の主たる対象たる第一次大戦後から『一般国家学』（一九二五）を経て一九三四年の『純粹法学』第一版（以下、本稿においては『純粹法学Ⅰ』と略記する）に彼の法理論が体系的に結晶するに至る迄の時期に限定していっておけば——一方で学問の名における価値判断の主張に対しては峻厳な態度でそれを斥け、そのような主張のもつイデオロギー的性格をあばいていくとともに、他方で没価値的客観的学問としての法学を精力的に構築していくという二つの相互補完的性格をもつ作業——イデオロギー批判と純粋な法認識——が「学問的課題として存在しているのだ」ということを認める」ところの「生ける人間」としてのケルゼンの「一定の方向をもった意欲」⁽⁶⁾、政治的実践的意欲があったのだ、と考へているのである。

今ここではケルゼンの政治的実践的意欲の具体的方向性を立ち入って論ずるわけにはいかない。それをさし当りここでは「可能な限りの経済的平等」という理想が民主的な理想であることは疑いない。そしてそれ故に社会民主主義こそ初めて完全な民主主義なのである」という『民主制の本質と価値』第一版（以下、本稿においては『民主制Ⅰ』と略記する）におけるケルゼン自身の言葉を示し

ておこう。そしてこのような言葉の背後には、「民主制のイデオロギーは、人間の実践理性の二つの至高の要請の結合物であり、社会的存在が充足を求める二つの根源的本能の産物」であるとし、この「二つの至高の要請」、「二つの根源的本能」とは「自由と平等」に他ならない⁽⁷⁾、とする彼の人間観があったのだということをつけ加えておこう。これだけの指摘を以ってケルゼンの政治的立場を示したということは無論できない。だが、ケルゼンを単純にニヒリスト、あるいはあらゆる価値を平準化し切り下げるという意味での価値相対主義者という枠内に閉じこめることができるわけではない、⁽⁸⁾、ということを示すためだけなら、さし当ってはこれで足りるであらう。

このようにイデオロギー批判・純粹な法認識を学問的課題として認めるところの「実践的な人間」としてのケルゼンの「意欲」と客観的な学問としての「純粹法学」において表現された認識内容との間には内的関連——ケルゼン自身にとつては学問的個別科学的認識の対象とされることはありえないが、それでも否定することの許されない結びつき、関連——が実在した、といわねばならない。そう筆者は考えている。ここに本稿全体を貫く指導的観点がある。以下、この点をもう少し敷衍しておこう。

既に示唆したが、筆者は目下あらゆる理論は何らかの意味において、歴史的・社会的な問題状況の中における問題解決の試みとして理解することができる、という考えを抱いている。筆者が以前から漠然と考えていたことをこのように表現するに至ったことについては、カール・ポPPERの議論に接したことが一つの機縁になったことだ⁽¹⁰⁾と思うからである。それは今は問題ではない。そのことは実質的には既にみたウェーバーの議論にも含まれていたことだと思ふからである。それをここで筆者自身の言葉におきかえておくとすれば、次のように表現することができる。いうまでもなく人は環境的世界の中で好むと好まざるとにかかわらずそれと呼応関係にあるものとして生きている。そしてそれと呼応関係において生きているがゆえに、人はそこに何らかの問題がひそむことに気づき、それをこの呼応的關係を通して自己にとつ

ての問題状況として把え返し、それを解決していこうと主体的働きかけを行う。人が何らかの行為を行う時には、一般的には常にこのような構造があらわれているといつてよいであろう。そればかりか人がガムシヤラな行動や価値判断を一旦中止して、対象をあらためてよく「見る」、認識する」とすればその「見る」、認識する」という行いも又このような構造の中にあるといわねばならない。対象をよく「見る」こと、「認識する」ことも又問題解決のための不可欠の条件だからである。そして、何かある対象が「見るに値する」、知るに値する「ものとしてあらわれてくる」ということは、以上のような構造との関わりにおいてであるといわねばならない。従って、何が「見るに値」し、「知る、認識するに値する」のかということとは、何を問題と見、問題状況をどうとらえ、それをいかに解決していこうとするのか、ということによって規定され、それに応じて異なってくるといわねばならない。「社会科学の領域に対して学問的な問題を展開していく刺激を与えるのは経験からいえば実践的な『問題』であるのが普通であり、従ってある学問的な問題が存在しているということ承認するというただそれだけのことすら生ける人間の抱くある一定の方向をもった意欲との人格的な結びつきにおいてなされるのである」というウェーバーの先に一瞥した言葉も、このような事情を語っているのである。学問とはこのように実践的意欲に、そして問題状況の中での問題解決の試みとの人格的な結びつきにおいてあるところの学問的な問題の発見に支えられているのであり、尚且そこで認識されたものを間主観的妥当性を有するものとして定立しようとするところにおいて成立するものなのである。これを別の面からみれば次のようなことがいえよう。ある科学的言明は、それがいかに間主観的妥当性をもつものであるとしても、直ちに「重要な」言明であるということの意味しうるわけではない、と。というのは、その言明は誰でも承認するが、トリヴィアルなものにすぎない、と一蹴されることもありうるからである。そしてこのように間主観的妥当性を有する言明がトリヴィアルなものとしてされうるとすれば、それは、科学の成果の「重要性」というものが問題状況の中での問題解決の試みとの関わりの中で

或る認識対象が「知るに値する」対象として定立されたということの切実さに関わっているからである。従つて又、このような文脈において「重要性」をもつ科学の成果が得られたならば、それは何らかの意味において、学問とは別の地平においてあるところの問題解決のための営みの連関の中に置き入れられるのである。

さて、このように考えることができるかすれば、我々がある理論を理解するということは、それがいかなる構造の中で、即ちいかなる問題状況の中でのいかなる問題解決への追求の中で「知るに値する」ものとして定立されたのか、ということについての理解なしには不可能だ、といわなければならぬであろう。それがトリヴィアルなものであるのかないのか、という問を一切ぬきにして、提出された言明の真偽を判定するだけでは、その理論を理解したとはいえないからである。ウェーバーの次の言葉は、この点にズバリ関わっている。

ウェーバーは『職業としての学問』において「前提なき学問」論に批判的に言及し、学問には前提として論理学的な規則の妥当性等の他に、更に次のことがあるとしてこう述べている。「更に前提されていることは、学問的研究の結果として出てくるものは『知るに値する』という意味において重要だということである。そしてこの点に我々の全問題がひそんでいることは明らかである。というのはこのような前提は再びそれを学問という手段で証明することはできないからである。それはただ、その究極の意味において解釈されるのであり、人はその意味を生に対する自分自身の究極の立場にてらして拒斥するか、受け容れるかしなければならぬのである」。

ここで我々は、「すべての文化科学の超越論的な前提」、即ち、「世界に対して自覚的に立場をとり、且それにある意味を与えるという能力と意志とをさすけられた文化人」の住む領域へ連れていかれることになる。それはこの「文化人」ととつてみれば、世界観の領域とでも人生観の領域とでもよばれてよいものであって、彼の営む個別科学にとっては超越論的な領域であり、その領域の問題を彼が学問的言明の対象とすることはできない。しかし、個別科学とその成

果のものも意味、重要性を真に理解するには、それは閑却することを許されない領域である。

ところで自明のことながら、思想史研究はその研究対象たる思想家自身にとっては学問的言明の対象となりえない領域を認識の対象とする。つまりそれは自らの研究対象たる「文化人」——例えばケルゼン——の行う個別科学の超越論的前提の領域をも、認識の対象とすることができる。少なくともそうすることによって、ウェーバーの方法論を侵犯することにはならない。なぜなら、そうすることは学問の名において価値判断を主張することは許されないが、価値判断を学問の対象とすることはできるといふウェーバーの方法論的主張の単純な応用にすぎないからである。こうして我々はある個別科学を行おうとする人の認識関心、超越論的前提としての「文化人」の領域を認識の対象とし、それを「世界に対して自覚的に立場をとり、且それにある意味を与えるという能力と意志」とに即して、歴史的・社会的場面にひらいていくことができる。そうすることによってウェーバーなりケルゼンなりが個別的科学をおしすすめようとした動機とその動機により「知るに値する」ものとして定立された対象についての科学的知との関連を合理的な理解と論議の領域にひき入れることができるのである。筆者が、あらゆる理論は問題状況の中での問題解決の試みとして理解することができる、と述べてきたことは、ウェーバーの方法論的主張をふまえていえばおおよそそのような意味をもつ。そして翻っていうなら、ウェーバーの方法論的主張をふまえる限り、ある理論的主張を真に理解しようとするためには我々はそのような「前提」との関連を視野に収めなければならないのではないであらうか。又我々はいかなる理論を理解しようとする場合にも、大抵は自覚的・無自覚的にこのような手順をふんでいるのではないであらうか。

さて、もし以上の議論を前提にしてよければ、ヘルマン・ヘラーとともにケルゼンの法理論に対して次の如く言い放つことは、ケルゼンの理論の理解として致命的に一面的であり、従って誤りである、といわなければならないであろう。その誤解——それはいまだに多くのケルゼン理解の地平をなしている——に対してケルゼン自身に何がしかの責任

説のあることも又、否定しきれないところであるとしても。

論

ヘラーは「究極的には実践的である研究意図がなければ国家学のみり多い問題提起も、また本質的な解答もありえない」、「認識する精神がその対象に対して、関与することなく無関係なまゝに向きあえば向きあうほど、それだけ学問的な仕事はより一層完全で、かつ深遠なものとなるに違いない」という見解は「人口に膾炙してはいるが誤った見解である」とした上で、ゲルバー、ラーバント、イェリネック、およびケルゼンの国家学について次のように言っている。その国家学は「――しばしばほとんど信じ難いばかりに自己欺満的に――政治上の現代の問題を回避しようと思ひこんでおり、そのためにそれは大抵は、伝統的問題に対して歴史的に外的な解答を与えるか、それとも反対に、その時代に関わる問題をもたないまゝに伝統的な解答を継承する他なかったのである。かくして成立したのが国家学――例えばゲオルク・イェリネックが行ったその学の最も価値ある部分は概念史であった。しかしその主たる研究は『法律学的』国家学へ向けられたのであって、それは結局理論のための理論に墮し、その必要性を問う者は誰一人なく、又それへの要求は実際どこにも見出されることがなかった――であった」。

このヘラーの指摘はケルゼンへと収斂していくものとしてある。だが、少なくともケルゼンに視野を限定していうなら、ヘラーのこの指摘はあまりにも一面的なものだといわねばならない。従ってこの指摘の延長上にある多くのケルゼン理解も又然りである。⁽¹³⁾むしろ、ケルゼンの法学は、上述してきたようにその超越論的前提としての彼の実践的意図に支えられており、それゆえに学問を超えた領域にあるケルゼンの積極的な政治的主張・政治的思想、更にはそれをも包含する世界観的宇宙の中にその位置を与えられている、といいうるからである。

従って、更にヘラーが次のように言うとしても、それがケルゼン批判を意図するものである限り、空を切る剣でしかない。

「あらゆる真の問題は……我々が事実に共に生きている生活において相対的に客観的に問題とするに値するものうちにその源泉を有している。恣意的に提起された問題は仮象問題を生み出すものでしかないのである。のみり多い問題設定は常に国家生活そのもの

のから引き出されるのである⁽¹⁴⁾。

このような観点がケルゼン批判としては問題の核心を逸するものであることは既に明白である。ケルゼンの問題設定も又「我々が事実に生きている生活において相対的に客観的に問題とするに値するものの中にその源泉を有している」というるし、彼の世界観・政治思想と国家学・純粹法学はこの「問題とするに値するもの」の上で結びあわせられ乍ら、その上で同時に国家学・純粹法学は又学としての独自性・自己完結性を有するものとして成立せしめられている、と考えられるからである。つまり、ヘラーの批判にもかかわらず、問題の核心は「究極的には実践的であるところの研究意図のないところでは、国家学のみが多い問題も本質的な解答もありえない」のか、それとも「認識主体の精神が自らの対象に対して関与することなくして無関係であればある程、学問的研究はますます完全で深いものとなる⁽¹⁵⁾」のかというレヴェルでの択一にはない。それは、「究極的には実践的であるところの研究意図」とその意図を支える「価値観点」は学問的研究の不可欠の前提であるということを前提した上で、そのような価値観点自体が学問的研究・言明の対象となりうるのか、それともそれは学問的研究の「超越論的前提」であって、それ自体は学問的研究、言明の対象とはなりえないのか、という点にあるのだ、といわねばならない。そしてケルゼンは後者の立場をとり、マックス・ウェーバーとともに、それをめぐる価値判断を学の名において主張し正当化することを否定するがゆえに、「こうした問題提起に答え、実際の国家生活の具体的な諸困難を克服し、その具体的な不透明な点の解明に寄与しうることを証明することができるかどうかに、国家学の存在理由はひとえにかかっている⁽¹⁶⁾」、というヘラーの要求に、国家学的立場においては答えないというだけの話である。方法論的立場それ自体の問題としてみていずれの立場が正当か、という問題はこのこでは不問に附しておいてよい問題であるが、ともかくヘラーは、このようなケルゼンの方法論のもつ含意を、従って

説 眞意を看過したものと いわざるをえない。それを看過した上でケルゼンをゲルバー、ラーバント、イエリネツクの国家学(17)の延長上のみ据えるということには、いささか無理があると思われるのである。

さてともかくもこのように考えることが許されるとすれば、我々はケルゼンの世界観の問題に導かれていくことになる。

(1) Hans Kelsen, Vorrede zur ersten Auflage der *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, 1911. S. x. 長尾龍一訳『国法学の主要問題』序文』『ケルゼン選集5 法学論』(木鐸社 一九七七)所収、一五四頁。尚、ケルゼンのウェーバーからの引用部分は『*Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 170. 前掲出口訳、七二頁にある。

(2) 後に(第三章[2]の注(3)において)示すようにケルゼンは必ずしも単一的方法的主張を貫いたわけではない。しかし本稿においてはこのウェーバーとの親縁性をもつ面に着目して議論をすすめていく。ここで方法をめぐって解明される事態は、ケルゼンのニュアンスを異にした方法的主張についても基本的に妥当すると思われるからである。この点について詳しく論ずることは本稿のなしうるところではないが。

(3) Hans Kelsen, *Der Staat als Integration*, Wien, 1930. S. 4.

(4) 小池正行は「思想家としてのケルゼン」(『ケルゼン選集10 プラトニククラブ』(木鐸社 一九七九)所収)という論文において「ウィーン学派自身がつていした形式論理構成の形で受けとられて、その反面にある歴史的社会的問題意識が無視された」と指摘する鵜飼信成の言葉を引用し(同、二二二頁)、「法理論家としてのハンス・ケルゼンの業績はドイツ語圏の内外にわたって知られたるべき評価を受けているのに対し、イデオロギー批判者としての業績は今日に到るまでなお然るべき注意を払われていない」とするE・トープピチュを援用しながら(同、二二二頁)、思想家としてのケルゼンを把える必要性を説く。

筆者はこのように小池がケルゼンを思想のレヴェルでとらえる必要があると主張することを全く正当であると思うし、又その視点から行われた従来のケルゼン理解の水準に対する批判も基本的に正当であると思う。ただ、筆者はそのことを承認した上で、ケルゼンを思想のレヴェルで把えようとする小池の視点には、そしてその視点からなされた素描より浮び上ってくるケルゼンの思想像には、あるあきたりなさを感じている。例えば小池は「ケルゼンは一貫した価値相対主義者であり、学問上も、実践上

も、一切の絶対的価値を否定する懐疑主義者であった」(同、二三三頁)という点にケルゼンの思想の基本的様相をみようとしている。無論この点にケルゼンの基本的様相があるとみるのは常識といつてよい程一般的理解となっている。そしてこのように点にケルゼンの思想の基本的様相をみようとする姿勢は、現在の我国におけるケルゼン思想の研究における第一人者ともいふべき長尾龍一においても基本的に維持されている。だが、ケルゼンのこのような一面に着目してケルゼンの懐疑的相貌を大映しにするあまり、その相貌の背後にひそめられたもう一つの面が見失われてきたのではないか、という強い危惧を筆者は抱いている。筆者はこの点を長尾龍一著『ケルゼンの周辺』(木鐸社 一九八〇)に対する書評(日本読書新聞、一九八〇年八月二十五日号、九月一日・八日合併号掲載)の⑥において若干の問題点の指摘という形で簡単に示唆したことがある。本稿は、敢えてポレミッシュな議論を個々に構えることはしなかったが、このような長尾に代表されるケルゼン理解に対して批判的観点に立つ筆者のケルゼン研究の出発点となるものである。無論、筆者のこの観点は、いうまでもなく長尾のそれをはじめとするすぐれた諸論稿——さし当り長尾龍一、「法理論における真理と価値——ハンス・ケルゼン研究 第一部(一)〔初完〕」国家学会雑誌、第七十八巻所収をあげておく——からの啓発と卓越した訳業の成果の恩恵をうけてはじめて可能になったものであることは当然のことながらつけ加えておかねばならない。

(5) Max Weber, Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher u. sozialpolitischer Erkenntnis, S. 158, 前掲出口訳、六二頁。

(6) Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 47, 1920/21, S. 82.

長尾龍一訳『民主制の本質と価値』(『ケルゼン選集』デモクラシー論)(木鐸社 一九七七)所収、四一頁。

(7) *Ibid.*, S. 51, 同、四一五頁。

(8) これについては筆者は本稿をステップとした上での「ケルゼンの政治思想」(仮題)という別稿を準備中である。ケルゼンの政治的立場とその思想的意義についてはそこで立ち入って論じたい、と考えている。

(9) この点については例えば加藤新平『法哲学概論』(有斐閣 一九七六)五二七—五二八頁、長尾龍一「民主制」(鶴飼信成、長尾龍一編『ハンス・ケルゼン』(東大出版会 一九七四)所収)五六—五七頁、参照。

(10) 直接的には、Karl R. Popper, *Conjectures and Refutations, The growth of scientific knowledge*, 1963, p. 198f. 藤本隆志、石垣寿郎、森博訳『推測と反駁』(法政大学出版局 一九八〇)三三二頁。尚この点については、高島弘文『カール・ポパーの哲学』(東大出版会 一九七四)から多くの示唆を得た。

- (11) Weber, *Wissenschaft als Beruf, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 541. 尾高邦雄訳『職業としての学問』(岩波文庫 一九三六) 四四頁。
- (12) Hermann Heller, *Staatslehre*, hrsg. von G. Niemeyer, *Gesammelte Schriften*, Bd. 3, 1971, S. 118. 安世舟訳『国家学』(未来社 一九七二) 五五、五六頁。
- (13) たとえこのように理解されたケルゼンの理論をファインズムの中におき、「政治上の現代的問題を回避する」が故に、「ファインズムの嵐と相対的に無縁であろうとすることにある実践的意義を見出そうとする試みであったとしても、やはり一面的であるといわねばならない。筆者は例えば戦前の日本にうけ入れられたこのような傾きをもつケルゼン理解が、当時の歴史的・政治的文脈の中で、法理論研究に携わる者にとり重要な意義をもっていたということ、従って現代の我々にとってそのようなケルゼン理解が思想史の対象としては軽んずべからざる意義をもっており、それに対して我々は安易な態度で接することは許されないであろうこと、を決して否定するものではない。にもかかわらずこのようなケルゼン理解は、ケルゼンの思想史理解としては一面的であるといわざるをえない。(この点については、前掲小池論文、二〇九頁以下、参照)。
- (14) Heller, *Staatslehre*, S. 117 f. 前掲安訳、五五頁。
- (15) *Ibid.*, S. 118, 同、五五頁。
- (16) *Ibid.*, S. 118, 同、五五頁。
- (17) ヘラーは、『国家学の危機』においてケルゼンの『一般国家学』を「論理的法実証主義の遅く生まれすぎた相続人」、「ラーバント主義の没社会学的、没価値的プログラムを首尾よく成就したものであるとして次のように言う。「ケルゼンは例えば法律家の批判的能力を涵養しようとか、法律家に歴史的所与へ反省を向けたり、価値判断を下したりしなければならない」ということ、又それはいつしななければならないのかということを自覚させようとか欲してはいない。反対なのだ。一平面的に構成された彼の規範論理学は、法学を純粋な規範科学たらしめようとする。その規範科学は純粋な形式として把えられた法概念から一切の具体的要素を根本的に排除することを、『トータルな法現象の幾何学』を、目標に掲げているのである」Die Krisis der Staatslehre, *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, S. 15 f.。他方でヘラーは、「現在の国家学の…方法的危機は、もしそれが現在の政治学の直観的能力によって補完されているのでもあれば、あまりに悲劇的なものとうけとる必要もなからう。だが多くの現代の国家理論家は、方法論の一人歩きは学問的生産性の無能に対応しているのだ」と考えている」(*Ibid.*, S. 14)と述べている。ヘラーは

凡そこういう構図の中で「国家学の危機」を象徴するものとしてケルゼンをとらえている。だが、本稿において筆者は本文で述べた問題設定を通じて、このようなヘラーの捉え方の不十分性——それはいまだケルゼン理解の水準をなしている——を克服したいと考えている。

〔三〕

前項〔二〕における考察によって、我々はケルゼンの世界観の問題に導かれてきた。ところでこの時我々は前項冒頭でウーバーとの関わりにおいてみた『主要問題』第一版序文の中でケルゼンが次のようにも述べていたことを想起することが出来る。

彼はそこで『主要問題』の完成に費した苦学時代に思いを馳せながら、「多くの障碍と苦難との中で、幾年もの歳月を費して完成したこの書物は、私にとって一個別科学的問題の解決という以上の意味をもつに到った」として次のように続けている。「即ち本書は私にとって長い間、悲哀の念とともに、不在を心にかけてきたところの個別分野と世界観との関連を示したのである。「法学という」分野は他の諸分野にもましてそのような目的から現在遠く隔っており、法学と哲学の架橋をなすべき任務を有する学科である法学哲学という学問は、侮蔑の口調で口にされるといふ程であるが、私は——多くの人は奇異に思うかも知れないが——そのような分野から哲学の高みを求めたのである」⁽¹⁾。

このようなケルゼンの告白を、例えば彼が後年即ち一九三三年の『国家形式と世界観』と題された論文の中で、「政治的問題と哲学的問題」の間には「顕著」な「並行性」が存する、「政治理論や社会理論は倫理学の部分領域にすぎない」が、そのようなものとしての「政治理論上、社会理論上の立場」は「認識論上の立場と広汎なアナロジーがある」

と述べていることと関わらせて考えてみれば、この世界観には「認識論上の立場」即ち方法論的立場や、更には政治思想を重要な構成部分として包含する余地のあるものであらうことは、容易に推察されうるところである。そして筆者が前項で方法論をめぐって示してきたことは、法学は、このように政治思想を包含する世界観とともに包含されるものだと換言することができる。前項で考察したように学問の方に視点をおけばその学の「超越論的前提」といわれるべきものも、翻って視点をかかる前提としての「文化人」、「実践的な人間の、一定の方向をもった意欲」の方へおきかえれば、それは実はその「文化人」、「実践的な人間」の抱懐する政治思想、世界観に他ならない。そしてこのような「文化人」、「実践的な人間」の抱懐する政治思想・世界観が学の「超越論的前提」を形成し、「知るに値する」ものとしての学問的認識対象を定立していたのだ、ということになるからである。かくして、学問的認識内容も、それを学問という粹から解き放つてみた時、政治思想・世界観に包含されるものとしてあらわれてくる。そしてケルゼン自身も自らのうちに存在するこのような諸領域の内的関連を自覚にもたらそうとしている。つまり彼はそれを世界観的自覚へもたらそうとするのである。ここに彼の世界観論をめぐる問題領域がある。今『主要問題』第一版序文、『国家形式と世界観』で一瞥を与えたところは、彼のこのような世界観的自覚の一面を示すものである。

このような視圏の中でいうなら、ケルゼンの方法は、一面では(i)「政治理論上、社会理論上の立場」と「広汎な並行性を示す」ところの「認識論上の立場」の一表現に他ならず、それ故それ自体が一つの世界観に属するものである。かかるものとしてそれは個別科学としての法理論を彼自身の世界観の有機的一翼を占めるものとしてそれに媒介するものである。だが、他方でそれは(ii)個別科学としての法理論が学としてもつべき独立性・完結性を喪失することを防ぐものでもなければならぬ。かくしてそれは一見したところ相反する二重の機能を果たす。だが、ケルゼンは自らの方法を方法として説明する時には、とりわけ個別科学としての法理論との関わりにおいてそれを説明するときには、それが学

としての完結性、独立性を保障するものだという(ii)の面を強調する。そのあまりそのような方法及び方法が截り出すところの学問的認識内容が「認識論上の立場」を通じて彼自身の統一的思想的宇宙の有機的一翼をなしているという(i)の側面が蔽いかくされる傾向が強くあらわれている、といわねばならない。先程ケルゼンに対するヘラー的な誤解に対しては、ケルゼン自身にも責任がないわけではない、と述べた所以である。しかし、ともかくもケルゼンの法学はこのような意味において政治思想とともに世界観に包含されている、とみることができよう。

ところで、ケルゼンは世界観について語る時には、常にそれを類型化しながら語っている——次章では、ある論文に即してその具体的様相を窺うつもりでいる——。それは論述に可能な限りの客観性を与えようとする意図に発するのであるが、そこには次のような問題がある。そう筆者には思われる。結論から先にいうなら、世界観をいくつかの類型——並立し競争しあうところの——として把握するということは、具体的な問題状況の中での問題解決の試みとその試みの中で行われる諸々の認識や評価の構造的連関の自覚としての世界観を平面的に配列された世界観の型に解消する結果をもたらす。そのことによって、複数の世界観の並立・競争として表現されるに至った問題状況が蔽い隠されてしまい、具体的問題状況の中での具体的な問題解決のための試みが複数の世界観の型の中からの一つのものの選択という問題に矮小化されてしまう危険をもつのではないか。こう危惧されるのである。

徳永恂は「知識社会学」成立の経緯の一端を次のように語っているが、それは同時にこのような事情と鋭く触れあっていて大いに興味を唆るものである。

一九世紀から二〇世紀にかけては、「自然研究によって与えられた自然ないし世界についての客観的知識の総体」としての「世界像」と「実践的主体を中心とした世界についての統一的理解」としての「世界観」との「分裂」が意識されるに至った時代であった。前者は安定的であったが、後者は「実践的・主体的契機を強く持つだけに」「複数」のものに分裂していった。又、哲学もそれ

らを統合しえず、「たかだか△世界観の類型学√を与えうるにとどまった。「こういう複数の世界観の対立し合う状況が知識社会学の発生の母胎であった。複数の世界観の対立は、いつ、何に基づくのか。その説明が、世界観形成の中核としての価値理念の多元性に求められるかぎり、社会的な発想はまだ起っていない。しかしそこへマルクス主義の決定的インパクトの下で『異なった社会は異なった世界観を生む』(Scheler)あるいは『異なった価値理念は、その担い手としての集合的主体の利害によって制約されている』(Manheim)といった仮説が導入されることによって、△歴史的、文化的世界についての統一の意味を持った知識の総体√として、世界観は、一氣に社会的場面に外在化され、知識社会学への地平を開くことになる。世界像と世界観の分裂(イデオの自然と文化への分裂)↓複数の世界観の対立↓世界観のイデオロギー化、こういう思想的過程が、ドイツにおいて知識社会学的発想を生み出した背後にある固有の歴史的経験であったと考えられる」。

ここで我々にとって重要なことは「知識社会学」成立の経緯ではない。重要なのは、世界観の類型学が、「社会的場面」における問題解決への複数の志向の実体化された表現だ、その意味で知識社会学的なイデオロギー論とは、このように自己の歴史的・社会的根源を自覚するに至り、自己反省的な構造をもつに至った世界観学だということもできる、ということである。

生涯にわたってくり返し世界観を類型論的に提示しつづけたケルゼンも又、この点に気づいていないわけではなかった。例えば、一九三一年に発表されたある論文において、彼はこのように言っている。

ある理論体系の有するイデオロギー的性格を見抜くことは、そのイデオロギーの代表する利害と対立する観点に立つ時をもって容易であることは確かだ。だが、そのような観点は反対者の階級的な言説のうちにひそむイデオロギーのみに眼を奪われ、その批判を「自己自身に向けることを忌避し」がちとなり、「自己自身のイデオロギーには盲目であり続ける」ことが多い。「認識の立脚点を政治的利害の対立の彼岸に求める」ことが可能であるか否かは不問に附するとしても、「認識の客観性に対するクリテリウムは：結局は、自己自身の成果についてもそのイデオロギー的性格を認識する用意があるということのうちに存するのである」。

ケルゼンはこの立場を「ラディカルに相対主義的な立場」と呼んでいる。それがカール・マンハイムの立場と極めて近いものであることは、この個所に付された注でのマンハイムへの参照指示をみるまでもなく明らかである。もつとも、ここで語られている「認識の客観的クリテリウム」をケルゼンが常に自覚的に保持し貫徹しえたかどうか、ということになると疑問は残る。要するに、彼は自らの立場——学問的、認識論的、政治的、世界観的立場——を先に述べた意味における構造的連関において自覚し、それを社会的、歴史的場面に根づくものとして把えようとする志向をもちながら、他方で世界観の類型構成というパラダイムに縛られているため、複数の問題解決の志向性を「性格」の類型——世界観の諸類型の根源にあるとされる「性格」の類型——へ解消させてしまおうとする傾きから脱却しえていないのである。

例えばこの後者の傾向は『国家形式と世界観』における次のような指摘にあらわれている。「政治的信条や哲学的確信の共通の根源となるのは常に政治家あるいは哲学者の精神的構造、性格であり、その自我の特性、即ちこの自我が客体、汝(Du)あるいはそれ(Du)との関係において自己自身を体験する仕方にある。人間の政治的、哲学的体系の形成にとつての究極的規定根拠がこの人間の特性のうちにあることが認識される場合にはじめて、対立というものの架橋不可能性を、相互理解を尽くすことの不可能性を、そしてこのような対立——対立は精神の領域においても既に意見のちがいという形であるのであって、権力的抗争という形ではじめて行われるわけではないのだが、——においてみられる激情を、説明することができるのである。政治的、哲学的教説の類型論は、究極的には性格学に帰着するか、それともそれと結びつけようとするのでなければならぬ」。

ここではこれ以上この点に立ち入ることはできない。が、ともかくケルゼンの世界観論にはこのような問題が存在する。そして要するに我々は、以上をふまえた上で、ケルゼンの世界観論を、彼にとつての問題状況の中での問題解決の試みとその中で行われる諸々の認識や評価の構造的連関の自覚として理解することができるのである。このことは、例

えばケルゼンが彼の関わる問題状況の変化につれて少しづつ異った世界観の類型化を試みているという事実——このことも後にふれる——によって如実に物語られているということができないであろうか。もしそうだとすれば、我々が、例えばケルゼンやラートブルフの構成した諸類型を前にして、どれを選びとりうるかなどと設問することは、およそ外的なことだといわねばならない。肝要なことは、ケルゼンの世界観を理解するためには、それを常に具体的な歴史的・社会的・政治的な問題状況の中に還元していくのでなければならぬ、ということである。

さて、くり返し言うことになるが、第一次大戦後のオーストリア共和国の成立をふまえ——先にもふれたように、ケルゼンはその共和国憲法の起草者であった——、更にはワイマール憲法をもつドイツとの合併 Anschluss の可能性とその実現への希望をふまえながら、一九二〇年以後ケルゼンは『民主制Ⅰ』、『社会主義と国家』という相互補完的性格をもつ二論文を嚆矢として、精力的に政治論文を発表していく。そしてそれは『一般国家学』を経て『純粹法学Ⅰ』へ至る彼の法理論上の成熟期と重なりあっている。このように彼の政治思想の展開と法理論の成熟のプロセスが重なりあっている、相互に促進しあっているということは決して偶然事ではない。むしろそのことは内的必然であったといわねばならない。そしてケルゼンがその理論的生涯の出発点において「私にとって長い間悲哀の念とともにその不在を心にかけてきたところの個別分野と世界観との関連」とよんでいたものは、一九二〇年以後の政治思想と法理論の相互促進のプロセスの中で飛躍的に具体化されていったのではなかつたであろうか。それにもかかわらず、人はケルゼン程の思想的スケールと射程とをもたず、視線を排他的に実定法に限定し、その結果ケルゼンの方法的純粹性を実定法の学問的認識とのかかわりにおいて一面的に固定化・硬直化させてしまつて、このような事態を全く見失つてしまつてということが多かつたのではないであろうか。そして実践的価値観点を強調するヘラーも、その裏返し立場から、結局それと同一のケルゼン理解・ケルゼン批判の水準に陥つてしまつたのではないであろうか。

- (1) Kelsen, Vorrede zur ersten Auflage der Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, S. XII, 前掲長尾訳、一五七頁。
- (2) Kelsen, Staatsform und Weltanschauung, 1933. S. 6 f. 長尾龍一訳「政治体制と世界観」(『ケルゼン選集 自然法論と法実証主義』(木鐸社、一九七四)所収)、一一二—一二三頁。
- (3) 徳永恂、同編『社会学講座、11、知識社会学』(東大出版会、一九七六)、第一章、序論、二—三頁。
- (4) Kelsen, Allgemeine Rechtslehre im Lichte materialistischer Geschichtsauffassung, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 66, 1931. S. 450 f.
- (5) *Ibid.*, S. 451.
- (6) Kelsen, Staatsform und Weltanschauung, S. 6f. 前掲長尾訳、一一四頁。
- (7) Anschlussについては、矢田俊隆『ハプスブルグ帝国史』(岩波書店、一九七七)参照。このAnschlussに対するケルゼンの態度は、Kelsen, Österreichisches Staatsrecht, 1923. S. 238. に疑う余地なき明瞭さで示されている。又ケルゼンが『社会主義と国家』及び『マルクスかラッサールか』において、ラッサールが「我々すべてが欲するのでなければならぬもの、それは帝制なき大ドイツである」と述べた言葉を引用し、この目標は「少なくとも部分的には既に達成されている」として次のように述べていることは、この点に関わるのである。「ラッサールの当時は、多くの人にとって大ドイツの実現よりも帝制からの解放の方が困難に思えたかも知れない。しかし今日我々は後者を手にしているが依然として前者を欠いている。ラッサールは恐らくマルクスやエンゲルス以上に民族的統一がより高次の国際主義の形式へ至る歴史的發展のとびこえることのできない一段階であることに深く感じていた。そして今日、民族的統一の欠如が労働者階級にとってもいかなる不利をもたらすかということはこの瞬間において——つまり大ドイツの労働者が敗戦のおそるべき結果からこの国家、自分達の国家を守るために(敗戦は何よりもまずこの労働者自身に打撃を与えるのだ)フランス帝国主義との闘いにおいて自らの階級利害の側に立つただけでなく、全ドイツ国家の側に立ったこの瞬間に——全く明瞭となった。そうであるが故に、ラッサールがその第二論文たる『憲法論』において述べた次の言葉が想起されなければならない。即ち『それ故もし我々が対外的大戦争を行うはめに陥れば、その中で成程ドイツの個々の政府、ザクセン、プロイセン、バイエルンの政府は崩壊し去るかも知れない。しかしその灰の中からフェニックスの如くに不滅のものとして飛び立つことであろう。そのみが我々にとって重要であるところのもの、即ちドイツ人民が、』(Kelsen, *Sozialismus und Staat*, 2. erweiterte Aufl. Leipzig, 1923. S. 206 f. 長尾龍一訳『ケルゼン選集 6 社会主義と国家』(木鐸社、一九

七六)一九一—一九三頁。Ders., *Marx oder Lassalle, Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung*, hrsg. von C. Grünberg, Bd. XI, S. 294.) 後に多少改められた。又別稿で更めて問題として取り上げられるものもあるが、この時期のケルゼンは国家肯定論的の社会主義を自らの政治的立場としてハッキリと打ち出している。この立場と以上のケルゼンのラッサール評は統一的連関においてあるといふことができる。Vgl. *Sozialismus und Staat*, S. V, S. 1. 前掲長尾訳, iii—iv頁。三頁参照。

〔四〕

筆者は本章〔二〕においてほぼ次のような意味のことを述べた。即ち、ケルゼンは歴史的状況の変化にともなつて、新しい視角からする対象〔即ち法〕の把握が必要となると共に、他面で、旧来の支配的法律学の認識内容及びそれを支える論理的構造全体を問題にしなければならなくなるといふ局面に立った。そこでこの局面の中で法理論の領域における認識を進めていくには、その不可欠の前提として方法論的レベルにおける問題の解明に着手しなければならない、という課題にいき当つた。その意味で彼の方法意識は歴史意識に通底するものである、と。そして前項〔三〕においては、このような方法意識と歴史意識——ひいては政治思想——の関連を世界観のレベルの問題としてとらえ返し、ケルゼンの法理論と政治思想の関係を、世界観に包含されながらその有機的一項としてそれぞれその中で位置を占めるものとして理解しうるのではないかと考えた。その上で常に類型論として呈示されている彼の世界観論そのものを「歴史的状況の変化」がひき起した問題状況に還元しながら理解することができるとし、又そうするのでなければならぬ、という趣旨のことを指摘した。それではこの「歴史的状況の変化」とそれがひき起した問題状況とは、ケルゼンにとって具体的にはどのようなものだったのであるうか。我々はそれをいかなるものとして理解しうるであろうか。当然このことが問

われよう。この点について基本的な了解を共通のものにしておくということ、ここに本節の課題がある。

さて、ケルゼンが当面し、その思想全体において取り組み且克服の対象とする問題状況を生み出したこの「歴史的状況の変化」とは、『純粹法学Ⅰ』の言葉を用いて端的に言うとなれば、一九世紀に専制君主制、警察国家に対して勝利したりペラリな市民階級がやがてその進歩的、解放的性格を喪失していったということだ、ということが出来る。要するにケルゼンが批判的克服の対象としたものは、リベリズムとそれを自らのイデオロギーとする資本主義的市民階級の社会体制であり、そのような社会体制を擁護する法理論である、と。

このように言うならば、人は奇異に思うかも知れない。むしろケルゼンはリベリストであつて、彼の世界観はボルシェヴィズム、ナチズムなどにあらわれている世界観に対立する、というのがケルゼンの世界観をめぐつての一般的理解となつてゐるからである。そのような理解はそれはそれで誤つてゐるわけではない。ただそのような理解は、次のような二つの事情をふまえるのでなければ誤解へ道を拓くものだといわねばならない。第一はリベリズムといつても一義的なものとして理解することはできない、特にケルゼンを論ずる場合にはそれを截然と二つの概念に区分しなければならぬ、ということである。我々はこの点を明晰に述べているマックス・アドラーの所論によつてこのことを示しておこうと思ふ。アドラーは一面でケルゼンの論敵である。だが、ケルゼンが「可能な限りの経済的平等という理想が民主的な理想であることは疑いない。そしてそれ故に社会民主主義こそ初めて完全な民主主義なのである」と述べた点にはアドラーは大いに共感しており、以下で引用するアドラーの所論に限る、それはこの両者の共感の延長上にある。従つてここでアドラーを採用することは決定的外れなことではない。むしろこのアドラーの所論は——後に示すことになるように——ケルゼンの議論を下敷にしていると思へる節さえある。無論、アドラーの所論の一言一句をケルゼンが追認するかどうかは別問題だとしても。さて、アドラーは「リベリズム」には「哲学的リベリズム」と「政治・経済的リベリズム」という二つのものがあるが、そのいずれもが「同時に存在し、いずれも個人の自由を論ずるものであるというだけの理由で両者を混同することは許されない」⁽³⁾、両者において自由の意味するところは全くちがうのだ、として次のように言う。「政治的・経済的リベリズムの自由概念は個人主義的であるが、カント哲学の自由概念は集合主義的(社会主義的)である。即ち、前者は個体をしか認めず、

それにとつては自由とは個人の非依存性と可能な限り制限をうけないということを意味する。これに対してカント的自由概念は、個人を法則の下に結びつけることを意味する。だがその法則は勿論自己の意欲の法則であり、そしてその下では意志は自己以外のいかなる権力に服従するわけでもないというまさしくその故に自由なのである。かくして経済的リベラリズムの自由は根本において無法則性であるが、これに対しカントの自由概念は自律であり、自己立法である。それ故、個人主義例えはヴィルヘルム・v・フンボルトの国家概念とカントのそれとは全く異つたものである。前者は一般に個人の権利を前面におし出し、後者は個人の義務を前面におし出す。前者においては国家を人格と所有への単なる配慮と安全性に制限するが、後者においては国家とは普遍的に法に基いて統治を行う団体なのである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾我々は既に一九一三年にケルゼンがほぼこのような事態をみつめていたのだということに後程言及するであろう。ところで、このようなリベラリズムの二義性をふまえていうならば、ケルゼンは「哲學的・政治的リベラリズム」の適切性如何についてはここではひとまず措く——の意味におけるリベラリストであるとはいへても、「経済的・政治的リベラリズム」の意味におけるリベラリストであつたとは決していえない。むしろ彼は後者の意味においては強固な反リベラリストであつたのである（以下、本稿では特に断わらない限り、リベラリズム、リベラリストという語をケルゼンもそうしているように「経済的・政治的リベラリズム、リベラリスト」という意味において用いる。第二に言わねばならないことはケルゼンの反ボルシェヴィズム、反ファシズム、反ナチズムの立場は、第一として述べた意味における反リベラリズムが維持されながらその上で、主張されている、ということである。彼は反ボルシェヴィズム、反ファシズムの立場に立つからといって、反リベラリズムの立場を放棄したわけではない。このことは民主制と独裁制の対立に焦点をあわせて議論がすすめられている『国家形式と世界観』においてなお「往々説かれるようにリベラリズムの経済的自由があらゆる民主制の生命をなす原理であるわけではない。リベラルな民主制も社会主義的民主制も同じようにありうるのである」⁽⁶⁾という形で、「冷静な学問的発言」⁽⁷⁾の限界内——ケルゼンの考える意味での——で許される限りで語られているところである。

『純粹法学Ⅰ』は、このようにリベラリズムがその進歩的性格を喪失してきたという事態に定位しているものといえよう。経済的にいえばそれは資本主義的諸矛盾の激化であり、政治的にいふなら階級対立の発展・激化に伴うリベラリズムの限界の露呈、及びそれを克服せんとする諸々の動向の顕在化であり、法学的に言えば、このような事態の中で

伝統的法学理論が果たしてきたイデオロギー的機能が次第に意識され、暴露されはじめてきた、ということである。

ケルゼンの視線はこのような状況の全体に向けられながら、法理論的にはこのような状況の中で意識されはじめてきたところの伝統的理論のもつイデオロギー的機能への批判、及びそのようなイデオロギー的虚飾を剥ぎとったところにおいて可能な新たな純粋な法認識に関心が集中される。このような事情は、抑制された筆致においてではあるけれども、『純粋法学Ⅰ』の随所で示されている。以下この点を簡単に示しておこう。

『純粋法学Ⅰ』では、その中心的批判対象は「伝統的法理論」、「一九世紀の実証主義法律学」、「一般法学」である。

ところで、ケルゼンによればこの「伝統的法理論は今日でもまだ…超越的な法概念を駆使するところの保守的自然法論の影響下に立っている」⁽⁸⁾(Kelsen, *Reine Rechtslehre, I, Aufl.*, 1934, S. 19, 横田喜三郎訳『純粋法学』(岩波書店 一九三五、三七頁)。以下、本書の引用の際には、引用文の直後に(RRL I, S. 19, 邦訳三七頁)というように記す)。つまり、一九世紀以来法実証主義が用いている法概念は自然法的価値を包含している。ケルゼンはこのことをふまえた上で、それがその後の資本主義的諸関係の展開の中で極めてイデオロギー的な機能を果たすに至るといふ点に着目してそれを批判の対象とする。「歴史的状况の変化」はこうして法理論のレヴェルに投影されるのである。つまり、ケルゼンが『純粋法学Ⅰ』において伝統的法理論が抱えこんでいる自然法的要素をイデオロギーとして剔出、批判する時、彼はリベラリズム及びそれを自らのイデオロギー的表現形態とするところの資本主義的経済体制の危機をその背後に見ているのである。

ケルゼンは一般的には、自然法のイデオロギー的機能を次の点に、即ち「認識」の観点に立つのではなく、「意欲」「利害」の観点に立って、(i)「現実を陰蔽し」、「現実を保守し、擁護する目的で神聖化したり」する保守的機能、及び(ii)「現実を攻撃し、破壊し、他のもので置き代えるという目的で醜悪化する」という革命的機能という二重の機能を有する点にある、とみている(RRL I, S. 15, 邦訳三五―三六頁)。だが彼が実証主義的法律学に継承されたものとしての自然法のイデオロギー的機能に言及する場合には、そ

れを常に前者の面、即ち保守的、擁護的、正当化的機能の面に焦点をあわせながら論じている。それは、ケルゼンが伝統的法理論と向きあう時には、そこに抱えこまれてゐるリベラリズムのイデオロギーを剔出、批判するということを資本主義経済体制の危機の克服という文脈——学問外的な文脈——の中に組み込みつゝ行おうとするからだ、とみることはできるのではないであらうか。

だからといってケルゼンは自然法論と実証主義的法律学を直接に連続的なものと考えているわけでは無論ない。ケルゼンは、「一九世紀におけるリベラルな市民階級の勝利と共に、形而上学と自然法論に対して明瞭な反作用が起つた」ということ、「経験的自然科学の発達、宗教的イデオロギーの批判的解消と手に手を取って、市民的法律学は自然法論から実証主義への転回を遂げた」(RRL I, S. 19, 邦訳 三七—三八頁)ということを承認している。だが彼は「ただし」とそれに続けていく。「ただし、この転回はいかに徹底的なものであつても、決して完全なものではなかつた」。「なるほど、法はもはや永久的で絶対的なカテゴリーとしては前提されない」し、「その内容が歴史的変遷に服するものであること、法が実定法として時間的・空間的な事情によって制約された現象であること」も、たしかに認識されてはいる(RRL I, S. 19, 邦訳 三八頁)。しかし、「法的価値が絶対的なものであるという思想が全く消失せしめられたわけではない。正義の倫理的理念は実証主義法律学によつても固持され続けており、その理念の中にその思想が生きながら残つてゐる」(RRL I, S. 20, 邦訳 三八頁)。こうケルゼンは指摘するのである。

このような認識をケルゼンは別の個所でもくり返している。「一九世紀の実証主義的法律学によつて展開された一般法学においては、二元論がその全体系を支配しており、その特色はそれがその体系上の一切の問題を分割しているという点にある。この二元論は自然法論の遺産である。まことに、一般法学はこのような自然法論の代わりとなつたものである。自然法的二元論は……実定法という国家的秩序の上に、上級の・神の・理性の・自然の法秩序を想定する点に存する。……一九世紀の実証主義も……超実定的価値によつて法を正当化するということを完全に放棄したわけではないが、しかし主として単に間接に、いわば概念の表面にかくれてそれを行っている。実定法の正当化はもはや実定法と異つた上級の法によつてよりも、むしろ法概念そのものによつて行われるのであ

no.」(RRL I, S. 39, 邦訳六八—六九頁)。

既に示唆したが、ケルゼンはこのように自然法論を継承し、それを半ば実証主義に転回せしめながら、尚且公然・隠然と自然法思想のイデオロギー的核心を保持し続けた媒介者の位置を占めるものは「一九世紀の法実証主義を創始したというだけでなく、一般法学の概念構成をも全く本質的に規定した」(RRL I, S. 41, 邦訳 七一頁)とてその歴史法学派であると指摘している。⁽⁹⁾

ところで、筆者はケルゼンがこのように概括し、自然的イデオロギーの核心が保持されている法律学に対して遂行している批判の核心は「所有的個人主義」⁽¹⁰⁾にあるといつて差し支えない、と考えている。つまり伝統的法律論に自らの遺産を継承せしめたところの自然法論とは、勿論自然法一般を意味しているわけではなく、実は「所有的個人主義」を核心とする自然法論に他ならない。この意味において伝統的法律学に対するケルゼンのイデオロギー批判とは、基本的には——C・B・マクファーン⁽¹¹⁾の示唆的な研究をふまえていうならば——「所有的個人主義」批判に他ならないといふことができる、と思われるのである。⁽¹¹⁾

筆者はケルゼンのリベリズム批判はこの「所有的個人主義」批判という形でとらえ返した方が有効であると考えている。そうすることによって、一つにはマックス・アドラーの指摘に拠つてみたリベリズムの二義性をめぐる問題がうまく処理できると思われるからである。しかし、この点に言及することは後論に俟たねばならない。「所有的個人主義」とはどのようなことを意味するのか、という点についてもその時に示すことにしよう。そして、我々は次章において直ちにこの問題に取り組むのではなく、その前にケルゼンの世界観の類型構成そのものが、リベリズムに対する批判的認識とそこに窺い知ることのできる彼の歴史意識とでもいべきもの——それを我々は後に「所有的個人主義」の

批判的克服という形で把え返そうとするのであるが——を、鮮やかに示しているのだということを、ケルゼン自身の所論に即して具体的に見ていくことにしようと思う。

(1) アドラーの代表的著作の 1 つ Staatsaufassung des Marxismus, Ein Beitrag zur Unterscheidung von soziologischer und juristischer Methode (*Marr-Studien* Bd. 4, 1922) はケルゼンの『社会主義と国家』に対する批判ということを通じて直接の動機として執筆されたものであり、ケルゼンの『社会主義と国家』第二版はアドラーに対するかなり詳細な反論を含む注が大巾につけ加えられている。

(2) Vgl. Max Adler, Staatsaufassung des Marxismus, S. 134.

(3) Max Adler, *Kant und Marxismus*, 1925, S. 202 f.

(4) *Ibid.*, S. 203.

(5) 筆者にはアドラーのこのようなりベラリズム概念の二面性の区分については非常に興味深いものがあると思われる。しかし、例えばスミスを政治的・経済的リベラリズムに、カントを哲学的リベラリズムに配して、両者をこのような対立性においてみるということは問題を致命的に単純化するものだと考えている。この点については筆者が一九八〇年の社会思想史学会において行った報告（社会思想史学会年報 No. 5, 一九八二、掲載予定）参照。

(6) Kelsen, *Staatsform und Weltanschauung*, S. 14. 前掲長尾訳、一一〇頁。

(7) *Ibid.*, S. 6. 同、一一二頁。

(8) 因みに言うておくなら、一八一一年に成立したオーストリア民法典 ABGB は、このような歴史的状況のまっただ中で成立したものであった。このことを「この立法史のきわだつて重要な頭目であるフランツ・フォン・ツァイラー Franz von Zeiler」についてヴィアッカーが述べていることに即してみよう。「ツァイラー（一七五一年——一八二八年）は、ウィーンで学び、マルティニについて、自然法論を聴講し、一七八三年には、マルティニの後継者となった。一七九四年以降、ツァイラーは、高級の裁判官職および政府内の官職 Ministerialamt についた。啓蒙主義の子ではあったが、ツァイラーは——ヴォルフの徒スアレツともがって——すでに、カントの社会倫理学の教養を受け、したがって、もはや前期の理性法論の信奉者ではなくて、ドイツの前期理想主義の形式的自由倫理の信奉者であつて、すでにアンゼルム・フォイエルバッハと同じ立法家世代に属し

ていた。そのこの結果、ツァイラーの法典中においては、自然法は、実体的な法確信——この法確信をもっていたという点では、ツァイラーは、もちろん、オーストリア啓蒙主義と共通していたのだが——によりも、法概念に一層強く作用を及ぼしていた。」(Franz Weacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, 1952, S. 208. 鈴木祿弥訳『近世私法史』(創文社 一九六一)四二四頁)。この引用は更に次の引用のコンテクストの中におき入れられる必要があるであろう。「カントの認識論的批判ならびに道徳形而上学によって旧来の自然法論と実体的法形而上学は……その出発点から「根こそぎ」論駁されてしまっていた。……爾後、カントの形式的自由倫理学および人格倫理学にもとづいて、社会倫理学の体系が築かれねばならなかった。……実定法の学問的秩序の体系的構想としての自然法論は、カントの批判によっても、依然その価値を減少しはしなかった。この理由からして、カント以後においてもまた、偉大な体系的合理的諸立法は、依然可能であった。「たとえば」ツァイラー Zeiler とフォイエルバット A. Feuerbach と、二二人の偉大な自然法立法家は、まさしく、カントの学徒であった。最後に、自律的法倫理学もまた道徳的自律という形式的自由倫理の形をとって——依然可能であった。この自律的法倫理学は、権利および法律行為の意思というサヴィニーの概念を通じて、パンデクテン法学全体をも、なお支配している」(*ibid.*, S. 220. 同、四四八頁)。

(9) ここで我々はもう一度すぐ前の注(8)で行った第二の引用をみておきたい。そうすれば、歴史法学が「法概念」を通じて自然法思想の核心を継承するにあたって、カントが決定的な役割を果たしたのだという事実が浮び上ってくるであろう。この点に着目してカントを論じたものとしては、——諸般の事情で執筆を中断せざるをえなくなり未完のままとなっているものであるが——拙稿「カント『純粹理性批判』の法哲学的意義」(二〇三) (法学論叢、一〇〇巻一、一〇一巻一、一〇二巻一、一〇二巻一) 参照。尚、本文中の引用文におけるケルゼンの指摘はこの点をその核心とするものであるが、カントの果たした位置については必ずしも正確にとらえられていない。この点をふまれば、ケルゼンの議論は一層説得的であったであろう。

(10) この「所有的個人主義」という概念は、C. B. Macpherson が *The political theory of possessive individualism*, Hobbes to Locke, 1962 において、イギリスの一七世紀政治思想史の研究の中で提起したものである。これについては、本稿第三章において叙述上の指導的概念として用いることになる。尚本書には邦訳がある。藤野渉、瀬沼長一郎訳『所有的個人主義の政治理論』(合同出版 一九八〇)。

(11) カール・ベルグボームが *Jurisprudenz u. Rechtsphilosophie*, 1892 において「一九世紀の前半及び後半にわたって、諸々の学説において、或いは明白に或いは隠微に命脈を保ち続けている自然法思想を執拗に追究して批判を加えた後、更に遡って、歴

史法学の樹立者サヴィニーやプフタの法理論そのものの中にも既に自然法的要素のあることを抉り出し批判している」(加藤新平『法哲学概論』(有斐閣 一九七六) 二二七頁、注(一)) ことは一般に知られているところである。加藤新平の要約に従うならば、「その批判の要点は、彼等が、実定法の捉え方において、外面的に認知し得る歴史的現実的な法定立という契機——これこそがまさに法をして現実拘束力をもつ実定法たらしめるもの、そしてまた法の眞の歴史性を成り立たしめるものだ——をネグレクトしたこと、つまり眞に歴史的な見方を貫かなかつたという点にある。……ところがサヴィニー等は法のこの実定性・歴史性の核心的モメントを見落している」(加藤、同、二二七―二八頁) という点にある。更に加藤によるならば「ケルゼンの法実証主義はこの思想を明確化してうけついでものということができる」(加藤、同、二二八頁)。ところで、もしベルグボームの歴史法学派に内在する自然法的要素の批判が加藤の要約に尽きるものと考えることができれば、ケルゼンの歴史法学派批判は更にそこに「所有的個人主義」という内容をもつ自然法的要素に対する批判をつけ加えている、とみることができであろう。

第二章 ケルゼンの世界観論の構造と歴史意識

——『政治的世界観と教育』(一九一三)に即して——

〔一〕

筆者は第一章において、ケルゼンの法理論の方法、即ち方法的純粹性は、法理論をケルゼンの思想的宇宙に、世界観に媒介するものであると同時に、そこから一定の距離をとって理論として独立性をもたせるといふ一見相反する機能を果たすものであること、従ってケルゼンの法理論は彼の世界観の構造的諸契機として政治思想等と共にそこに包含されるものであること、そのようなケルゼンの世界観はケルゼン自身が提示しようとしているように単に可能な世界観の諸類型構成の一つとして理解されるべきではないこと、それはむしろ意欲と行為の主体としてのケルゼンが解決せんとす

る問題状況の中での問題解決の方向性の実体化された表現ではないかということ、そのケルゼンにとっての問題解決の試みの核心はリベラリズムの批判的克服にあるとみることができるとは、といったことをみてきた。本章においては、以上をふまえた上で、ケルゼンの世界観の類型構成とその中で彼が一つの世界観のタイプを選びとるといことが彼のリベラリズムの批判的克服という問題関心と不可分の関係にあるのではないかという点に着目しながらその具體的構造をみていきたいと思う。

さて既に我々は前章〔三〕において、ケルゼンが「長い間悲哀の念とともにその不在を心にかけてきたところの個別分野と世界観との関連」を自覚的に求めようとしていた、ということを見た。このようなケルゼンの発想は、彼の生涯において維持されたものであった。先に我々はこの彼の処女作の序文において示された観点を一九三三年の『国家形式と世界観』という小品に即して一瞥したが、更に後年、即ち一九五五年に、亡命先のアメリカで発表した論文、『民主制の基礎』の中で彼はこのことをくり返し記し、更にそれを敷衍しているのである。

「政治理論と『倫理学』と呼ばれる哲学の部門とが近接な関係をもち続けて来たことは言うまでもない。しかし又「政治理論と認識論や価値論との間にも親近性が存在している。」⁽¹⁾「すぐれた人々、とくに大思想家たちの場合でさえ、時にはその政治的立場と哲学的立場の関連が明かでないこともあるけれども、それは哲学者が政治理論を展開するまでに至っていないか、政治家あるいは政治理論家がまだ自覚的に哲学上の問題を提出する段階に達していなかったりするためである。以上のような諸条件を考慮に入れさえすれば、政治学と哲学の近密な関係ということは主張してよいことなのである。」⁽²⁾

ここでケルゼンによって指摘されている事柄は、勿論ケルゼン自身にもあてはまることであらうし、又この引用では視点は直接的には政治理論と世界観との関係にそそがれているにせよ、同じことは法理論についてもいえる筈である。つまり、なんらかの法・政治理論がその背後にどのような政治思想、世界観をひそめ、内在的関連を有しているのかは、

説
論
一般に必らずしも明らかでないとしても、それは法学者が自らの政治思想・世界観を自覚的、整合的に展開するに至っていないかったり、哲学者が法的考察を行っていないからにすぎない、ということになる筈である。例えばケルゼンは『純粹法学Ⅰ』で次のように語っているが、それは、このことをハッキリと自覚にもたらそうとする努力を示している。

ケルゼンは国内法的秩序と国際法的秩序のいずれに優位性があるのかという問題について論じてこう述べている。「国家主権のドグマは自国法秩序の〔国際法秩序に対する〕優位という帰結を伴うのであるが、それはその最後の帰結においては独我論 Solipsismus に陥るところの、あの主観主義的世界観に完全に対応するのである。この世界観は個人を、即ち自我を世界の中心と理解し、それ故世界を自我の意志と表象にすぎないものと理解しようとする。それはラディカルな国家―主観主義である。それに対して国際法秩序の優位は特種に客観主義的な世界観・法観の表現として対立する」(RRL I, S. 142, 邦訳二一六頁)。ここでケルゼンの「純粹法学」は後者、即ち国際法秩序の優位説をとる。そして次のように言う。「帝國主義的な反国際法的イデオロギーの主要武器であるところの主権のドグマの理論的解消は純粹法学の最も本質的な成果の一つである。それは決して政治的意図の下に得られたものではないけれども、それでもやはり政治的影響力をもちうるのである」(RRL I, S. 153, 邦訳 二二二―二三三頁)。世界観・政治思想・法理論の関連は、少なくともこのように論ずるケルゼンにとっては、疑う余地なく存在するものだといわねばならない。たとえ国家主権をめぐる議論のケルゼン以外の当事者が自覚的に政治思想・世界観を論じていない、としても。

これで明らかなように『民主制の基礎』でケルゼンが論じていたことは当然にケルゼン自身にもあてはまる。そして実はケルゼンはその理論的生涯の最も初期に属する時期から、理論的立場・政治的立場・哲学的『世界観的立場の関連を自覚的に呈示しようとしていたのである。

『主要問題』第二版序文においてケルゼンは既に見た法理論と世界観との関連を求めている、とした後で、その問題について更に若干の議論が続いている。ところで、それは法理論が世界観の中の有機的分岐としての位置を占めているのだ、という我々の上述の議論に一層の確信を与えてくれるものではあるが、それ以上に本章における我々の問題設定

にこたえてくれるものではない。しかし、そのことに一応眼を通しておくことも、後論への布石という意味をもち得ることなので、その間の事情を少し覗いておくことにしたいと思う。そこにおけるケルゼンの言葉はおよそ次の如きものである。

「私が益の小部分として目指した」のは次の点であった。「即ち、現在存在する法学内の対立を、二つの大きな世界観の一般的対立に帰着させることができるとすれば、——例えば国家有機体説と非有機体説の対立に帰着させることができるとすれば——法的構成の対立は「層深い意味をもつ」こととなり、「一見関連がないように思われる見解や理論の錯綜が高い次元で整理される」。「ある法学の基礎となる構成がある世界観の一般的原理と関連を有していることを意識するならば、この構成の上に樹立される法律学の体系も矛盾をもたなくなるであろう。蓋しこの世界観上の一般的原理が、この基本思想の唯一の発見の場である細部の構成を導く基準となるであろうからである」。

例えば先にみたケルゼンの主権論と国際法との関連をめぐる議論を想起する時、我々はそこにこのようなケルゼンのモチーフが生かされていることに気づく。だがこの引用においては理論体系の内的整合性ということに主眼がそがれ、それを可能ならしめる限りでのそれと世界観との関連の自覚ということに力点がおかれている結果、法理論と世界観とを媒介しうるものとしての政治思想、政治的世界観の問題が視圈に上ってきてはいない。従って「現在存在する法学内の対立を、二つの大きな世界観の一般的対立に帰着させ」たとしても、その時そこに深刻な政治的対立・相剋の具体的な姿が浮び上ってくるわけではない。否、それどころか、むしろ彼は次のように続けているのである。

「法律学理論の上での対立は窮極において世界観的対立であるということについての確信はまた対立が不可避であり、自説のみならず反対説もまた、ただその反対の前提だけから論理的に展開されたものであれば同等の妥当性を主張しようという有和的洞察を導き出す。私が自説を唱えてやまないのも、この洞察のもたらす善果の故なのである。蓋し両極間の絶えざる緊張こそ科学の進歩を

育む土壤だからである」(6)

論

ケルゼンが理論体系の内的整合性にのみ関心を注ぎ、政治思想の領域に視線を及ぼしていない結果、法理論体系上の、ひいては世界観上の対立の背後に潜んでいる政治的対立の問題を看過していることは明白である。「宥和的洞察」云々という言葉に端的にそれが窺える。これに反し、先に示した『純粹法学Ⅰ』における国際法をめぐる所論の引用がかかる「宥和的洞察」への余地を与える筈のない厳しいものであることはいうまでもない。要するに『主要問題』第一版序文においては、ケルゼンは「個別分野と世界観の関連」を求めてはいたのだとしても、そしてそのことの一定の積極的意味についてはこれをハッキリと承認しなければならぬとしても、政治思想をそこにくみ込んではおらず、従って世界観の具体的構造についてはそれを窺い知ることの出来る程成熟してきてはいないのだ、ということが言えそうである。

しかし、そのような「個別分野と世界観の関連」へ向けられた視点はその後もケルゼンにとって中心的重要性をもつものであることをやめない。そしてすぐ後で示すように、それは一九一三年には、きわめて具体的様相を帯びるものとして呈示されるに至る。しかもそのような視点は、ケルゼンの生涯を通じて貫ぬかれ、——たとえ彼が論及していく主題領域が学問に関わり、とりわけ学問論そのものに関わるが故に、従って方法的混淆主義に対して峻厳な批判を浴びせざるをえないが故に、一見その視点が後景に退くかに見えることがあろうとも——彼はたえずこのような世界観的レヴェルの主張をその時々具体的な問題状況との関連の中で再構成していくのである。そしてその中で政治的思想も世界観の重要な構成要素として自覚的にくりこまれていくのである。このようにケルゼンの処女作の序文で「長い間悲哀の念とともにその不在を心にかけてきたところの個別分野と世界観の関連」といわれていたものは、その内的構造を常にそ

の時々の問題状況との関わりにおいて再構成し、具体化していくだけの可塑性を有していたのである。

さて、以上のことをふまえた上で我々はケルゼンが『主要問題』公刊の二年後、即ち一九一三年に『政治的世界観と教育』(Politische Weltanschauung und Erziehung, jetzt in: Wiener Rechts-theoretische Schule, Bd. 2, 1968. 以下、本書からの引用については引用文の直後に(PWE, S. XX) という形でその頁数を示す) という小論を発表しているということに着目したいと思う。この論文は従来のケルゼン研究者にあまり注目されることになかったものであるが、筆者の知る限りでは、実は例の「個別分野と世界観の関連」を、しかもケルゼンをとりまく学問的・思想的・政治的問題状況との絡みあいの中でもっとも具体的に提示したものであり、この意味で本稿の問題関心にとって大きな重要性をもつものである。とりわけ世界観の二類型がケルゼンをとりまく政治的問題状況——リベラリズムの歴史的限界の露呈をめぐるところの——との中でケルゼンが主体的に選びとろうとする政治的立場とに関連をもつものであることに自覚的に注意を払いながら構成されているという点でそういえるのである。先程筆者が、ケルゼンの世界観は一九一三年にはきわめて具体的な様相を帯びるものとして呈示される、と述べたのは、この論文を念頭においていたのである。

以下、このような問題関心に即しながら、この論文に内在して例の「関連」をめぐるケルゼンの問題意識がどこにあったのか、それはどのような構造を有するものであるのかを探っていきたいと思う。もしそれがいくらかでも具体的に明らかにされるならば、ケルゼンの法理論がケルゼンの世界観、思想的宇宙の中で占める具体的位置を確認する手掛りとなるであろうし、又法理論的著作にとどまらず、その後の政治的諸論文において発展・展開されていくケルゼンの政治的立場が、一九一三年の段階のケルゼン自身の問題意識のいかなる発展であるのかを確定するステップともなるであろう。それはケルゼンにおける法理論と政治思想の内在的関連を中心とした思想像を再構成していこうとする本稿の問題提起をより具体的に解明していくためのより説得的な前提条件となりうるであろう。

(1) Kelsen, *Foundations of Democracy, Ethics. An international journal of social, political, and legal philosophy*, Vol LXVI, October 1955, No. 1, Part II, p. 14 f. 古市恵太郎訳『民主政治の真偽を分つもの』(理想社 一九五九) 三八頁。

(2) *Ibid.*, p. 16, 同、四一頁。

(3) ケルゼンのこのような国際法理論・思想の形成過程の背後には、民族問題に苦しみぬいてきた多民族国家オーストリア・ハンガリー二重帝国に対するケルゼンの問題関心も重要な要素としてひそんでいる、と思われる。現在の筆者にはそれについて云々する能力はないが、ケルゼンの主権論、国際法を論ずる場合には欠かせぬ視点であろう。

(4) Kelsen, *Vorrede zur ersten Auflage der Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, S. XII, 前掲長尾訳 一五七—一五八頁。

(5) *Ibid.*, S. XIII, 同、一五八頁。

〔一〕

「近時、政治的教養及び教育を求める声がますますかまびすしく、又一般的なものとなってきたが、それ以来一九世紀の精神生活が示した顕著な欠陥が意識されはじめてきている」(PWE, S. 1501) ケルゼンは『政治的世界観』をこのように始めている。それでは「一九世紀の精神生活」の「顕著な欠陥」とはどういうものであったのだろうか。近時の「政治的教養及び教育を求める声」はそれとどのように関わるといえるのであろうか。

まず第一の点即ち一九世紀の精神生活の欠陥といわれているものに関して結論からいうならば、ケルゼンはそれは一十九世紀は個人主義と自然科学的精神の結びつきが支配した世紀であり、それはブルジョアジーのリベラリズムという政治的立場と対応するものであったことに起因する、という。個人主義と自然科学的精神とは必然的に政治的無関心を随伴させずにはおかなかった。ここに「一九世紀の精神生活」の「顕著な欠陥」があった、そして「政治的教養及び教育

を求めめる声」は、これに対する反動として生じたものであり、このような一九世紀の精神生活の欠陥についての社会的自覚であり、リベラリズムの政治的立場——それは非政治的・反政治的であるという性格をもつ——の克服への動向の徴候である、というのである。

ケルゼンによれば、このような一九世紀の自然科学的精神と非政治的・反政治的精神とは「最も内面的な関連」(PWE, S. 1504)に立っている。そしてこのような事態は、唯物史観の公式に従えば容易に説明することができる、という。

「支配階級、より正しくは一九世紀初頭に革命という経過を辿って支配の座についた階級は、政治的に満ち足りている。ブルジョア政党的リベラリズムのプログラムの要請した法及び国家秩序が大体のところ実現されているからである。闘いとられた政治的自由は支配者たるブルジョアジーに経済的に十分に満足する可能性を与え、一九世紀初頭に成長してきた資本主義はブルジョアにとって必要な政治的保障を達成した。政治的行為に対する唯一の刺激、即ち経済的獲得物はこれ以上与えられない。政治的行為はもはや支配階級から発せられるのではなく、被支配階級から発せられる。支配階級は今や単に政治的リアクションの担い手であるにすぎない。それも政治的に成長したプロレタリアートの攻撃からの弁護及び現存の状態の確定及び保守という二重の意味において。政治的リアクション、保守的傾向は、その内面的本性からいって、一層の領域へと浸透していくという適性を有するものでは何らない。支配階級の圧倒的部分の政治的無関心は、単に経済的目的のための政治的手段としてのリベラリズムはそれを達成すると同時にけいいなものになるということの徴候にすぎない。支配階級は非政治的である、というのはそれは経済的に満足し、その知性を今や全く非政治的の学科へと向けるからである。自然科学と哲学の花盛り！」(PWE, S. 1504f.)

ここでブルジョアジーの「プロレタリアートの攻撃からの弁護」及び「現存の状態の確定及び保守」という「二重の意味におけるリアクション」が問題にされているということは、この論文の焦点におかれている当時の政治的教養への目ざめと、『純粹法学Ⅰ』において一定の完成を見るに至るところのケルゼンの自然法及びそのイデオロギー的核心

を継承するものとしての伝統的法律学、一般法学に対する鋭い批判——所有権及びそれを原型とする権利・人格・自由等の諸概念の保守的・弁護的・正当化的機能に対するイデオロギー批判、即ち筆者が「所有的個人主義」批判として理解しようとするところのもの——との内在的関連に想到させるものであるという意味で、興味深いものがある。だが、この点については後に言及する機会があるであろう。ここでは、そのような内在的関連を背景としては意識しながらも、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級的対抗関係を基軸に、政治的教養の目ざめをめぐって問題が設定されているのだということが確認されれば足りる。ケルゼンはこの問題をめぐって個人主義的世界観と集合主義的世界観の類型を構成しようとするのである。

ところで、既に指摘したようにこの引用部分におけるケルゼンの議論は、彼自らの理解によれば、唯物史観の公式に依ったものであった。彼はこの唯物史観の公式に従った説明が「求められた原因の大部分を蔽うものである」ということについては疑問の余地はな^く」(PWE, S. 1505)とすら言う。但し、ケルゼン自身はその説明だけで充足させられることなく、「経済的関係が社会現象の唯一究極の規定因であると考えない者には、更に一層深く穿っていき、一層深い心理的関連を発見するという可能性、否むしろ必然性が与えられているのであって、それは説明への要求に対して単なる経済的因果連関への洞察がもたらす以上に多くの満足をもたらすのである」(PWE, S. 1505)として次のようにこの論点をくりひろげていく。

リベラリズムの世界観は「根本において国家に敵対的であり、あるいは国家に疎遠であるという性格のゆえに、非政治的性格」をもつ。かかるものとして「それは個人主義的世界観の実現的現象形態にすぎない」(PWE, S. 1506)。つまりリベラリズムという政治的「・経済的」世界観は、個人主義という世界観の政治的・実践的局面における表われだ、そしてこのようなものとしてリベラルな、個人主義的世界観と自然科学的精神とは内在的関連にあるのだ、という

のである。

こうしてこのような観点はケルゼンを世界観の類型論へ赴かせる。つまりリベリズムという政治的世界観を個人主義的世界観にまで還元し、そこへ自然科学的精神をも包含させながら包括的な世界観を構成し、⁽¹⁾他面でこのような世界観にあき足りなさを感じそれを克服しようとする傾向——「政治的な教養及び教育を求め声」に象徴されているところの——の背後にそれとは異質の世界観——それをケルゼンは集合主義的世界観とよんでいるが、政治的世界観としてはリベリズムに対抗する社会主義である——が抬頭しつつあることを看取し、それを白日の下にもたらそうとするのである。この二つの世界観の対抗関係がブルジョアジーとプロレタリアートの対抗関係に立脚するものであることは、既に明らかな通りである。つまり、ケルゼンは当時の資本主義経済体制とリベリズムが陥った窮状についてはマルクス主義の公式的説明に一応のところ納得しながら、その上に更に経済一元論に対するあきたりなさ、ものたりなさを世界観論——それは以上のところで示唆され、又以下でくわしく見るように、学問的方法論の問題を不可欠の要素として含んでいる——を發展させることによって補填しようとしているのである。だが、ケルゼンのこの世界観論がマルクス主義の「公式」的説明に一応眼を向け、それを肯定するということによって、「社会的場面」に開かれた性格を明瞭に帯びるに至っており、それが議論に迫力を与えていることは否めぬところであろう。

ここで我々は前章^[4]で引用したマックス・アドラーの二つのリベリズム概念——個人主義的な政治的・経済的リベリズムと集合主義的(社会主義的)な哲学的リベリズム——の区別を想起するであらう。ケルゼンのこのような世界観の区別に酷似するこのアドラーの論述もやはり次のような「政治的・経済的リベリズム」に対する批判的観点に支えられていたのである。アドラーは言っていた。「経済的・政治的リベリズムはその帰結においてアナキズムに帰着するのであるが、その帰結はとりわけ才のきらめきを示し且深い洞察力をもつマックス・シュテイナーが引き出したのであった」⁽²⁾。それは「本来は既に一七世紀中葉以来ブルジョ

アジーが支配的となっていたイギリスにおいて成立したものである。……ジョン・ロック、リチャード・プライス、トーマス・ペイン、アダム・スミス、ジェレミー・ベンサム、そしてフランスでは重農主義者たちが、このリベラリズムの傾向を示したのであるが、その現実の結果は、一九世紀のマンチェスター主義が明らかになった。それは所有上・経営上の利害を無制限に解き放つことによって、社会を理論上否定するだけではなく、実践的にも破壊の危機に陥れたのである。⁽³⁾ アドラーのこのような観点はケルゼンのそれとの強い親縁性を窺わせるものである。その親縁性はそれに立脚した上で相互批判を排除する性質のものでは勿論ないのだが。⁽⁴⁾ さて、それはともかくとして、ここではまず項を更めてこの二つの世界観についての概観を得たい、と思う。

(1) 先に第一章^[三]において我々は、徳永恂の言葉に即して、一九世紀の末から二〇世紀の初めにかけては、「自然研究によって与えられた自然ないし世界についての客観的知識の総体」としての「世界像」と「実践主体を中心にした世界についての統一的理解」としての「世界観」についてみてきた。その議論をふまえていえば、ここでケルゼンは、自然科学的知識の総体をすら「実践的、主体的契機を強くもつ」ところの世界観の一契機にすぎないものとみる観点をハッキリと打ち出している、ということが出来るであろう。このことは次項^[三]においてより具体的にみる筈である。このことのうちにも、ケルゼンは学問的方法というものを世界観的レヴェルにおける具体的な思想といかに密接に関わるものと考えていたかが窺える。

(2) Adler, *Kant und Marxismus*, S. 204.

(3) *Ibid.*, S. 205.

(4) Vgl. Adler, *Die Staatsauffassung des Marxismus*, S. 137f. Anm. そのでアドラーは「世界観を類型的に構成する」ということに対する批判的観点から、一九一二年に Karl Pribram の著書 *Die Entstehung der individualistischen Sozialphilosophie* の出版後このような「思考様式」が影響力をもつに至ったという状況の中でケルゼンやラートブルフの世界観の類型論に簡単に言及し、それは「形而上学」に帰着するか、「相對主義」に門戸を開くものにならざるをえない、としている。しかしアドラーが例えばケルゼンの世界観論の背後にひそむ問題状況の把え方を斥けるものではないことは、第一章^[四]の引用から明らかである。

〔三〕

ケルゼンは世界観の類型化の最深の基礎に「性格」というものをおいている。そのことよってこの類型構成に時代状況の反映という以上の一般性を与え、「唯物史観の公式」に従った説明の扁平さを免れようというのである。だが、このことがむしろマイナスに働いているのではないか、筆者がこのような疑問をもっていることについては既にふれた。世界観の多元性の究極の根拠は究極的には、社会的・歴史的場面における問題状況にある、と思われるからである。しかし、それはともかくとして、ここでは直ちに個性主義的世界観と集合主義的世界観とは、ケルゼンによっていかなる構造を有するものであると考えられているのかを明らかにしていこうと思う。

〔A〕 個人主義的世界観 *individualistische Weltanschauung* (以下では *Individuum, Individualismus* 等の語を適宜個人、個人主義、あるいは個体、個性主義と訳しわけていく) Ⅱ「この世界観にとっては個体が唯一の所与である」(PWE, S. 1506)。

- (i) この「世界観の源泉」としての「性格」……「自我の事実がきわめて強力で特殊である」。「自我が唯一の統一性 *Einheit* をなし、存在の中心をなす」。「他なるもの、あるいは他者は、敵対者と同義である」。それは「集合主義」の根底をなす「汝ー観 *Du-Anschauung*」に対立するものとしては、「自我ー観 *Ich-Anschauung*」である (PWE, S. 1508)。
- (ii) 認識の構造……その「認識方法は全く分析的」である。即ちそれは一切のものを「原子へと分割していく傾向 *Atomisierungstendenz*」をもち、「ひたすらに分解をおしすすめていき、不可分のもの、即ち個物、もはやそれをこえ

説いていく何物も存在しないような究極の統一性、自我に達するまでは、休むことを知らない」。この認識の方法によっては、「集合体の実在性」、「高次の存在としての集合体、数多の単一性より成るもの das zusammengesetzte aus mehreren Einheiten Bestehende」、「結合的全体」の前に立ちどまることも、それを理解することもありえない。それは

「原子化的、あるいは機械化的認識原理」に立脚し、「専ら因果的な考察様式の支配下にある」。「それにとっては上下の位階的秩序に対する感覚は存しない」し又、「価値や權威に対する感覚——それはただ特殊に規範的な考察様式に就いてのみ存するものである——が欠けている」。かくして又、それは「集合体の実在性」、「有機体の本質」の「存在の権利 Existenzberechtigung」を否定する (PWE, S. 1506)。

自然科学的思維様式はこの個体主義的世界観と「内面的に親縁関係を有する」(PWE, S. 1507)のものであり、いわばその部分である(これについては(v)として論じる)。

(iii) 人間観……「他者とは敵対者と同義である」。「汝なるもの」も個体主義的自我にとっては永遠の謎である。というのは悟性にとって、自我・体験は他者においては思惟されないからであり、やはりこの他者も我「自我」である、という要求を掲げて登場してくるからである。『汝なるもの』は理解しがたいものであり、敵対的なものであり、それ故にエゴイズムは非社会的な、それ故に非政治的な個人主義の人生観なのである」(PWE, S. 1508)。

(iv) 社会観・国家観・政治思想……「個人主義にとって、社会的世界は単に多くの行為的な個人へと帰着せしめられるにすぎない」。「人類あるいは社会、国家あるいはその他の集合体というより高次の統一性は、個人主義的な意識にとつては、論理的に即ち悟性によつては把握しえぬものである」(PWE, S. 1508)。「個人主義は国家を否定する」。「リベラリズム」——即ち個人主義の政治思想上の表現——は「根本において国家に敵対的であり、あるいは国家に疎遠である」(PWE, S. 1506)。「個人主義は、その究極の帰結において、政治的アナキズムに帰着すると共に、倫理的

ニヒリズムに帰着する」(PWE, S. 1506f.)。リベラリズムは「はじめから積極的目標に向けられていたのではなくて、根本的にはネガティブのみ、個人に課せられた国家的枠に対してのみ闘っていたので、結局それは最後には国家一般の否定に至らざるをえなかった」。「リベラリズムの政治即ち解放の政治が究極的には政治からの解放に帰着するといふことは、単なる論理的帰結にすぎない」(PWE, S. 1506)。

(v)自然観……個体主義的世界観は、「近代自然科学的思惟と内面的に親縁関係を有する」(PWE, S. 1507)。それは「個体主義的考察と同様に、全く因果原理に従う……それは「その最も内面的本質からいって機械主義的で原子化的」であり、「世界を運動する原子の統計へと解消する」。それは「もし自らの特殊な方法に忠実であり続けようと欲するならば、きわめて細心に一切の価値を避けねばならず、神も悪もみることなしに、原因と結果とを探索しなければならぬ……。それは自然法則に定位せんことを追求するのであり、その領域においてはいかなる規範をも承認しえないのである。即ち、それは個人主義と同様に権威を恐れるのである」。その「理想」は、「有機的なるものを非有機的なるものへ還元すること」であり、「それゆえにそれは社会的領域における個体主義と同様に、有機体の謎を把握しえないし、又それを把握しようとも欲しないのである」(PWE, S. 1507)。

以上でみられるように『政治的世界観』において示された世界観の構造はきわめて包括的なものである。それは筆者が項目をつけて整理しておいたように、(i)世界観の源泉としての「性格」、(ii)認識論的構造、(iii)人間観、(iv)社会観・国家観・政治思想、(v)自然観を包括している。次に、やはりこのような項目に区分しながら集合的世界観の構造をみていこう。

〔B〕 集合主義的世界観 *kollektivistische Weltanschauung*——ケルゼンはこれを「普遍主義 *Universalismus*」(PW E, S. 1507)ともよぶ……この世界観は「結合的全体のみを統一体 *Einheit* として把え、これに対して個体を多かれ少なかれ偶然的な部分として重要視しなご」(PW E, S. 1506)。

(i) この「世界観の源泉」としての「性格」……「その形而上学的な自我—意識の強調のされ方が比較的弱い。従って自我と世界、自我と社会あるいは自我と国家の関連が、対立としてではなく、より高次の調和的統一性として現象する」。「普遍論者」はその結果、「国家と社会とに対して、自然の生けるもの死せるもの一切に対するインディ的な流儀で述べるのである。即ち *Tat wam asi* それは汝である、即ち自己自身を国家・社会・世界の部分として、有機的肢体として感ずるのである」と(PW E, S. 1507)。「世界のシンボルのみが、人類の・社会の・国家の代表者のみが、『汝なるもの』を自我に対立させ、宇宙・人類・社会及び国家と同様に朗らかに肯定されるのである」(PW E, S. 1508)。

(ii) 認識の構造……「総合」的である。「有機的なものが機械的なものと共に所与のものとなされる」(PW E, S. 1507)。「ただ集合主義のみが有機体の本質に対して正当に取り扱うことができる」(PW E, S. 1507)。「個々のものを超えて立つ全体、集合主義を認識することにおいて価値、権威を創造する」(PW E, S. 1507)。そして「価値や権威に対する感覚は特殊に規範的な考察様式にとつてのみ存在する」(PW E, S. 1506)とつうことを顧慮するならばそれは「規範的な考察様式」を同時に認識の方法として有しているといわなければならない。

この観点から、ケルゼンは「自然科学の模倣の単なる帰結」としての「社会科学の全破産」について言及し、次のような点を例示している。「刑法学を精神医学に解消する新派刑法学の不当性」、「規範的法律学とりわけ国法学が自然科学的—因果的考察様式の下で、苦しんでいる」という事実、「法論を社会学におきかえるという愚かな、一切の方法論を嘲笑する試み」、要するに「規範的意味において立てられた問題を説明的な仕方では解消するという論理的怪物」。社会的有機体を理解することへの社会学の無力さ(PW E, S.

1509)。

- (iii) 人間観……集合主義的世界観は「人生観としての利他主義を伴う」(PWE, S. 1507 f.)。
- (iv) 社会観・国家観・政治思想……「自我と社会、自我と国家の関連」を「より高次の調和的統一性」として把える。この世界観は「政治的な、即ちより高次の社会的統一性としての集合体へと定位し、連帯の感情及びこれと親縁性を有する権威意識に由来する感性及びそれゆえに政治的教養」(PWE, S. 1508)を有しうる。「集合主義的運動」即ち「プロレタリアートの大多数を獲得した社会主義」及び、それが支配層に対して与えた影響の「社会的果実」としての「国家社会主義」[「講壇社会主義」]がこの世界観の政治思想的表現である(PWE, S. 1510)。
- (v) 自然観……集合主義は又有機体論でもある(PWE, S. 1507)。

ケルゼンの『政治的世界観』における世界観の類型論はほぼ以上のような内容を有している。それをふまえた上でここで我々は次の点に更めて注意を促しておきたいと思う。つまりケルゼンの『政治的世界観』におけるこのような世界観の類型論においては、我々の関心の焦点であったところが「政治的教養と自然科学的教養とは、世界観、性格、方法の対立として向き合っているのである」(PWE, S. 1508)という形でズバリ示されているということである。「方法」がこの文脈の中で位置をしめていることはハッキリと確認しておくべきことであろう。ケルゼンはこの指摘をただちに次の指摘につなげていく。「自然科学的——因果的思考様式と政治的——規範的思考様式の方法論的対立がしばしば見過しにされ、又個体主義の優越と結びついた一九世紀中の自然科学的教養の優勢とそれへの節度を失った過大評価の結果、それは学問的に濫用されるに至り、多くの学科の重大な理論的危機を招きよせたのであった」(PWE, S. 1508f.)。つまりケルゼンは世界観を論じながら同時に、自然科学的——因果的思考様式による社会科学諸領域の篡奪を防ぎ、それ

を固有の学問領域として確立するためにそれに固有の方法として政治的—規範的思考様式・方法がハッキリと自覚されるべきだという方法的要請を提出し、それをしかもリベラリズムと社会主義の対立とその対立の中の政治的教養、政治的意識への目ざめと内的に結びつけて考えようとしているのである。「長い間悲哀の念とともにその不在を心にかけてきたところの個別の分野と世界観の関連」はここにおいてケルゼン自身によって、政治思想を含むものとして、否むしろそこにおける対立を核心に有するものとして、そして学問的方法すらそれとの関連においてあるものとして具体的構造においてハッキリと示されるのである。そして念のために再度言っておくが、ケルゼンは集合主義的世界観、リベラリズムを批判する社会主義的運動及びそれに対する支配層の応答としての講壇社会主義、そこにみられる政治的教養・政治的意識、政治的・規範的方法に立脚する社会科学の再興、の側に立っているのである。我々は一見頑冥にすら思われるケルゼンの方法的二元論の主張を一度このようなコンテクストの中へ還元した上で、その意義をあらためて思い、吟味しなおすべきではないであろうか。

ところで、筆者のこのような理解をふまえていうなら、ここには、実は二つの問題点があるといわなければならない。第一は、ここでケルゼンが「政治的・規範的思考様式」というような言葉使いをしているところからみれば、ここで彼は規範的考察・方法を問題にするにあたって「法規範の純粋に形式的な考察様式」と、それをこえた政治的・倫理的価値の領域に属する実質的規範的考察様式が区別されていないか、という問題である。第二には、この集合主義的世界観へのケルゼンの傾倒は、『主要問題』執筆時のケルゼンの立場といささか様相を異にしているのではないか、という問題である。これら二つの問題については、節を更め、次節及び次々節においてそれぞれに検討しておくことにしようと思う。そのような問題を解決するということのためというよりは、むしろその問題をめぐる若干の検討を行っておくことが、ケルゼンの以上の世界観論をめぐる我々の議論を別の角度から具体化することに役立つと思われるからである。

〔四〕

一 前項においてみたように、『政治的世界観』においてケルゼンは、個人主義的世界観は「規範的意味において立てられた問題」をそれ自体として把えず因果科学に解消しようとする、その意味でその世界観には「政治的・規範的考察様式」が容れられる余地がないのだ、と述べていた。ところでケルゼンがこのように「政治的・規範的考察様式」について云々する時、それはケルゼンが『主要問題』において自らの法認識の方法の固有性としてマックス・ウェーバーの『客観性』論文の一節を援用しつつ示した「純粹に形式的な考察様式」と同じものとみることとはできないのではないか。それはこの「純粹に形式的な考察様式」と本来はこれを超えている筈の政治的・倫理的価値の領域に属する規範的考察様式とを明確に区別していかないばかりか、むしろ両者を渾然一体として扱おうとするものではないのか。従ってそれは、後に「方法的純粹性」として定式化されるに至るところのケルゼンの法学方法論の観点からすれば、許容しえない方法的混淆主義に陥るものではないのか。前項末尾で示された、そして本項で検討するべき「第一の問題」とはこのような問題である。

ある意味ではこのような疑問は全く当然のものであり、『政治的世界観』でのケルゼンの「政治的・規範的考察様式」という表現とそれに関わる議論とが後の法学方法論の観点からみて方法混淆主義に陥っているということについては弁護の余地はない、といってよいのではないかと思われる。しかし、ここにはこのような論理的観点からの批判だけではすまない問題が潜んでいるといわなければならない。従ってそれだけを指摘して事足りれりとするなら、問題の核心を逸しかねない。

要するに筆者のいいたいことはこうである。成程ケルゼンは『政治的世界観』においては、確かに形式的・規範的考察は学としての自立性、自己完結性を有するということを一旦承認した上で、それも、世界観のレヴェルでみればそのような性格を保持したまゝで政治的・倫理的価値の領域につつまこまれるのだという構造を正確に表現してはいない。その限りで表現は方法混淆主義的なものに墮している。だが逆に『政治的世界観』における「政治的・規範的考察」というような表現によって、ケルゼンは政治的・倫理的価値の領域と形式的・規範的研究領域との間に存する関連を当然のものと考え、それに疑問をもたなかった、ということが示されていることを看過してはならないであろう。例えば、そのような関連は『純粹法学Ⅰ』において消失するどころか、むしろ次のように正確に定式化されるに至るわけであるが、そのような関連への着目がナマの形でここにあらわれているということは、——『純粹法学Ⅰ』の理解においては一般に両者の間の区別にのみ注意が向けられて、関連への注意が閑却されることが多いだけに——それなりに意義あることだといわねばならない。

その『純粹法学Ⅰ』における定式化とはこうである。「純粹に実証主義的に考察すれば、法は外的強制秩序にはかならない」。かくして「法は単に一つの特種な社会技術として概念されるわけである。即ち希望された社会状態に正対的な人間の行態に対して効果として強制行為（即ち生命・自由・経済的価値などの財の強制的剝奪）を結びつけるということによって、その希望された社会状態を惹起するか、これを惹起しようと試みるものである」(RRL I, S.28f. 邦訳 五二頁)。

これはケルゼン法理論の一つの核心をなすテーゼであるといつてよいと思われるが、ここでケルゼンは政治的価値の目的「希望された社会状態」というレヴェルにある規範性と、その価値目的を実現するための手段と考えられる法即ち「社会的技術としての法」のもつ規範性とを区別し、その上で両者を手段「原因」と目的「結果」の関連において結合させているのである。このケルゼンの定式のうちには、一つの世界観が影をおとしている。あるいは「一定の

方向をもった意欲」の主体としてのケルゼンが法の純粹認識ということのうちに学問的な問題が存在するということを承認し、それを「知るに値する」ものとして定立したという事情がひそかに刻みこまれている、といわなければならない。というのは、自らの理想、政治的、倫理的価値——つまり『純粹法学Ⅰ』におけるケルゼンの表現に従えば「希望された社会状態」——を「社会的技術としての法」を通じて惹起せしめようとする観点は、明らかにレッセ・フェールを標榜するリベラリズムとは異質の世界観に立脚するのでなければ成り立ちえない観点だからである。しかも、視圈を彼の政治思想にまで拡げておけば、ケルゼン自身はこの「社会的技術としての法」を通じて実現されるべき「希望された状態」として、リベラリズムを克服した集合主義的・社会主義的状态を考えていることは容易に知られるからである。このような構造をひそめ乍ら、ケルゼンは『純粹法学Ⅰ』においては方法的混淆主義という疑念から一切自由でありえ、方法的純粹性を貫きえているのである。

このような構造は、「希望された社会状態」を実現するために法を手段として用いようとする意欲の立場を去り、学問的観点——少なくとも『一般国家学』及び『純粹法学Ⅰ』の段階における——に立つ時には、次のような三つの領域に分かれてあらわれてくる。即ち、①「社会的技術」的手段としての法が規範論理的体系をもつものとみられる時、そこに「規範的、法律学的認識の対象」が成立し、それに対しては「法規範的純粹に形式的な考察様式」を超出しない限りで学問的客観性が可能となる。②この構造の中で手段—目的の連関は、原因—結果という因果関係のレヴェルとしてみられる限りで「社会心理学や社会学の客体」(RULY, S. 127, 邦訳 一九六頁)となる。更に③この因果関係に担われて実現されるべき目的「希望された社会状態」、即ち政治的・倫理的価値は、意欲と行為の領域に属するものであり、認識—学問の領域を超越したものととして、そこからは排除される。

このように学問的観点からみて形式的—規範的考察の対象として、因果的考察の対象として、又そもそも学問を超越

説
した政治的・倫理的価値の領域にあるものとして、全くバラバラに存在することになるこれらの諸領域は、政治思想と
いうレヴェルにおいてはそれにもかかわらず、一つの統一的連関をなすものとして現われてくるのである。二〇年代の
ある論稿においてケルゼンは①と②の關係に即して次のようなことを言っているが、それもこのような論脈の中で理解
されるべきことであろう。

「ウィーン学派は、国家という観念的体系を『實在化』していく動機づけの連関に対して深い洞察がなされるといふことのもつ意
義を……過少評価するものではない。しかし、ウィーン学派は認識方向の二元性のゆえに、このような研究は意味形象としての国家
に向けられた考察とは別の学科に帰属せしめられねばならない、と考えるのである。だが、この二つの学科の認識がある共通のもの
に属するものであるということは、今述べた意味においては疑問の余地なきことであつて、その二つの学科の認識が同一の著者によ
つて、そして場合によっては又同一の書物において提起されるということ、このことに対してはウィーン学派は決して異論を唱える
ものではない。」

以上の点をふまえていえば、『政治的世界観』においてはケルゼンは、政治的倫理的価値目的のレヴェルにおける
規範性と、その価値目的を實施するための「社会的技術としての法」のもつ規範性ととの間の区別をふまえた連関を示
さず、両者を一挙に「政治的・規範的考察様式」という言葉に包含させてその連関を直観的に——だが、やがてはその
区別をふまえた連関とへ分節化されるべき余地をもつものとして——語っているのだ、ということが知られる。そして
法を「社会的技術」的手段として駆使し、それによって何らかの国家目的を、しかも積極的な目的を實現していこうと
するこのような思考様式を直観的にとらえながら、このような思考様式はリベラリズムの政治思想には原理的に存在し
ないのだ、ということを示し、それを集合主義的、社会主義的世界観の中に位置づけていたのである。

筆者は前章において、一九二〇年以後のケルゼンの精力的な政治的諸論文の発表と『一般国家学』、『純粹法学Ⅰ』の

構想が成熟していく時期とが重なり合っているのは、決して偶然ではなく、内的必然性があつたのではないか、という意味のことを述べた。それは以上のコンテクストの中で、彼の世界観の有機的諸項の同時的成熟として必然的に関連し呼応しあつていたのだ、と表現しておく方がより正確であるかもしれない。

ともあれこのように学問の観点からみれば全くバラバラに存在することになる対象も、それを世界観という観点からみれば統一的なものとしてあらわれてくる⁽²⁾。無論『政治的世界観』においてそれらが十分に成熟した分節的構造をもつということはできない。それ故にここここでは「政治的、規範的思考様式」といった一見混乱を伴う言葉が述べられもする。しかし、リベラリズムに対する批判的意識に貫かれる『政治的世界観』におけるケルゼンの立場は、そのような発展の方向性を可能性として秘めているのである。そしてそれが一九二〇年代に全面的に展開されるに至るのだ、ということも既にふれたところである。

次に、以上の議論に対する補論的意味において、『政治的世界観』におけるニーチェとプラトンの対比論に言及することによって、ケルゼンのそのような観点を別の角度から確認しておくかと思う。

(1) Kelsen, *Der Staat als Integration*, S. 22.

(2) ケルゼンの「純粹法学」は、法学の領域から「一切の政治的イデオロギーと一切の自然科学的諸要素」を排除し、「純化」しようとするものであり、「純粹な」とはそれら二つの領域から純化された、という意味に他ならない(RRL I, S. III, 邦訳、一頁)。だが、これら二つのものの法理論からの排除は、ある意味ではそれらを世界観・政治思想のレヴェルで統合的に再把握するための作業であるといえるのではないであろうか。従来、ケルゼンの「純粹法学」に対してはその非実践的性格が指摘されつつけてきた。しかしこのように考えてみれば、ケルゼンの「純粹法学」は法の実務的実践を超えた大きな視野における鋭い実践的意識と関わるものだ、といわれねばならない。

二 『政治的世界観』においてケルゼンは、一九世紀の精神生活の欠陥の哲学的表現をニーチェに見出そうとしている。彼は『ツァラトゥストラかく語りき』から「新しい偶像」の次のような核心部分を引用し、そこに非政治的、反政治的精神を見ようとする。

「国家、国家とは何であるのか。さて、今こそ君達は私に耳を傾けよ、私は今君達に民族の死についての私の言葉を聞かせるのであるから——、余計者のために国家は捏造されたのだった。——国家が終わる時、その時はじめて余計者でない人間がはじまる、その時必然的なるもの、一回限りでかけがえのない旋律をもった歌がはじまるのだ。国家が終わる時——その時、彼方を見よ、私の兄弟たちよ、そこに君達は見えないか、虹を、そして超人のかけ橋を」(PWE, S. 1504)。

ケルゼンはこのような国家否定者ニーチェを「非政治的。な一九世紀の哲学者」(PWE, S. 1504)だという。ケルゼンは「自然科学的一九世紀の非政治的教養は、古典的教養であるということを誇らしく思い、古典古代の文化——それはその最も内面的本質に至るまで政治的文化であった——に立脚していると主張する」(PWE, S. 1502)というパラドックスの頂点にこのニーチェを見出すのである。彼はこの点をこのように述べている。

「ギリシャ人の一切の精神的価値は国家に根づいており、国家において極まる。国家にもとづいて宗教があり、ただ国家のためのみ、且国家を通して芸術がある。そして宗教と芸術と哲学と科学とは国家生活と密接に関わりながら成長し、又これら一切の精神的作品が国家と有機的に連関しているということについての一般的意識は非常に強かったので、我々にとっては人格性の高度に個体的表現であるこれらのものは、個々人の行為・価値・功績をこの個々人からいわば解き放って、全体性のシンボルに、国家という人格に移し入れ、国家に帰属せしめるといふ固有の特種——政治的思惟過程によって把握されるもののように思われるのである。それは、丁度、その思惟過程が裁判官や行政官の行為を国家へと還元し、このような仕方での個人の行為という偶然なるものを国家の機関機能へ高めるのと同様である」(PWE, S. 1502f.)。

ここで筆者が傍点を打っておいた部分に着目すれば、ケルゼンは自らの法理論的モチーフをギリシヤ的精神構造に重ねあわせているようにみえる。それは先程みたケルゼンの「政治的・規範的考察様式」が政治的価値領域と形式的・規範的考察様式を共にふくんでいたのと同じような事情にあるということができるであろう。しかしそれについては今はひとまず措く。ここで重要なことは、ケルゼンがこのギリシヤ的精神構造の対極に立ちながら、同時にその最も良き理解者であるという逆説を孕んだ人物としてニーチェをあげている、ということである。ケルゼンはこのように言っている。

「……プラトンは、その壮大なる精神的大伽藍の頂きを国家のイデアールについての構想という王冠で飾ったのであったが、そのことはこの卓越した政治的文化的表現なのである。……おそらくフリードリヒ・ニーチェはこのプラトンの完全な敵対者であり、まさしくそれ故にプラトンの生まれついでる理解者なのである……」(PWE, S. 1503)。ニーチェは「プラトンの思想を、意味がその反対物へ転化するかに思われるところの……概念把握の謎めいた深みへと、沈みこませたのである」(PWE, S. 1503)。ここにニーチェの国家否定——超人の思想が成立する、というわけである。

このニーチェは「非政治的ない九世紀の哲学者」であるというだけではない。ケルゼンによれば、彼は同時に「自然科学的ない九世紀の哲学者」でもあった。

「ニーチェはラマルク、ダーウィンの進化論を哲学的に神聖化し、自然科学的理論を世界観にまで高めた。人間を超越するという彼の超人は、単に猿を超克する人間の継統であり、上昇であるにすぎない」(PWE, S. 1504)。

以上の事態をケルゼンは思想史的文脈の中へおき入れて次のようにも言う。

「ラマルクの『動物学の哲学』とW・v・フォンポルトの『国家作用の限界を規定せんとする試みのためのイデアーン』とは共に、一

九世紀のはじめには、区別され一見独立の二つの水源のように並び立っていたのであるが、やがては大きな流れに合流した。それは高い望楼から眺めるなら、一九世紀の個人主義的、自然科学的精神世界を示していることがわかるのである。それはダーウィンとシュテイルナーを経てニーチュエに至る。ニーチュエは、いわばその論理的発展においてアナキズムへと展開したりベラリズムと選択説、陶汰説、適応説などの仮説に支えられ、超人思想にまで昇華させられた進化論と合流させたのである。自ら自身の発展によって自己解消を遂げるということはリベラルな世界観の政治的プログラムのもつ特色である。はじめから積極的目標に向けられていたのではなくて、根本的には否定的にのみ、個人に課せられた国家的枠に抗してのみ闘っていたので、結局それは最後には国家一般の否定に至らざるをえなかった。フンボルトの『必要悪』からニーチュエの『よけいな偶像』に至る迄は単に一歩しかない」(PWE, S. 1505 f.)。

このようにニーチュエにおいては個人主義的世界観の基本的様相があらわれている。そしてそれにプラトンが対比させられているわけである。そしてその限りでケルゼンはプラトンに対して肯定的である。だが、このニーチュエとプラトンという対比は、ニーチュエはともかくとして、プラトンが集合主義的世界観の代表者として、登場せしめられているという点に着目してみた時、当時のケルゼンの問題意識を必ずしも的確に表現しているものとはいえない、といわねばならない。成程ケルゼン自身は——『主要問題』第一版序文にその一端を覗かせているように——プラトンに傾倒していたのかも知れない⁽¹⁾。そのことがこのような表現をとったのかもしれない。しかし、そのようなケルゼンのプラトンに対する態度が事実としてあったとすればそれは、そしてケルゼン自身のものである集合主義的世界観をプラトンに代表させるといふことは、少なくともその後歴史的問題状況の中でのアクチュアルな問題連関とのかかわりに於いてケルゼン自身により自覚的に克服され、否定されていく。第一に学問論のレヴェルにおいて、第二にケルゼン自身の政治的理想の内容を明確化していくことによつて。

この点については、例えば『プラトンの正義論』(一九三三)における次の一節によりおおよそそのところを窺うことができる。「人

間は正しく、行為するために知識を必要とする。まさにそれゆえに人間の認識作用は『善なるもの』に、神に関わる。このプラトンの学問観は近代科学のそれとは別世界の観がある。近代科学は、知識を求めるのは認識のためであって、認識は外的目的をもたず、その成果も意欲や行為、支配服従、すなわち政治によって規定されないことを基本前提としている。この科学とは第一義的には自然科学であるが、国家・法・社会に関する近代科学のような、意欲し行動する人間やその人間の相互関係を対象とする科学もまた現在は政治や宗教からの分離という確固たる原則の支配のもとにある。……社会科学は、政治に奉仕する場合には、もはや客観的真理に仕えず、権力のイデオロギーと化するからである。プラトン哲学がこの権力イデオロギーの方向へいかにつき進んでいるかを示すのはプラトンの真理観である』。

ここで我々は先に一において確認したことを再びみることができる。即ち「政治的・規範的考察様式」はここでは政治的倫理的価値領域と規範科学とへ分かたれている。そしてその上で、プラトンの立場はいずれの領域にも容れられないものとなっている。それが、政治や宗教から分離した規範科学だということは勿論できない。だが、それは政治的倫理的価値領域においても、ケルゼンの承認するところとはならない。この領域に属するものとしてはプラトンの真理観を含めた政治思想は「権力のイデオロギー」という否定的側面において扱えられるのである。

それではケルゼンのプラトンに対する評価は何故このように変化したのであるうか。この問題に対して本稿において精密な議論を行うことはできない。ただここではこの点をめぐる問題の所在を窺いうるだけである。その限りで以下の議論を行っておきたいと思う。さて、ケルゼンのプラトン評価の変化を促した原因はおそらく集合主義的・社会主義的世界観自体がハッキリと二つの類型へと再分割されざるをえないという問題状況が生じたことに関わっている。ここで我々はケルゼンの『民主制Ⅰ』から次の二つの引用を行っておこう。それはこのような事情を明瞭にしてくれる筈である。

(i) 「世界大戦は社会革命を誘発し、それによって民主制という政治的価値も再検討を余儀なくされた。社会民主主義という名の巨大な組織の大衆運動、社会民主党という名の政党に導かれたこの運動は、民主主義の実現に最大限の努力を傾注し、多大の成果を収めてきた。その名の示すように社会民主主義の精神的本質の半分は、社会主義であり、あとの半分は民主主義なのである。ところがこの運動が、いよいよ社会主義と民主主義の諸原則の実現の時が至ったかみえたその時に、停滞し、更には分裂したのであった。分裂した一方は逡巡しつつ、また多くの障礙に苛まれつつではあるにせよ、民主制実現という従来の方針を継続しようとしているが、他方は、決然と、激烈に、新たな目標へと突進した。その目標が、専制制の一形態であることは、公然と、卒直に、誰の眼にも明らかた形で示されている。ボルシェヴィズムの新共産主義理論は、この政治体制をプロレタリア独裁とよんでいる。民主制はかつて君権専制制との関係において問題とされたが、今や新たにこのプロレタリア独裁との関係で問題とされるに至ったのである」。

(ii) 「まさしくこのような独裁に対置されるとき、民主制はその最も深い本質を顕わし、その至高の価値を示す。それは万人の政治的意志を平等に評価し、あらゆる政治的信仰、あらゆる政治的意見、その表現としての政治的意志を平等に尊重する。絶対的価値の認識が不可能だと考へる者は、自説と反対の意見も可能なものとみなさざるをえない。それ故に、相対主義こそ民主主義思想が前提する世界観である。それ故この思想は、あらゆる政治的信念に平等に自己主張の機会を与え、自由競争を通じて平等に民心を得る機会を与える」。

ここでケルゼンは自らを相対主義者だと規定しているが、その彼がやはり『民主制I』において「可能な限りの経済的平等という理想が民主的な理想であることは疑いない。そしてそれ故に社会民主主義こそ初めて完全な民主主義である」という政治的信条を吐露していたことは既にみた。従って以上の引用にみられるように社会民主主義的運動の分裂の結果として二つの集合主義的世界観が類型構成されるとすれば、そのうちのいずれを選ぶのかという点で、ケルゼンの立場は紛れもなく明らかである。そしてこのような状況の中でプラトンの評価も又変化せざるをえぬことも明らかだといつてよいであろう。プラトンの哲人王の思想——真理観を含む政治思想——とボルシェヴィズムのプロレタリアート独裁の思想に共通点を見出すことは——少なくともケルゼンにとつて——決して困難なことではなかったからである。

さて、このようなケルゼンの立場は『純粹法学Ⅰ』においては次のような表現をとっている。即ち政治的、倫理的価値あるいは「正義の理想」は、実定法を「神聖化したり、醜悪化したり」することによってその現実の機能を「蔽いかくす」(RRL I, S. 37, 38 邦訳 六五、六六頁)というイデオロギー的機能を果たす限りでは批判されるべきである。だがそれが「法が道徳的であるべきだ、即ち、善くあるべきだ」(RRL I, S. 12 邦訳、二八頁)という当然の要求の源泉である限り、つまり意欲し行為する人間の倫理的・政治的価値追求の領域である限り、否定されることはない。ただそれは学問の対象とされえない(だから、学問的方法としては、因果的考察様式Ⅱ存在と形式的・規範的考察様式Ⅱ当為の二元論が維持される)だけのことである。そして、倫理的・政治的価値追求の主体というあり方におけるケルゼンは、『純粹法学Ⅰ』におけるこの叙述をふまえていえば、プラトンの政治思想——『政治的世界観』においては集合主義的世界観の典型とされていたところの——を「イデオロギー的機能を果たす」ものとして否定し、他方で自らの当然の要求としての「正義の理想」としては、カール・レンナーやイギリス労働党のラムゼー・マクドナルドと強い親縁性をもつ政治的主張をそれと置きかえていくのである。と共にこれと平行して、プラトンと自らの立場との差異を、別の世界観的類型——絶対主義的世界観と相対主義的世界観——の対立として表現し、前者にプラトンと共にボルシェヴィズム、ファシズム、ナチズムを吸収させていくのである。この意味で絶対主義的世界観とは「これが正義だ、ここにひざまずけ」と迫り、万人を支配の客体とみる権威主義として、万人を価値選択と実践的行為の主体として認める相対主義的世界観に、対立するものである。(このようなケルゼンのプラトン像の変化の中で、それに対応して彼のニーチェ像はどう変化するのか、あるいは価値相対主義とニーチェのニヒリズムとはどのような関係にあるのか、という問題は『政治的世界観』におけるニーチェ——「プラトンの完全な敵対者であり、まさしくそれ故にプラトンの生まれつきの理解者である」(PWE, S. 1503)とこのの——とプラトンの対比図式をふまえた時、避けることのできない問題と

なつてあらわれてくるであらう。この問題は筆者にとって大いに魅惑的なテーマである。将来この点にとりくむ機会をもちたいものと念願している。

第一章〔四〕で筆者は、ケルゼンの反ボルシェヴィズム、反ファシズム、反ナチズムは、「政治的、経済的リベラリズム」を否定しつつ尚且「哲学的リベラリズム」の側に立つという立場を維持しながらその上で主張されているのだ、と述べたが、それもこれと別のことを言っていたわけではない。

但し、ケルゼン自身がこの点を述べている時、それはいささか錯綜した様相を伴っている。例えばケルゼンは『国家形式と世界観』においては、まさしく一九三三年という時代状況をヴィヴィッドに反映させながら、民主制と専制制という二つの政治的立場に対応する二つの世界観を構成し、その類型は「究極的には性格学に帰着する……」⁽⁵⁾とし、民主制⇨批判的・相対主義的世界観に「汝・観」としてあらわれる性格——『政治的世界観』においては集合主義的・社会主義的世界観の基礎とされていたところの——を対応させ、専制制⇨形而上学的・絶対主義的世界観には「自我・観」としてあらわれる性格——『政治的世界観』において個人主義的リベラリズムの世界観とされていたところの——を対応させている。⁽⁶⁾

ここからおよそ次のことがいえるであらう。(i)一九一三年のケルゼンにとっての問題状況は、①個人主義的リベラリズム的資本主義か、②集合主義的・社会主義かという選択肢をもつて迫ってくるものであった。だが一九三三年においてはそれは、②民主制⇨批判的・相対主義か、③専制制⇨形而上学的・絶対主義か、という選択肢をもつて迫ってくる。(ii)この①か②か及び②か③かという二つの対立する選択肢にケルゼンは同じ二つの対立的性格類型を与え、それを基礎に世界観を構成している。(iii)②及び③はケルゼンの立場として統合可能であり、そのことによってケルゼンは自らの政治的世界観を民主制という政治体制をもつ社会主義というように具体化していると考えられるのであるが、他面で、①と③、つまり政治的・経済的リベラリズムとボルシェヴィズム、ファシズム、ナチズムを包括する専制制とが共に基本的に同じ性格類型を最深の基礎に据える、という矛盾に陥ることになる。⁽⁷⁾このような矛盾のうち、性格類型を基礎にする世界観論の限界が露われているといわねばならない。但し、ケルゼンの場合、その性格類型はその都度その時代の具体的問題状況を吸収しており、そのことによって空疎なものとなることが防がれているが、だがともかく我々がここで

確認すべきことは、ケルゼンがリベラリズムの批判的克服への志向性を保持し、前提とした上で、民主制（「社会主義的民主制」と専制制の対立に眼を向けている、ということである。

さて、筆者は今、ケルゼンは自ら選びとるものとしての集合主義的世界観の政治思想を、プラトンのそれに代弁させることはやできず、カール・レンナーやラムゼー・マクドナルドと強い親縁性をもつ政治的主張をもつて埋めていくのだ、と述べた。ここで筆者は更に、このような思想的発展の中でケルゼンは同時に、自らもそれに属するこの政治思想の潮流の先行者としてフェルディナンド・ラッサールを見出すのだということを描き出しておこうと思う。

カール・レンナーについては、後に簡単にふれる機会がある。従ってここではケルゼンのマクドナルド評価についてだけ簡単にその核心をみておこう。ケルゼンは『マルクスか、ラッサールか』という論文の結びの部分において、マクドナルドがマルクス主義の無政府主義的傾向——ケルゼンによればリベラリズムの政治的世界観の究極の帰結であるところの——を批判し、政治的国家を社会主義から切断することはできないと述べていることを紹介した後で、マクドナルドの国家目的論がラッサールのそれと一致するとして次のように言っている。「マクドナルドは言う。『社会主義の実現を担う人間のタイプについていえば、それは経済人でもなく階級意識をもつ人間でもなく、鋤耨を手にする個人でもない。それは理想をもつ人間、歴史的精神をもつ人間であり、知性のうちでは宗教及び名声と信望を有するものに対する感覚が支配的な影響力をもつような類の人である。つまり自らの仲間の寛大で不屈の協働者であるようなタイプの人である』と。それ故にマクドナルドが国家を最高の人倫的、目標を實現する手段とみなしたということは驚くにあたらない。彼の著作は次のような言葉で閉じられている。『社会主義は現代の課題と未来の希望に向つての我々の導き手たるべく、時代の充溢のうちに生じてきたのである』。彼の啓示はこうである。『国家は徳へ向かう努力を尽しながら個人と協働する方向に組織されるのでなければならぬ。個々人の意識は共同の意識の中で自己を再発見するのでなければならぬ。全体と個人とは、今や充足と平和との永久的追求を一体となつてすすめるのでなければならぬ』。政治的理論としては——そしてこのことが政治運動としての社会主義にとつては重要なことなのだ——マルクス主義は決定的な瞬間において不十分なものであることが明らかと

なった。そしてレンナー、パウアー、ヒルファーディング、クノフ、カウツキーの著作など指導的なドイツのマルクス主義者の著作にあらわれた重要な現象や、イギリスの社会主義が指導的位置を占めていることがある徴候を示すものとしてうけとることが許される。それは、もはや単に反国家的で、民族について盲目で、倫理的に無関心で『社会学的』であるのではなく、本常に政治的であるがゆえに自覚的に倫理的である理論の方向へのイデオロギーの転換が準備されているといえるのである。スローガンというものが妥当性をもちうるためには多くの留保があることを承知の上でこのような傾向をただ一つのスローガンに総括するとすれば、こう表現することができよう。即ち、『ラッサールへ還れ⁽⁸⁾』。

このようなケルゼンのマクドナルド評価が同時にこの時点でのケルゼンの集合主義的世界観の、現実的問題状況に研磨されたことによる具体化であることは、更めて言うを俟たぬところであろう。

- (1) Vgl. Kelsen, Vorrede zur ersten Auflage der *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, S. xii. 前掲長尾訳、一五七頁。又この部分との関係に於ては、vgl. ders. *Die platonische Gerechtigkeit, Aufsätze zur Ideologiekritik*, hrg. von E. Topitsch, 1964, S. 211 f. 長尾龍一訳「プラトンの正義論」(同訳『神と国家へイデオロギー批判論文集』(有斐閣 一九七二) 所収、八六—八七頁参照。
- (2) Kelsen, *Die platonische Gerechtigkeit*, S. 213. 前掲長尾訳、八七—八八頁。
- (3) Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, S. 50. 前掲長尾訳、四頁。
- (4) *Ibid.*, S. 83. 同、四三頁。
- (5) Kelsen, *Staatsform und Weltanschauung*, S. 8. 前掲長尾訳、一一四頁。
- (6) *Ibid.*, S. 10 ff. 同、一一七—一九頁。
- (7) もっとも、ケルゼン自身はそれを矛盾とは考えていないであらう。例えば『政治的世界観』においては、彼は一九世紀に勢いをえた「個体主義的、自然科学的精神思潮」に先行するものとして「重商主義及び警察国家の世界観」という集合主義的世界があった(*PWE*, S. 1509 f.)、これを指摘した上で、「世界観の循環性」の根底に「性格の循環性」、「人間の精神生活における循環性」というものがある、それが「普遍主義と個体主義」との「永遠の波動運動」があるのだ、それは「たとえ正確な法則では

ないとしても、適切な索出的原理」(PWE, S. 1510)だ、というのがである。『政治的世界観』と『国家形式と世界観』は、このケルゼンの言葉をふまえれば、矛盾というわけではない、といえる。

(8) Kelsen, Marx oder Lassalle. S. 297f. 尚このケルゼンの言葉の中でマクドナルドの引用後に述べられていることは、『社会主義と国家』第二版(一九二二)の結びとほぼ同文である。Vgl. *Sozialismus und Staat*, 2. erweiterte Aufl., S. 208. 長尾龍一訳『社会主義と国家』(木鐸社 一九七六)、一九三頁参照。

〔五〕

我々にはまだもう一つの問題が残されている。それは、集合主義的世界観へのケルゼンの傾倒は、『主要問題』執筆時のケルゼンの立場といささか様相を異にしているのではないか、という問題である。このことは、ケルゼンが『主要問題』第一版序文において次のように述べている、ということに関わる。

「本書のこの傾向は、社会概念に対して国家概念の範囲——現代の国法理論は、有力な国家社会主義的政治思想と顕著な並行性を示しつつ、国家概念の範囲を過大に拡大しようとしているのだが——を限定しようとする方向に展開する。この私の到達した結論はかつてのリベラリズムの国家論とつながるところがあるため、本書を、近年あらゆる面で勃興の兆を示しているネオ・リベラリズムの一徴候とみる者がいても、私は敢えてそれに抗弁しない」⁽¹⁾。

ここでケルゼンは当為と存在の峻別が法と社会の区別に連なり、従って「社会概念に対して国家概念の範囲……を限定」という理論的帰結に導かれたということを、社会に対する国家の政策的介入の限定・否定を標榜するレッセ・フェールの政策的主張と親縁性を有するものとみているようである。そしてそれ故に自らの立場が「ネオ・リベラリズム

ム」の立場だとみられる余地のあること、少くとも「国家社会主義 Staatssozialismus」に対しては否定的なものであることを自認しているのである。

これは明らかに『政治的世界観』における布陣とは異ったものである。なぜなら『政治的世界観』においては、国家社会主義（『講壇社会主義』は、支配者の側からするところの、プロレタリアートの運動によって触発されたリベラリズム克服の動向を自覚的に担うものとして登場してきたものだという点で、高く評価されていたからである。

ケルゼンはこう言っていた。「現在と未来との発展へと向けられた眼には……一九世紀を支配する個体主義がますます強力になってくる集団主義的運動によって撃退されている、ということは明白となっている。プロレタリアートの大多数を獲得した社会主義は、支配層の見解に対しても影響を与えている。国家社会主義はこの社会的力学の果実である。……ブルジョアジーの漸次的政治的成長——それについては今や数多くの徴候が語っているところだが——は何よりもまずプロレタリアートの巨大な政治的運動によって呼び起されたところの反射現象だということ、このように政治的生活が前面に浮び上ってきた⁽²⁾ということは、政治的衝動のくびきからの解放に余地を与えたところの集合主義的世界観の肉薄と最も内面的な連関に立っているのである。政治的感性の強められたまさにこの時期に、政治的教養の要求が顕著なものとなり、政治教育の問題が前面に押し出されてきたのは、決して偶然ではない。ただ、しばしばみられるように、もし政治的感性の教育と教養とによって、政治的知識によって政治的意欲が生み出されたのだと考えられるなら、それは原因と結果とをとり違えるものである。まさに逆なのだ。いたるところで呼びさまされている政治的意欲が今や政治的知識を求め、政治的教養と教育とを求めているのである。

私にはそもそもこのことこそが政治教育の問題の核心であるように思われる」(P.W.E. S. 1510f.)。

このようにケルゼンはプロレタリアートによって担われる社会主義的、集合主義的運動に大きな共感を示し、従ってその運動に支配層の側からこたえていった国家社会主義を高く評価しているのだが、そのようなケルゼンの姿勢は、その後国家肯定論的社會主義の積極的主張につながっていくのである。我々は前項でケルゼンがカール・レンナーやラム

ゼー・マクドナルドと強い親縁性をもつ政治思想を抱懐するに至ること、その政治思想の先行者としてラッサールの存在をみており「ラッサールへ還れ！」とすら叫んでいた、ということを描した。そしてマクドナルドに対するケルゼンのトーンの高い共感をみた。そのような立場は国家肯定論的社会主义——民主制という政治体制を不可欠の構成要素とするところの——とよぶことのできるものである。⁽³⁾ それをここではケルゼンのレンナーに対する評価に即して見て議論の手がかりをえておこうと思う。

ケルゼンは『社会主义と国家』において、ドイツ社会民主党の指導的理論家にことごとくラッサールの影をみとめ、従ってそれを論ずる第三章に「ドイツ社会民主党の党是——国家の肯定」という表題を与え、それをカール・レンナーへの言及でしめくくっている。ケルゼンは言う。「特に世界大戦中に、社会民主党内で国家肯定論が有力となったことについては、レンナーの著作が参照されるべきである。オーストリア人レンナーは、国家は不可欠の社会技術的手段であることを認識し、この認識をばかることなく表明した社会主義的著作家たちの代表者の一人である。彼において特徴的なことは、彼がマルクスやエンゲルスの『国家は階級搾取の道具である』という国家観を、ブルジョワ的階級意識による一面的見解となしたことである。……しかし客観的にみると国家は『一層高次のもの』とされ、更に『経済は常に資本家階級にのみ仕えるのに対し、国家は主としてプロレタリアに仕える』とさえ言っている。更には『国家は社会主義の挺子となる』とし、『社会主義の核心的要素は今日既に資本主義国家の全制度に附着している』と述べ、『プロレタリアの実践程国家ニヒリズムから遠いものはない』と主張する。この議論に「マルクスを援用するのは正しい」として、「これらすべての主張は全く正しい」。このことをケルゼンはハッキリと承認するのである。⁽⁴⁾

このケルゼンのレンナー評価と前項で引用した『純粹法学Ⅰ』の一節——法は、「希望された社会状況……を惹起する」ための「一つの特種な社会技術」として、「外的強制秩序」として「概念される」(RRL I, S. 28f. 邦訳 五二頁)——とが著しい親縁性を有していることは明らかであろう。しかもそれはケルゼンが学問的著作において論述すること——その方法論的立場からいって当然に——一貫して避けているところの国家目的論——それをケルゼンが政治論文

説
— においてはマクドナルドやラッサールに託して表明していることは既にみた——に接続されうるものだ、ということも

疑問の余地がないということができ(5)る。

論
— だとするならば、『主要問題』と『政治的世界観』の間に、リベラリズムと国家社会主義をめぐって、更には社会主義運動、集合主義的運動をめぐって、ケルゼンの立場・評価に断絶・転換があるといわなければならないのではないであろうか。第二の問題とはおよそこのようなものである。

卒直にいつて筆者は現在のところこの問題に十分に答えるだけの用意をもっていない。従って以下においては、この点をめぐっておよそどのような問題点が存在しているのかを指摘することができるにすぎない。だが、筆者の思想的ケルゼン研究の序説としての本稿においては、以下の問題点を指摘するだけでも、一応の意味はあるとして許されるであろう。

さて、『主要問題』と『政治的世界観』の間に存在する差異を明らかにしうる一つの手がかりとして両者の公表の間に横たわる二年間の間にケルゼンに起ったある重要な出来事をあげることができるのではないか、と思われる。それはケルゼンのヘルマン・コーヘンとの出会いである。

ケルゼンは『主要問題』第二版序文においてこう述べている。「私が国家概念と法概念に対する正当な認識となるべき認識論的観点に到達したのは、ヘルマン・コーヘンのカント解釈、特にその著『純粹意思の倫理学』によってであった。一九一二年の *Kant-Studien* 誌上における『主要問題』の論評は、同書を超越論的方法の法学への適用の試みであると、私の法的意思の概念と、それまで私の知らなかったコーヘンの主張との間に広汎な並行性が存在することを指摘して(6)いた」。

この書評が機縁となってケルゼンはコーヘンに取り組み、又個人的に訪問してその教えを乞(7)うた。そしてそのことによってケルゼンは『主要問題』でまだ残していた「国家両面説」的傾向を最終的に克服するなど、幾多の難点に気づ

き、それを克服しえたのであった。

ところで、コーヘンは、そしてコーヘンを中心とするマールブルグ学派は、新カント派社会主義者でもあり、その牙城でもあった。そのコーヘンとの接触が行われた際にケルゼンが新カント派社会主義に全く留意しなかった、ということはおそらくありえないことだ、と考えてよいであろう。無論、今の筆者にはこのレヴェルでの直接的関係については推測以上のことを述べることはできないし、軽率な判断は慎まねばならないと考えている。ただここには次のような、思想的には極めて大きな問題が絡んでいるのだ、ということだけを示しておきたいと思う。

(i)ケルゼンは『主要問題』第一版序文において自らの立場をマックス・ウェーバーの『客観性』論文の一節の引用によって示していた、ということには既にみた。ところで、ここでみられるウェーバー——ケルゼンという方法的立場の継承関係の核心である「法規範の純粹に形式的な考察様式」への法学の限定ということが直接にR・シュタムラーの法理論への批判を含んでいるということが看過されてはならない。事実、ウェーバーは一九〇七年に『R・シュタムラーにおける唯物史観の克服』においてシュタムラーを完膚なきまでに批判している。⁽⁸⁾又ケルゼンの『主要問題』の「第一部、予備研究」の「第三章 因果的、目的論的、及び規範的考察の関係、——法における目的——」は直接にシュタムラー批判を意図して執筆されたものであるし、それは同時に『主要問題』全体を貫く一つの基本的モチーフをもなしていたのである。

(ii)このシュタムラー自身はしかし、マールブルグ学派、及び新カント派社会主義の中心人物でもある。

この(i)に、既に注(7)でみたメタルの報告を投げ入れてみた時、方法論のレヴェルで、及び政治思想のレヴェルで、様々の入りくんだ問題がでてくる、⁽⁹⁾ということはいうまでもないであろう。

(iii)一九〇四年に、その後のオーストロ・マルクス主義の拠点となる雑誌 *Marx-Studien* 第一巻が公刊されたが、そ

ここにカール・レンナーは Josef Karner という筆名で『法制度の社会的機能』という論文を、又マックス・アドラーは『学問をめぐる論争における因果論と目的論』を発表する。⁽¹⁰⁾ 注意を要するのは、そのいずれもがシュタムラー批判という一面を有しているということであり、又そのうち、少なくともレンナーの論文については、ケルゼン法理論との関係をめぐって看過すべからざる問題がひそんでいないか、と思われることである。⁽¹¹⁾ しかもこの両者が属するオーストロ・マルクス主義は新カント派の影響を強くうけており、とりわけマックス・アドラーは新カント派社会主義の最左派とすら言うことができる程であった。⁽¹²⁾

(iv) 要するに以上のことは「いちじるしく事態を混乱させはしたが、同時にまた疑いもなく非常な刺激もあたえ、社会科学の原理的な問題の討論に大きな影響を及ぼした」⁽¹³⁾ シュタムラー及び彼をとりまくマルブルグ学派、マックス・ウェーバー、オーストロ・マルクス主義等の絡みあいの中での方法論と政治思想との関連へと我々が視線を向けることを強いるようである。⁽¹⁴⁾

(v) しかも筆者は以上の渦の中に、ドイツ社会民主党における修正主義論争で主役を演じたエドゥアルト・ベルンシュタインの名を投じておきたい、という誘惑にかられている。というのは、ラッサール全集の編集者でもあったベルンシュタインは、同時に新カント学派と少なからぬ関係をもったことでも知られており、又ドイツ社会民主党をイギリス社会主義の方向へ引き寄せていこうとした人でもあった。しかも彼の「民主主義は手段であると同時に目的でもある。それは社会主義の闘争手段であるが、また社会主義の実現形式でもある」⁽¹⁵⁾ という主張及びエンゲルスの国家死滅論に対する批判的態度などはケルゼンの立場を直ちに想起させる親縁性を有するものといわねばならない。⁽¹⁶⁾ 以上どれをみてもケルゼンとの関係を推測させるあるいはそれに興味をおこさせるに足る材料である、と思われるからである。⁽¹⁷⁾

しかし、以上は目下のところ筆者の推測にとどまる。少なくとも現在のところはケルゼンの法理論を彼自身の政治思

想・世界観との関連において考える時、このような思想史の広い舞台の上に連れてこられてしまふ、ということに気づいた筆者の覚え書にすぎない。

- (1) Kelsen, Vorrede zur ersten Auflage der *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*. S. XI. 前掲長尾訳 一五六頁。
- (2) Vgl. Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, 1925. S. 32f. 清宮四郎訳『一般国家学』(岩波書店 一九七二(改版)) 五四頁以下参照。
- (3) この点については次項六で多少立ち入った説明を行うつもりである。
- (4) Kelsen, *Sozialismus und Staat*, S. 67 f. 前掲長尾訳 一〇七頁。
- (5) 尚「リッサールを歴史法学との関わりに焦点をあてながら論じた興味深い論文として、西村稔、「法学的思考の歴史的成立——歴史法学の価値理念と自由主義——」(法学論叢 99巻5号、100巻3号、101巻5号、102巻2号所収)がある。この論文は本稿のテーマのもし意味に対しても大きな示唆を与えてくれるものであるといえよう。
- (6) Kelsen, Vorrede zur zweiten Auflage der *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, S. XVI ff. 前掲長尾訳 一七四頁以下。
- (7) この間の事情をケルゼンの伝記を公刊したメタルは次のように伝えている。後論との関係もあるのでここに示しておく。『哲学の領域においては、ケルゼンは、エーヴァルトの書評に刺激されて、マールブルグのカンティアナー、とりわけコーハンの研究に向った。コーハンの認識論は、ケルゼンに対しては持続的な影響力を有しつづけた。とりわけ彼がヘルマン・コーン自身のもとに訪れ短い時をもった以後はそうであった。最高度の方法的純粹性を志向するマールブルグ学派のカント哲学を深めていくにつれて、数多くの、途方もなく錯綜してしまつた法理論……に対するケルゼンの視線は研ぎ澄まされていった」(R. A. Meital, *Hans Kelsen, Lehre und Werk*, 1969. S. 15 f.)。
- (8) Vgl. Max Weber, R. Stammers »Überwindung« der materialistischen Geschichtsauffassung, 1908. *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 291 ff. この邦訳としては、松井秀親「R・シユタムラーにおける唯物史観の『克服』」(『世界の大思想』17ウエーバー、宗教・社会論集)(河出書房 一九六八)所収)がある。
- (9) 政治思想のレヴェルで、と述べたことには少し説明が必要であろう。ケルゼンはマックス・ウェーバーからは、方法論上の影響だけでなく、政治思想上も深い影響を蒙っている。このことは『民主制I』を一読しただけで明らかである。又後の注(14)も

参照されたい。政治思想のレヴェルで、と書いた時、筆者はさし当ってこのようにことを想起していたのである。

- (10) 念の為論文のタイトルを原語で示して置く。Josef Karner (=Karl Renner), Die soziale Funktion der Rechtsinstitute; Max Adler, Kausalität und Teleologie im Streit um die Wissenschaft. 即ち Rudolf Hilferding, Böhm-Bawerks Marx-Kritik und ihre soziale Funktion—Ein Beitrag zur Kritik des bürgerlichen Rechts (加藤正男訳『私法制度の社会的機能』(法律文化社 一九六八))として改訂され公刊されている。

- (11) レンナーとケルゼンをめぐる問題については次の二点を指摘しておこう。(i)方法論上の議論においてたとえレンナーは次のようなことを述べている。「いかなるものであれ、方法の混淆主義ほど認識への道の妨げとなるものはない。法制度をそれ自体として受けとるということは、それを規範複合体として受けとるということであり、それを個体として受けとることはそれを構成する諸規範の統一性によってなされるのである。だが、生活の事実に対するその作用性、Wirkung はこれとは全く別のものであり、それは規範の彼岸に存するものである」(Josef Karner (=Karl Renner), Die soziale Funktion der Rechtsinstitute, *Marx-Studien*, Bd. 1, S. 71)。「あらゆる規範の社会的実効性、die soziale Wirksamkeit jeder Norm は当然この規範の法律学的性格の彼岸にあり、従って又法体系学の課題の彼岸にある、それは丁度タバコの葉を利用することが植物学の彼岸にあるのと同じである」(*ibid.*, S. 69)。人はこの文章をケルゼンの文章だと錯覚してはしないであろうか。ここには、「法規範の純粹に形式的な考察様式を超出しない」時、法規範の認識が成立するというウェーバー—ケルゼンの立場と同質の立場がハッキリと示されている。尤もレンナーは方法的混淆主義の弊を説きながら、関心を——論文の表題が示すように——規範の妥当連関にではなく、その実効性に向けている。(ii)このレンナーの方法的混淆主義批判の上に立つ法の社会的機能についての、つまり法の実効性に向けられた——研究は、私的所有権批判ということを主たるモチーフとしている。その点においてレンナーのこのモチーフはケルゼンの伝統的法律学批判のそれと一致する面をもっている。そればかりか、——ここでそのことを詳かにすることはできないのであるが——筆者は『純粹法学』におけるケルゼンの私的所有権の擁護的機能への言及(Vgl. *RRLI*, S. 44 ff., S. 113f.; 邦訳 七六一—七七頁、一七六一—一七七頁参照)は、レンナーの所論をふまえて初めて十分に理解しうるものとなるものだと考えてよいのではないか、と思っている。もしこのような(i)(ii)の筆者の推測が大過ないものであれば、そのこととレンナー、ケルゼンの政治思想上の親縁性、又伝記上の事実——例えば第一次大戦後のドイツ系オーストリア共和国首相としてのカー

- ル・レンナーに共和国憲法の起草を依頼されたという事実——等を勘案すれば、ここに又多くの問題が設定される。
- (12) Vgl. Adler, *Kant und Marxismus*, 又本稿第一章四]におけるアドラーの引用も参照されたい。
- (13) Weber, R. Stammers. »Überwindung« der materialistischen Geschichtsauffassung, S. 291. 前掲松井訳、九頁。
- (14) 例えばアドラーは『学問をめぐる論争における因果論と目的論』の序において、「ロンイェ・ツァイト」におけるE・ヘルンシュタインの最初の修正主義論文がR・シュタムラーの『経済と法』と「ユゴックメーキングと種を接して発表されたのは決して偶然の符合ではなから」と私は考えている」(M. Adler, *Kausalität und Teleologie*, S. 207)と述べている。
- (15) Eduard Bernstein, *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie*, Neue, verbesserte und ergänzte Ausgabe, 1920, S. 178. 又 P・ゲイ、長尾克子訳『ヘルンシュタイン』(木鐸社 一九八〇)三〇一頁以下参照。
- (16) 関嘉彦によれば、一九二〇年以後のヘルンシュタインは「社会民主主義の諸政党の中では漸次ラッサールのいうところの人民国家 Volkstaat の観念が地位を占めてきたことを承認した後」、マクドナルドの『社会主義と政府』の中の有機体的国家観を「肯定的に引用」している、という(『ヘルンシュタインと修正主義』(早稲田大学出版部 一九八〇)、二四四頁)。そのヘルンシュタインはラッサールに対しては、一九一九年に「社会主義の道を切り拓いた師であり社会主義的民主主義の政治的指導者」(Ferdinand Lassalle, *Eine Würdigung des Lehrers und Kämpfers*, 1919, S. 6)と評価している。ケルゼンの『ヘルンシュタインか』を想起すれば明らかのように、ここで少なくともラッサール——マクドナルド評価においてケルゼンはヘルンシュタインと一致する。
- (17) Vgl. Kelsen, *Sozialismus und Staat*, S. 118 ff. 前掲長尾訳、一〇〇頁以下。

〔六〕

以上でみてきたように、ケルゼンはリベラリズムの歴史的限界の露呈と、それを克服しようとするプロレタリアートの集団主義的運動の漸次的成熟という現実の問題状況の中で、それに視線を向けながら、個体主義的世界観と集合主義

的世界観という二つの世界観の類型を構成したのであった。この点をふまえるならば、ケルゼンの世界観の類型論は、何よりも彼の歴史意識の表明に他ならない、ということが出来る。『政治的世界観』におけるケルゼンはこのような事態をハッキリと自覚していた。そのことは彼が政治的教養、政治的教育の問題の核心を資本主義とリベラリズムに対する批判的意識の顕在化という点にみていたという点に端的にあらわれていた。無論、このような点をふまえて政治教育の問題に対してケルゼンがどのような提言を行っているのかを見ることは、本稿の埒外の問題である。以下では既に رفتてきた議論の中に含まれていたある論点を更めて浮き彫りにし、そのことを通じてケルゼンが理解した問題状況の中での問題解決への試みの方向性を一層鮮明・具体的なものにしておきたい、と思う。

上述してきたところから明らかなように、ケルゼンは個体主義的世界観を否定し、集合主義的世界観を選び取っている。しかしそのことはケルゼンが個人の自発性・自律性を否定する立場に立つことを意味するわけではない。このことは既に何度か示唆してきたところである。だとするならば、ケルゼンの立場は個人の自由・自発性・自律性をめぐっていかなる様相にあるのか。これがここの問題である。そしてそれはケルゼンの歴史意識のもう一つの重要な要素をなしている、と筆者には思われる。この問題は実は我々が第一章〔四〕でマックス・アドラーに言及した後で、ケルゼンは「哲学的リベラリズム」の意味におけるリベラリストであるとはいえても、「経済的・政治的リベラリズム」の意味におけるリベラリストであるとはいえない、と述べた問題と別のものではない。それを以上の本章の議論をふまえた上で、更めて論じてみよう、というのである。

さて、我々はこの議論を次のケルゼンの言葉を共通のものとするところからはじめようと思う。その言葉は集団主義的世界観が可能にした政治的教養とはおよそいかなるものであるのかということを示している。

「政治的教養は、単に個々人の知性において完結するべきものではない。それは国家への関心と喜びを、自らが属している共同体

に對する愛と犠牲とを払う志操とを意味するべきなのである。人間を同胞と、そして全体性と結びつけるところの紐帯は悟性ではなくて、感情なのである。共同体感情あるいは国家感情の強化と深化とが、政治的教育の果実たるべきなのである。そして国家への愛のみならず国家への自覚的意志が政治的教育によって眼ざめさせられるべきなのである」(PWE, S. 1511F.)⁽¹⁾

重要なことは、ここでケルゼンが「共同体感情あるいは国家感情の強化と深化」を共同体、国家への個体の自己否定的埋没と理解しているのではない、ということである。むしろ要請されているのは「国家への自覚的意志」の覚醒による強固な個体の成立である。その意味においては、一切の前提をぬきにしていきなりケルゼンは個人主義者であるのか否か、と問題設定されるならば、それはミスリーディングなものでしかない。問題の核心はあくまでも、問題状況との相関においてある。この点をひとまず視点をかえてみておくことにしよう。

ケルゼンの世界観の類型論に直接の機縁を与えたものは、おそらくカール・プリブラムの『個体主義的社会哲学の成立』(一九二二)⁽²⁾であった。ここではそのプリブラムの著書の背景をジョンストンの『オーストリアの精神』の一節からうかがってみよう。

ジョンストンによれば、一八四八年以来のオーストリアの社会思想が関わってきた中心的課題は「地方的封建社会から都市的工業社会への移行」⁽³⁾にあった。この問題連関は、——ジョンストンによれば——テニエスのゲマインシャフトとゲゼルシャフトの区別にも表現されているし、フロイト心理学にも、又オーストリアの資本主義的、能率主義的社会の勃興に関わる経済学者・法律学者・社会主義者に普く反映されているとさえいえる。この移行をめぐる問題連関に術語的表現を与えたのがこのカール・プリブラムの著書『個体主義社会哲学の成立』であったというわけである。⁽⁴⁾少しジョンストンの説くところに傾聴しよう。

「プリブラムは、個体主義及び普遍主義とよんでいる二つの世界観を中世初期からアダム・スミスに至る迄追跡した。一方で、世の唯名論に源を發する個人主義は啓蒙主義が行つたように經驗的理性を崇敬し、仮説を定式化しテストすることによって真理を検証しようとするものである。他方でトマス・アキナスのアリストテレス的實在論に対する呼称である普遍主義は、永久的で知力の及ばぬ真理——その妥当性はテストを拒むものである——を定立する。個人主義者は真理を暴露するが、普遍主義者はそれに出会うのである。プリブラムの論ずるところによれば、アダム・スミスの資本主義的經濟理論は個体主義を反映しているのに対し、アダム・ミューラーの反資本主義的集合主義はロマン主義的普遍主義のあらわれである。社会に適用されれば、普遍主義は直観によって研究されるべき全体というヴィジョンを生ぜしめる。これに対し個人主義は因果關係がテストされうる条件を定式化するというところに理性を限定するところの仮説を研究する。」「普遍主義をも個人主義をも同様に尊重する者の一人として、プリブラムは彼のデイクトミーをウィーンの知識社会へと適用した。『ウィーンの知識階級は、ラインの東で唯名論的思想の前線に到達した唯一のものである。ウィーンの学問的、哲学的、文学的、芸術的業績は、この思想の影響に帰せられる。唯名論的立場は半・普遍主義的思潮・王朝的伝統の遺産——貴族とカトリックの聖職者によって維持され、とりわけ下層中産階級層のうちにその支持者を見出したところの——に鋭く対立するものであつた。』ここでプリブラムは、カール・メンガーのリベラリズムをフォーゲルザングのキリスト教社会主義と対照している。プリブラムはウィーンの中産階級と英仏の經驗的思想家の間に存する親縁性を実証するために膨大な数の人々からの引用を行うことができた。テオドール・ゴムベルツのジョン・スチュアート・ミルに対する友情、フリッツ・マウトナーのベーコンとヒュームへの没頭、ヨゼフ・ポツパー||リンケウスのヴォルテールに対する崇敬、そしてフロイトの仏英の精神医学に対する共感、ウィーンやボヘミヤのユダヤ人たちは唯名論的理性がいかに鼓舞したか、を示している。そのユダヤ人たちの中からこそオーストロ・マルクス主義や言語哲学の先覚者たちが輩出していったのであつた」⁽⁵⁾

引用がいささか長くなつたが、その重要性は了解願えるであらう、と思う。さてところで、ケルゼンも又この「ウィーンやボヘミヤのユダヤ人たち」に属していることは更めていうまでもない。そして一九一三年の『政治的世界観』における個人主義的世界観と集合主義的世界観の類型はこのプリブラムの術語をそのまま用いたものである⁽⁶⁾。しかし、内容は同一ではない。ケルゼンはその個人主義的世界観にマンチェスター主義的リベラリズムという内容を盛り、

集合主義的・普遍主義的世界観という皮袋に社会主義という酒を充たしている。このことはプリブラムとケルゼンとにおける歴史意識の差異をあらわすものとして興味深いところである。プリブラムにとっては——ジョンストンの解釈による限りで、という限定を我々はつけておかなければならないが——問題状況は「地方的封建社会から都市的工業社会への移行」にあった。しかし、ケルゼンにとって解決を迫られている問題は、マンチェスター主義的資本主義から社会主義への移行である。⁽¹⁾無論、両者は同時代人である。しかし、だからといっていずれの問題把握が正しくていずれの問題把握が誤っているのか、というように問うことは無意味であろう。問題は、客観的事態の中にそれと呼応的に生きているプリブラムあるいはケルゼンにとって、その呼応関係を通してみられるところの客観的事態が一つの問題状況として扱えかえされ、それが個体主義か普遍主義かという選択肢として定式化されるに至るといふその構造——先に筆者が「歴史意識」とよんだものはこのような構造において表現される——のうちにあるといふべきではないであろうか。同じ時・所に生きる二人の人間が異った類型——用語は同じであれ——を構成し、又一人の人間——例えばケルゼン——が、時の変化に従って別の類型を構成するのも、そのような事情によるのである。そしてその差異の根源をなすものを筆者はひとまず「歴史意識」とよんでいるのである。

さてところで、先にふれたようにケルゼンは、個体主義的世界観と集合主義的・社会主義的世界観を対立させた上で後者をえらびとっていた。だがそのことはケルゼンが個人を集団の中へ埋没させ、その静的調和を讚美しようとしていることを意味するのではない。むしろ彼は国家・集団への「自覚的意志」の覚醒による強固な個体の成立を要請し、そのような自発性・自律性をもつ個体によって織りなされる集合主義を求めているのである。

このようにケルゼンが国家・集団への「自覚的意志」の覚醒、そのことによる強固な自発的・自律的個体の成立を求めたのだとす

るなら、それは一見集合主義的世界観の源泉としての「性格」は「自我―意識」が弱いということにあるとされてきたことと対立するかかの如くである。しかし、実はそうではない。彼がそこで「自我―意識」が弱いといっているのは、例えていえば己れの主観的確信を披瀝して、「ここにひざまづけ」と拳をふりかざして人に迫るようなことをしなないタイプの人のことである。そして自らの主観的確信を披瀝してなお、「万人が自由であることが不可能であるとすれば、可能な限り多数の人間が自由であるべきだ。即ち社会秩序の一般意志と自己の意志とが矛盾するような人間の数を可能な限り少くすべきだ」という公準を放棄せず、自らの確信がこの公準に従って多数者の意志となる限りで、それに従おうではないか、とよびかけるタイプの人のことである。表現をかえて更にいうなら「ここに正義がある」と示された時に、「もしそれが私にとつて、絶対的価値、正義であると信ぜられるなら、私はそれにひざまづくどころか、君とともにそれを担おう。だが、私にとってそうでないとしたら、その場合でもやはり私はそれにひざまづくことを拒む。私は私の担いうる私にとつての正義を求め、それを先の公準に従って多数の意志となるべきものとして、提案するであろう」と答えうるタイプの人なのである。ケルゼンが「自我・意識」が弱い、というのはこのような意味においてである、と理解されるのでなければならない。⁽⁸⁾ケルゼンは『民主制Ⅰ』において次のようにプラトンを肯定的に引いているが、それも決して民主制に対する衆愚のみじめさを示そうとするものではなく、このような事情を語ろうとするものだと思われるべきであろう。その限り、プラトンも肯定的に引用される。ケルゼンはこう言っているのである。「プラトンは、『ポリティア』〔308B〕の中で、理想国において、人並外れた資質をもった人物、天才的人物をどのように扱うべきかという問題について、ソクラテスに次のように語らせている。曰く、『我々は彼を、聖なる、驚異的な、愛すべき人物としてその前に跪坐するだろう。そして、このような人物はこの国にはないし、またいることが許されていないと彼に告げ、その頭に香油を注ぎ、髪飾りで飾った上で、他国へと送り出すであろう』と。これはまさしく民主制の精神に発するものである。⁽⁹⁾」

ここで我々は前項において引用したケルゼンのマクドナルドに対する高い評価を含んだ『マルクスか、ラッサールか』の一節を想起しなければならない。そこでケルゼンはマクドナルドの次のような言葉を引き、そのことによつて自らの政治的理想を代弁させていた。それは「国家は徳へ向かう努力を尽しながら個人と協働する方向に組織されるものでなければならない。個々人の意識は共同的意識の中で、自己を再発見するのでなければならない。全体と個人とは、今や

充足と平和とへの永久的追求を一体となつてすすめるのでなければならぬ⁽¹⁰⁾、という言葉である。『政治的世界観』におけるケルゼンの立場は、このような方向への発展可能性を孕んだものであった、ということができらるであらう。従つてケルゼンが「国家への自覚的意志」という場合の「国家」とは、マクドナルドに表現された意味での「国家」という意味を含んでいた、そして「自覚的意志」とはマクドナルドの言葉を用いていえば「共同的意識の中で自己を再発見する」ところの個人の自覚的意志である、ということができらる。それ故にこそ、ケルゼンは『政治的世界観』の先程の引用をこのように続けていくことができるのである。

「自らの国家を愛するだけでなく同時に意志もするということは、そのために苦悩し犠牲をささげるということだけではない。それは国家のために純動的に行爲しようということ、内外の侵略からそれを守るということ、自らの目的意識的行爲によつて国家の目的の実現に参与する、ということなのである」(PWE, S. 1512)。

この最後の一文、即ち「自らの目的意識的行爲によつて国家の目的の実現に参与する」という言葉はケルゼンの思想の本質的部分に関わっているという意味で決定的に重要である。というのは、ここには次のような問題がひそんでいるからである。『純粹法学Ⅰ』におけるケルゼンの考察の一つの核心的成果は、法は社会的技術的手段たる外的強制秩序であつて、それを用いることにより「希望された社会状態に正反對な人の行動に対して、効果として強制行爲(即ち、生命・自由・経済的価値などの財を強制的に剥奪すること)を結合することによつて、右の社会状態を惹起するか、これを惹起しよう」と試みるのが可能になるということだ、ということとは既にみた。そのことをふまえ、ここでの「希望された社会状態」という言葉を『政治的世界観』における言葉にかえるならば、それは「国家の目的」に他ならない。それではこの国家目的の主体は一体誰か。誰がこの目的を決定するのか。

この問題は我々にとつては既に解決済であるといつてよい。即ち、「万人が自由であることが不可能であるとすれ

ば、可能な限り多数の人間が自由であるべきだ……」という公準が民主制に貫かれるべきわけだから、「希望された社会状態」「国家の目的」はこのような民主制の原理に従って決定されるべきだということになる。かくして「自らの目的意識的行動によって国家の目的の実現に参与する」という意志——「国家への自覚的意志」——の主体であるということは、このような民主制を通じて国家目的の決定に参与し、その目的の実現を担う主体である、ということの意味する。あるいは少なくともその方向へ具体化される可能性を含蓄している、といえる。

しかも、この「国家の目的」は資本主義的経済体制を廃棄することですらありうる。このような「国家の目的」の可能性を現実のものとしようとするところに『社会主義と国家』以降のケルゼンの政治思想の一つの焦点があった。とくにそれはやがて『一般国家学』において——学問的客観性のレヴェルで述べられるがゆえに、国家の可能的諸目的の一つとしてさりげなくではあるが——次のように表現されるに至るのである（この引用の趣旨が『純粹法学Ⅰ』において一般化されて述べられていたことについては、既にみた）。

「国家的強制秩序の内容が、一つの集団の他の集団への隷属、一つの生産形式から他の生産形式への移行によって決定的に影響されたということは、決して否定しえないところである。ただ、国家的強制秩序が、法秩序に保護されている生産手段の私的所有者による無産者の経済的搾取という以外の何の目的をもたないという見解だけは誤っている。『国家』と呼ばれる強制装置はきわめて様々の目的に役立つ特種な社会技術的手段であって、それは搾取関係の維持のためにも、その緩和のためにも、否それどころか搾取関係の全面的廃棄、即ち生産手段の共同所有の保護のためにも役立つのである」⁽¹¹⁾。

ケルゼンが『政治的世界観』において感取していたリベラリズムをめぐる問題状況は、第一次大戦後に世界史的レヴェルにおける深刻な問題として一挙に噴出して来る。ケルゼンの法Ⅱ国家論はこのような歴史の灼熱するつぼの中で精練されていくのである。例えば彼は『社会主義と国家』の冒頭でこのように述べている。

「社会主義という政治思想は、極めてよく考え抜かれ、周到な学問的基礎づけをもったものである。この社会主義が、ロシア・ドイツ・オーストリア・ハンガリーにおいて、軍事的敗北の結果として、政権を獲得した。ところがまさしくその時点において、この思想の根底に発する重大問題が生じた。この問題に明快で一義的な解答を与える必要は、いよいよ切実になっている。その問題は時事的な理論闘争の主題（社会主義の理論も、時事的問題に十分な解答をもっているわけではない）というより、原理的問題である。この問題の現実的重要性はいかに強調しても強調しすぎることはない。現に社会主義政党は、その政権掌握への第一歩を踏み出すや否や、この問題によって宿命的分裂を余儀なくされたのである」⁽¹²⁾。

このような問題状況は、本章^[四]で引用しておいた『民主制¹』の言葉を補いつゝ理解されるべきであろう。ところで、ここでケルゼンが社会主義政党を宿命的分裂に追いやった原理的問題とは、ケルゼン自身の整理に従えば、次のようなものである。

「この問題とは、社会主義の国家に対する関係如何の問題である。問題とされたのは、①基本的に国家は肯定されるべきものか否定されるべきものかのみではない。②国家は最終的な組織形式か過渡的存在に過ぎないものかという点も、そしてまたなかなづく③社会主義的社会秩序に適合した国家形式・統治形式は何かという点も、問題となっている」⁽¹³⁾。

ケルゼンはこの①に対しては国家は肯定されるべきものであると答え、②に対しては、国家は過渡的存在ではなく、死滅することのありえぬ最終的組織形式であると答え、③に対しては、それは民主制であると答える、それがケルゼンのこの時点での政治思想であるといつてよい。先に民主制という政治体制を不可欠の構成要素とするところの国家肯定論的社会主义と述べたことは、こういうことを含意している。

だが、この点については今ここでは措く。問題は、ケルゼンがこのようにやがては搾取関係の緩和、廃棄、生産手段

の共有をも国家目的となしうるといふように具体化されていくに至る可能性を孕んでいる論脈の中で、「自らの目的意識的行為によって国家の目的の実現に参与する」個人をつくるものこそ、政治的教養であり、それこそ政治的教育の目標であるとしていることである。そして民主制をもたぬ社会主義を望まぬのと同じように、ケルゼンはこのような個人が国家目的を決定し、それを担い、その実現に参与することによるのではない集合主義を支持するのではない。この論脈の中ではケルゼンが反個人主義者でない、といふことは明瞭であらう。このようにして国家は——再度ケルゼン引用するところのマクドナルドの言葉に従うならば、——「徳へと向かう努力を尽しながら個人と協働する方向に組織される」ことによつて、たとえ人倫的価値それ自体を体现するというわけではないにせよ、「最高の人倫的目標を実現する手段」たりうるのであり、——ケルゼンの引用するところのラッサールの言葉に従うならば——その人倫的目標・国家の目的は「国家的一体化を通して個々人のまゝでは決して到達できないであろうような高度の教養・権力・自由に到達することを可能ならしめること、そのような能力を個々人に与えること」でありえ、且そのことを通して、国家に法についての理論は——ケルゼン自身の言葉に従うならば——「もはや単に反国家的でなく、民族について盲目でなく、倫理的に無関心で『社会学的』であるのではなく、本當に政治的であるがゆゑに倫理的である理論」——政治思想の一環を占めるものでありうるのである。

翻つて考えてみれば、個体主義的世界観に属するものとしての個体、個人は政治的共同性の中において自己の主体性を發揮し、自らの目的意識的行為を試み、そのことにおいて自己意識を獲得する個人ではなかつた。それは富と非政治的教養の殻の中にとじこもることにおいて個体でありうる原子的個人であつた。「支配階級の圧倒的部分の政治的無関心は単に経済的目的のための政治的手段としてのリベラリズムは、それを達成すると同時によけいなものになる」といふことの徴候にすぎない。支配階級は非政治的である、といふのはそれは経済的に満足し、その知性を今や全く非政治的

学科へと向けるからである」(PWE, S. 1505)。こう述べられていたのもこのことを示していたのである。だが「政治的教養は、単に個々人の知性において完結するべきものではない」。それは政治的共同性の中において自己の主体性を發揮し、自らの目的意識的行動を試み、そのことにおいて自己意識を獲得し、強固な人格性を獲得すると共に、他者がそのような主体であることをも欲するという方向に發展するものである。この意味でケルゼンの集合主義的世界観は個人主義的世界観のそれとは異った意味において強固な個人主義でもありうるのである。ケルゼンはこのようにリベラリズムの非政治的・排他的・自己完結的個人主義を克服しようとする政治的教養への時代の要求が顕著になりつつあることに鋭く着目し、そして法学をそのような要求を提起する集合主義的世界観の中においてのみ可能になるものであると位置づけようとしていたのであった。ここに我々はケルゼンの鋭い歴史意識を見ることができるのである。

(1) 但し、ケルゼンは国立学校における政治教育をこのような観点に立つて行いべきだという主張については、これを否定する。なぜなら、現実の国家は「経済的階級対立」、「民族的、宗教的差異」のゆえに「法秩序の當為規則の他に何ら共通の紐帯によってくられておらず」、従って、「国家的統一性は社会学的現実考察にとっては認識しえない」といったものであるがゆえに、「そのような国家は、より高次の人倫的権利を有して」おらず、「そもそもそれに支配されているすべての者がそれについて考え……それを愛し……意欲もさせるなどという心理的可能性を有して」もない(PWE, S. 1513.)からである。「人は唯物史観の階級闘争理論を正しいと考える必要はない。しかし人は国家がその財を極めて不平等にその臣民に分け与えているというところ、国家的組織の大いなる経済的利点は比較的少数者に役立っているにすぎず、他面国家の負担は万人に、否まざしく法秩序の安定性より以上のものを享受できず、それどころかそれを不当とさえ感じるところの者にもっともきびしく負わせられる、という事実の前に眼をふさぐことはできない。人は近代国家を支配階級の搾取組織以外の何物でもないと称する理論のうちにはムチャな誇張を認めるかも知れない。しかし、今日何百万人ものが、もっとも強く政治意識をもっている人々が、自らの属している国家によって搾取されていると考えている、という事実は考慮に入れておかねばならない」(PWE, S. 1514)。この点をふまえてケルゼンはこのような結論を下す。「学校による政治的意志形成に賛成する者は、政治的確信とは……宗教的確信と同様

に客観性をもたず、その価値において相対的であるということをおぼえてはならない。もし国立学校において自らの国家に対する唯一の政治的信仰が教えられるとすれば、……それはほとんど政治的自由の制限を意味する。……もし教会にとって宗教にあたるものが国家にとって政治であるとすれば、国家はその市民の政治的自由を損ねないために、学校をその政治的道具とするという断念するということが、高い、おそらくはみだされないのであろう人倫的要請であり続けることは勿論のことである」(PWE, S. 1515f.)

(2) Karl Pribram, *Die Entstehung der individualistischen Sozialphilosophie*, 1912.

(3) William M. Johnston, *The Austrian Mind, An intellectual and social history 1848—1938*, 1972, p. 76.

(4) Vgl. *ibid.*, p. 76.

(5) *Ibid.*, p. 77.

(6) 念のためこの点をマックス・アドラーの言うところに従って確めておこう。「最近、社会科学の対象を様々にとり扱う際に、集合主義的あるいは普遍主義的な世界観 Grundaufassung と個人主義的世界観とを区別し、そこにおいて社会生活という事実に対する究極の、それ自体としては論議しえない立場決定が行われてしまっているのであって、それによって社会理論上の研究のきわめて広範囲にわたる性格が決定的に性格づけられるのだ、という意味をみようとするとということが広く行われるようになっていいる。このような思考様式に大きな影響を及ぼしたのは『個人主義的社会哲学の成立』(一九二二)というカール・プリブラムの豊かな内容をもつ書物であった。……オトマー・シュパンも又『社会的全体についての二つの思考様式』として普遍主義的思考形式と個人主義的思考形式を考えるという点で同様の立場をとっている。……この点においてはケルゼンも又彼に組している。ケルゼンは既に一九一三年に『政治的世界観と教育』(……)という論文において、個人主義的世界観と普遍主義的世界観の対立から因果的・個体主義的自然科学と規範的・普遍主義社会科学の区別を根拠づけようと試みているのである」(Adler, *Die Staatsaufassung des Marxismus*, S. 137, Anm.)

(7) ケルゼンはプリブラムのいうような形でも問題が成立するものだ、ということをおぼえているわけではない。この点については、本章〔四〕の二の注(7)を参照されたい。

(8) 筆者は、ケルゼンの価値相対主義とはおよそ以上で述べたような議論を可能にするという点にあるのではないかと考えている。つまり、政治的価値とは「これが正義だ。これにひざまづけ」というようにして示されるものではない。むしろ、従来「こ

れが価値だ。これにひざまづけ」と命令されつづけてきた客体、名宛人としての人民が、客体、名宛人であることをやめ、自らにとっての価値を自らの責任において担う主体になるということ、このことが価値、政治的価値なのだ」と。換言すれば、政治的価値とは、正義とは見る対象、認識する対象でもないし、又実践の場において非妥協的に守りぬくものでもない。それは人民が主体として振舞うこと、行うことにあるのではないのであろうか。もしこのように理解することができるとすれば、価値相対主義が民主制と連続性を有する、ということは容易に了解しうる場所である。すべての人民を統治の客体とみるのではなく、主体とみることがができるのは民主制だけだからである。民主制を論じる時ケルゼンが「人民のための政治」は専制主義的独裁政治においてもみたまされうる要件であり、「人民による政治」こそその本質をなす (cf. *Foundations of Democracy*, p. 111. 前掲古市訳、五頁以下参照) としているのもこの点に関わる場所であらう。更に、ケルゼンの価値相対主義をこのように政治的価値概念を転換させるものとみれば、彼が『民主制の価値と本質』において、「自由と平等」という価値をその基礎として前提しているということも矛盾ではなくなる。それは人民が主体として行為することという価値を可能ならしめるものであって、人民がその前にひざまづくべき実体化された価値ではありえないからである。ケルゼンは『国家形式と世界観』において、「政治主体が自らが求める自由を自己自身のためだけに他者のためにも欲するということ、自我と汝とを本質的に等しいものと感ずるがゆえに自我は汝のためにも又自由を欲するということ、ここに民主的原理の最深の意味がある」(Staatsform und Weltanschauung, S. 11. 前掲長尾訳、一一六—一七頁) と述べている。この簡単な一文も又、筆者が今述べたことを含意してはいないであらうか。このような問題に関わるものとしてのケルゼンの価値相対主義をめぐっては、いずれ主題的に論じたいと考えている。

- (9) Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, S. 76 f. 前掲長尾訳、三四頁。
- (10) Kelsen, Marx oder Lassalle, S. 298.
- (11) Kelsen, Allgemeine Staatslehre, S. 25. 前掲清宮訳、四三頁。
- (12) Kelsen, Sozialismus und Staat, S. 1. 前掲長尾訳、三頁。
- (13) *Ibid.*, S. 1. 同、三頁。但し、①②③の番号は筆者が挿入したものである。

第三章 「所有的個人主義」批判者としてのハンス・ケルゼン

〔一〕

我々は第一章において、ケルゼンの方法的純粹性というものが、法理論に理論としての自己完結性・独立性をもたせるといふ機能を果たすだけでなく、同時に法理論を世界観に媒介するという機能をも果たすといふるのではないか、という点に着目し、「純粹法学」が彼の世界観の有機的一翼を占めるものと理解される可能性のあることを示した。その上で『純粹法学Ⅰ』は、歴史的状况の変化——即ちリベラリズムの限界の露呈——の中で、旧来の支配的法律学の認識内容及びそれを支える論理構造の全体を問題とし、それと批判的に対決するという意味で、イデオロギー批判的機能をもつのだ、と指摘した。しかもそのような伝統的法律学のイデオロギー性は、自然法的遺産を隠然・公然と繼承し、それを法概念の中にひそめている点に顯著に認められる、というケルゼンの議論を、我々は「所有的個人主義」批判という性格をもつものと把え返すことができるのではないか、と考えた。そう把え返すことによって、ケルゼンの法理論が彼自身の政治思想を含む世界観の中で有機的位置を占め、彼の法理論と政治思想とが相互前提の關係に立っているという一面をもつというごとを、そのような構造關係を究極において支えているケルゼンの実践的主体として有していた歴史意識との関わりにおいて明らかにすることができるのではないか、と期待されたからである。そして第二章において我々は直ちに「所有的個人主義」という概念で示されているものに取りかかるのではなく、ケルゼンの世界観の具体的構造を、従ってその中で占める政治思想・方法論・法理論等の位置を初期の論文に即して確認し、更に世界観の

類型を構想し、そのうちの一つを選びとるといふケルゼンの議論の設定の仕方の中にひそむ彼のリベリズムへの批判的意識を見、そこにおよそいかなる問題がひそんでいるかをみてきた。

本章では以上の議論をふまえ乍ら、それをひとまず、「所有的个人主義」批判者としての、ハンス・ケルゼンとして押さえておくことができる所以を示し、本稿の議論のしめくりとしていきたい、と考えている。同時にそうすることによって、筆者のケルゼンの思想史的研究をそれだけの自己完結的なものに止まらせず、それをマクファーンソンの議論に関わらせることによって民主主義・社会主義・正義論等をめぐる現代的問題状況に対して開かれたものとみ、そこからケルゼンの思想の現代的意義を評価するという可能性を保持しておきたい、と思う。

さて「所有的个人主義 *Possessive individualism*」という概念は、C・B・マクファーンソンが『所有的个人主義の政治理論』(C. B. Macpherson, *The political theory of possessive individualism, Hobbes to Locke, 1962.* 藤野涉、将積茂、瀬沼長一郎訳『所有的个人主義の政治理論』(合同出版 一九八〇))〔以下、本書からの引用は(P1, p. x x, 邦訳 x x頁)のように略記する〕という書物において提唱したものである。マクファーンソンはこの書物において、イギリス一七世紀のホッブス、レヴェラーズ、ハリントン、ロックの政治思想を研究し、そこには「所有的个人主義」として概括しうるモチーフが共通のものとして底流をなしている、という。彼はこの「所有的个人主義」を次の七つの命題に要約する。

「(i) 人を人間たらしめるところのものは、他人たちの意志への依存性からの自由である。

(ii) 他人たちへの依存性からの自由は、個人が自分自身の利益を意図して、自由意志に従って入り込む諸関係を除いて、他人たちとのどんな関係からも自由であることを意味する。

(iii) 個人は本質的に自分自身の人格 *Person* と諸能力との所有者であつて、それらにたいし何ものも社会に負っていない。
 命題(iii)は一理論の中で、一つの独立の要請 *postulate* としてあらわれることもあるし、あるいは(i)と(ii)プラス排他的権利としての所有権の概念からの演繹として、現われることもある。こうして、個人の自由、またそれゆえ彼の人間性は、他の諸個人とのセルフ・インタレストに基づく諸関係に入る彼の自由に依存するゆえに、且つこうした諸関係に入る彼の能力は彼が自身の人格と諸能力(に対する諸権利)の排他的コントロールを保持しているということに依存するゆえに、更に所有権とはこうした排他的コントロールの一般化された形式であるゆえに、個人は本質的に彼自身の人格と諸能力との所有主なのである。
 (iv) 個人は彼自身の人格に対する彼の所有権の全体を譲渡することはできないけれども、彼は自分の労働する能力を譲渡することはできる。

(v) 人間の社会 *human society* は一連の市場関係から成り立つ。

このことはすでに述べられた諸仮定から帰結する。個人は自由である限りにおいてのみ人間であり、自己自身の所有主である限りにおいてのみ自由であるから、人間の社会は孤立した所有者たちの一連の諸関係、つまり、一連の市場関係でのみありうる。

「つまり、人間の社会は原理的には、孤立した自由な原子論的個人との間の契約によって構成されるものでありうる——引用者」。

あるいは、命題(v)は一つの理論の中で、演繹された命題としてではなくて、第一次的な、ないしはそれどころかただ一つの社会的仮定として現われることもある。このことが可能なのは(i)から(v)までの命題がその中に含まれているからである。市場関係という概念は必然的に、(ii)で定義された個人的自由を含意し、(iii)と(iv)で定義された所有権を含意する。そして人間の社会が市場関係から成り立つという要請は必然的に、個人の人間性はその人の自由の関数であるということ(命題(i))を含意する。

(vi) 他人たちの意志からの自由は人を人間的たらしめるものであるから、各個人の自由の正当な制限はただ、他人たちにたいしても同一の自由を保証するのに必要であるような、そういうものもその義務と規則によつてのみなされる。

(vii) 政治的社會は、個人の、自分の身体や財貨にたいする所有権を保護するための、そして(それゆえ)自分たち自身の所有者と見なされる諸個人のあいだの秩序ある交換諸関係を維持するための、人間の考案物である。』(Pt. p. 236f; 邦訳 二九七—二九八頁)

マクファーンソンは、このような七つの命題に要約される「所有的個人主義」という概念を思想史的研究から引き出してきたのであつた。これらの仮定は彼によれば、ホップス、レヴェラーズ、ハリントン、ロックの諸思想のおのおのの

うちに、いずれかの形態で存在している。「そして分析の結果から、それぞれの理論の強みはこれらの仮定を組み入れていくということに、そしてそれぞれの理論の弱みはそれらのインプリケーションのあるものを処理しそこねているということに帰せられる、ということが明らかになる」(PI, p. 264, 邦訳 二九八頁)、と言う。

ところでマクファーソンはこのような研究を単に思想史的研究として自己完結するものとして行ったのではない。そこには「二〇世紀のディレンマ」(PI, p. 271ff, 邦訳 三〇六頁以下)に対する鋭い感覚がひそめられていた。彼が「所有的個人主義」という概念を提出し、先に示した七つのテーゼを示したのも、実はこの「二〇世紀のディレンマ」を彼なりに理論的に明確化しようとする問題意識に支えられたものであった。そして彼の思想史研究に基づく「所有的個人主義」の概念の呈示が、その後の彼の現代民主主義論への思索を一層刺激し、興味深いものにした、とみることができる。⁽¹⁾

だが本稿ではこの具体的様相に直接立ち入ることはできない。我々の論脈から重要なことは、このようなマクファーソンの「所有的個人主義」という概念は、ケルゼンが批判的克服の対象としていたリベラリズムの思想構造——M・アドラーの表現を用いれば、「経済的・政治的リベラリズム」とそのコロラリーとして、その中で許容される限りでの「哲学的リベラリズム」——を、それを支える現実的根拠と共に一層的確に規定し、概念化したもの、従ってその後発生した問題の根源をも含意させているもの、とみることができるということである。このような観点から「所有的個人主義」の意味するところを我々なりに開いておこうと思う。

「所有的個人主義」は以上七つの命題に示されているように、①リベラリズムの個人主義的・原子論的人間観——マクファーソンの言葉を用いれば、それは人間を本質的に効用の消費者、無限の欲求者、そして無限の領有者とみなす——とそれに基づく社会観——社会に先行するこれら自由な諸個人の契約関係によって形成され、作動しているものと

説として社会（市場社会）を把えるという社会観——をその根底をなす商品交換関係との関わりにおいて定式化し、②そこにおいてはあらゆる諸個人の潜在的諸能力の行使・発展の可能性が「効用にたいする無制限の欲求を満足させる手段としての無制限の個人的領有²⁾」及びそれに対する権利という局面において把えられ、かくしてこのような権利とそれに基づく市場関係としての社会こそ倫理的に正当なものとされ、更にそれが法・国家の正当性根拠とされるに至り、③従ってそれは伝統的・非市場的な社会の正当性根拠を掘り崩し、前近代的社会構成のあり方に革命的・革新的に対立し、個人の解放の思想として機能するものであったことを示した（「所有的個人主義」に属する思想が個人と個人の相互関係を論理的・歴史的に社会に先行するものとし、社会をそれら個人の契約関係によって構成され、正当性を認証されるものと考えるのは以上の帰結である）。

ところで以上の想定は資本主義経済体制が可能となる諸前提そのものに他ならず、従ってそこには次のような事態も含意されている。即ちそれは④この資本主義経済体制の発展に伴って搾取関係に基づく階級対立を露呈せざるをえないという必然性、及び⑤その矛盾の露呈によって、人間の潜在的諸力の行使・発展への要請という倫理的原則がもはや市場社会における無制限の個人的所有及びそれへの権利の保障によって保証されるどころか、むしろそれによって脅かされ、そこから乖離するという傾向であり、⑥その結果、この倫理的原則に定位する思想は少なくとも「所有的個人主義」とのディレンマに陥るか、或いはその枠を突き破る独自の発展傾向を示すに至り、更には個人的、私的所有と市場社会に対する——又それの外的保護機構であり、それによって正当性を認証される法・国家に対する——批判的原理として機能する可能性を有するに至るということ——このような傾向は必らずしも顕在化するとは限らないが——であり、⑦従って「所有的個人主義」のもつ正当化機能への確信は動揺し、疑念にさらされていかざるをえぬということ、更に⑧本来「所有的個人主義」の必然的随伴物ではなかった民主主義的原理——本来のリベラリズム（「所有的個人主

義」の政治的表現」が民主主義と無縁のものであったことはマクファーンソンのくり返し説くところである——がこのような動向に立脚して、更には労働者階級の政治的意識の顕在化と相俟って大きな説得力を得、それが普通選挙権の導入というような形でリベリズムに付加され、それを修正するに至ったという事情である。

このような事態の中で「所有的個人主義」は、そして人間を本質的に効用の消費者、無限の欲求者、無限の領有者とみなすその人間観は、市場社会とその外枠としての政治社会及び従って法を正当なものとして弁護する正当性根拠——まさに「所有的個人主義」が一七・一八世紀に巨大な影響を与ええた決定的理由はここにあった——としては十分な説得力を喪失していくが、それでもなお、⑨社会が市場社会として存続し、それ故「所有的個人主義」として概念化されたところの人間観、社会観を析出していく商品交換関係によって編成されている限り、その人間観、社会観は社会的現実に対する対応性を失ったわけではなく、その限りでそれはリベリズム——前民主主義的なりベリズムに民主主義的原理を付加・修正したものを含めて——に対する弁護的機能を全く喪失したわけではない。尤もその弁護的機能は今や、所有権の搾取的機能を隠蔽し、現実を神聖化するイデオロギー的機能として作用することになるのだが。⑩以上の事態のうちリベリズム、民主主義、人間を無限の消費者・欲求者・領有者とみる人間観と人間の潜在的諸能力の全面的行使・発展を主眼とする倫理的原則は、異化・折衷、妥協・対立を含む混乱した問題状況をもたらさざるをえない所以があるが⑪マクファーンソン自身は、この倫理的原則に立脚する民主主義は所有的市場関係を克服することを可能にする政治制度であり、且それは所有的市場関係が放棄された場合に一層の発展可能性を手に入れうるのだ、という確信を抱き、⑫その上で以上をふまえてJ・S・ミルやT・H・グリーン以降の政治理論・政治思想が遭遇した問題状況への批判的検討の基本的視点を確定しようとしたのであった。

ここではこのように述べたうちの⑩⑪⑫の点に関わるマクファーンソンの指摘を彼自身の言葉に即してみておこう。「ジョン・スチュアート・ミルから現代に至るまで非常に多くの理論家たちが、所有的個人主義の諸仮定は道徳的に不愉快なものだという理由に基いてこれらの諸仮定を斥けたのであるが、たとえそうしたとしても市場社会を斥けない限りは、ディレンマから脱出するいかなる道も見出されえない。もしそれらが今日道徳的に不愉快なものだとしても、それらはそれにもかかわらず依然として事実にわれわれの所有的市場社会に対して的確に対応しているのである。ディレンマは残る。われわれが所有的個人主義の諸仮定を斥けるか——この場合はわれわれの理論は非現実的である——それともそれらを保持するか——この場合はわれわれは義務についての妥当な理論を得ることができない——、そのいずれかである。その結果、われわれは今や所有的市場社会においては、リベラルな民主主義的国家に対する義務についての妥当な理論を期待することはできないという結論に至ることになる。

リベラルな政治的諸制度を放棄することなしに、所有的市場社会の現実的諸関係を放棄したり、あるいは克服したりすることができるのかどうかという問題は困難に充ちた問題である」(PT, p. 275. 邦訳 三〇九頁)。ここで誤解を防ぐために言っておくが、マクファーンソンが「所有的市場社会の現実的諸関係」を放棄、克服してもなお維持されるべきであるとする「リベラルな政治諸制度」とは、ケルゼンの言う反政治的・非政治的リベラリズムが必要悪としてのみ承認する夜警国家とその諸制度のことを指しているのではない。それはむしろ、自発的・自律的個人によっておりなされる社会の、そのような諸個人による自己統治としての民主主義なのである。

ここでマクファーンソンの提起している問題の核心は「資本主義的な生産関係それ自体と個人の自己発展の平等な可能性」という民主主義的理想との間の矛盾⁽³⁾にある。更にいうなら、「個人の自己発展の平等な可能性」を本質的に効用の消費者、無限の欲求者、そして無限の領有者という姿で解放しやがてはその可能性を閉ざすに至った資本主義的生産関係と、そのような効用の消費者、無限の欲求者、無限の領有者という制約を超え出たレヴェルでの「自己発展の平等な可能性」という民主主義的理想との間の矛盾にある。このような問題の核心が理解されない時、リベラリズムと民主主義をめぐる議論は混乱したものとならざるをえないが、それが明晰に把握されるならば「リベラルな民主主義」をめぐるディレンマは「哲学的リベラリズム」——今引用したマクファーンソンの言葉を用いれば、「個人の自己発展の平等な

可能性という民主主義的理想——が「経済的・政治的リベリズムを自らの支柱とすることをやめ、むしろそれを克服して別の支柱、根拠を求めるといふ方向で、即ち「リベラル〔マクファーンソンの意味における〕な政治的諸制度を放棄することなしに、所有的市場社会の現実的諸関係を放棄……克服」するといふ方向で解決を求めねばならないことが明らかとなる。⁽⁴⁾無論、マクファーンソンのいふように、このような解決への志向は「困難に充ち」ている。この「困難」をマクファーンソンが解決しえているわけでもない。しかし彼のこのような議論の枠組は、現代民主主義論や社会主義論に対してだけでなく、自由論、正義論に対しても又魅力的な論点を提示しえていることは否定しえず、⁽⁵⁾硬直したドグマから解放されたマルクスの思想がこのような問題に対してどのような発言力を有しうるのかを示唆しているという意味からも、興味深いものがあるといわねばならない。

ところで、このような問題連関は個々の些細な論点のズレを度外視すれば、既にケルゼン自身が第一次大戦以前から遭遇していたものであり、それが第一次大戦直後に一挙に世界的レヴェルで顕在化してくると共に、彼なりにそれへの解決の試みを精力的に求めていった当のものであった。ここでその問題を一言にして表現するならば、私的所有を正当性根拠としていたが故に正当性を喪失し空洞化することにもなった合法性支配を民主的正当性——私的所有とは内在的関連をもたないものと理解されたところの（この点については次項でも簡単に言及する）——をもって補願し、そのことによつてマクファーンソンの言うディレンマの法学的表現を克服し、ひいてはその民主制によつて補願された法を道具として「所有的個人主義」を克服することであった。『民主制Ⅰ』、『社会主義と国家』を嚆矢とするケルゼンの一連の政治的諸論文は、社会主義をその担い手としていた民主主義が、ドイツ系オーストリア共和国及びワイマル体制において一応の制度的確立をみたこと、プロレタリア独裁を標榜するボルシェヴィズムによるロシア革命の成功、そしてやがてはファシズム、ナチズムが抬頭してくるに至ること等の緊迫した状況の中で、マクファーンソンの示した問題連関を

事実上ふまえて、「リベラルな政治的諸制度を放棄することなしに、所有的市場社会の現実的諸関係を放棄…克服」しうるか、という問題に然り、という解答を与えていたのであった。それについての詳細は別稿（『ケルゼンの政治思想』仮題）に譲らねばならないが、おおよそのところは既に第二章で窺ったところである。

ここではこの問題がケルゼンにとって、とりわけ第一次大戦後のケルゼンにとって切実な問題であった、ということ再度、ただし別の角度から、示しておこう。例えば第一次大戦後のウィーンにおいて、マルクス主義と出会い、やがてそれと訣別していった青年カール・ポッパーをめぐる事情を、後にポッパー自身が『果てしなき探求——知的自伝』において次のように回想している。

「オーストリアにおける反マルクス主義は、マルクス主義よりもっと悪いものだった……。社会民主主義者はマルクス主義者だった」が「反マルクス主義者は後にファシストと呼ばれた権威主義的運動とほとんど同じものだった」。「マルクス主義を棄てたあとでさえ、数年のあいだ、私は社会主義者であり続けた。そしてもし個人的自由を兼備した社会主義といったものがありえたとすれば、私はいぜんとして今もなお社会主義者であつたらう」。

「個人的自由を兼備した社会主義」。もしこれが可能であつたなら、とするかつてのポッパーの念とマクファーンソンの問題提起とはその限りでピッタリと重なるものである。ところで、ポッパーがこのような念を有しながらもマルクス主義を棄てた一九一九年から一九二〇年のころ、実は彼よりも約二〇歳年長であつたケルゼンは、ポッパーが単に願望していたにすぎない政治的立場を現実的に可能な立場として追求していた。ケルゼンが自らのリベリズム批判、ひいては伝統的法律学、一般法学批判が、マルクス主義のそれと半ばまで軌を一にするものであることを自認しながら、尚且それからの独自性と一面における自らの理論のプライオリティを強調するものも、この点に関わっているといふことができるであらう。

この点はR・A・メタルも『ケルゼン伝』において示唆しているところである。但し、メタルの叙述は、本稿がテーマとしているような視点を基本的に欠落させているところから、いささか混乱を伴い、チグハグな印象を与えかねないところがある。そのことを含めて興味ある指摘なので、あわせてみておこう。

「オーストリア社会民主党的の民主主義的綱領は、成程原則的にはマルクス主義の基盤の上に立つものであったが、実際上はマルクス・エンゲルスの国家理論——それはつまりところアナキズムに帰着する——とは無関係であった。この綱領にケルゼンは同意していた。これに対して経済の国有化という綱領については、ケルゼンは個人主義者として本来的には了承することができなかった。だが後になってからは——彼は第一次大戦と大戦後の時期に経済的動揺に見舞われ、戦時公債という形でもっていた蓄えを無に帰してしまつたのであるが、とりわけその時の印象があつたので——彼は次第に経済的リベラリズムの体制は無産大衆の経済的安定性に対するいかなる保証にもなるものではないということ、そのような状況の下では経済的安定性は計画経済によって、それゆえ究極的には生産の国有化によつてのみ達せられうるものであるということ承認することに傾いていった。その際ケルゼンは、生産の国有化を個人の政治的自由と結びつけると、いう難問に固執しつづけた。確かに彼は知的自由より、大衆にとつての経済的安定性の方が大切だということは客観的に承認されるべきだということを意識してはいたのであるが。ケルゼンは彼や彼と同じ立場にある人にとって好都合であるような経済制度を維持するために政治的活動に積極的に参与したり、大衆の利益になると認められる別の経済体制に反対して立ち上つたりすることは正当であるとは思えなかつた。自由経済体制の受益者としての彼が好むと好まざるとにかかわらず、未来は計画経済のものだと彼には思われたのである。彼はそれ故に社会主義的であると同時に民主主義的でもある政党にずつと共感を寄せていたし、そのことを隠し立てしようとはしなかつた」。

印象を拡散させかねないこの叙述の中でメタルがそれでも「生産の国有化を個人の政治的自由と結びつける」という難問にケルゼンが固執するという点を指摘しているということ、これがここで重要な点である。

さて、このようにケルゼンは「所有的個人主義」を克服しながら「個人的自由を兼備した社会主義」を志向するのであれば、ケルゼンはこの個人的自由にかなる理論的・現実的根拠を与えるのであろうか。マクファーンソンの提起し

た問題もつきつめていけばこの問題に逢着することになる。ところで、ケルゼン自身は——結論だけいうなら——この「所有的個人主義」を「認識論的個人主義」、あるいは「価値相対主義的個人主義」とでもいうべきものをもって代えようとしている。そのことによって個人的自由と両立する社会主義的集合主義を可能ならしめようとしている。だが、それは「所有的個人主義」を真に克服し、リベラリズムを超越しうるものであろうか。ケルゼンはこの点をめぐっていかなる議論を展開しているのか。無論、ここで我々はこのような問題に立ち入った検討を与えることはできない。第二章においてこの点について何程かの示唆はしておいたつもりであるが、無論それとて問題の一端にふれるにすぎない。だが本稿ではただこのような問題が存在するということを確認しておけば、そしてそのことによってケルゼンは既に、マクファーンソンによって提出されるに至る問題圏にいはやくつき当り、それを政治思想、世界観のレヴェルで問題にしていたこと、それだけにとどまらずその問題を法理論のレヴェルにおいても中心的問題として扱えかえていた、ということを確認しておけば足りるのである。そして、ケルゼンの問題提起をマクファーンソンの言葉で語っておくことによつて、ケルゼンを現代的な民主主義・社会主義論、自由論、正義論に対して開かれたものにしておけば、そして更にはその地点から翻つてケルゼンの思想そのものに対する思想的評価への可能性を開いておけば、それで十分であろう。

(1) マクファーンソンの主要著書については最近ほとんど邦訳が出揃った。そして『所有的個人主義の政治理論』以外の次に掲げる三つの著書はすべて現代民主主義論をテーマにしたものである。The real world of democracy, 1965. 栗田賢三訳『現代世界の民主主義』(岩波新書 一九六七)・Democratic theory, 1973. 西尾敬義・藤本博訳、田口富久治監修『民主主義理論』(青木書店 一九七八)・The life and time of liberal democracy, 1977. 田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』(岩波新書 一九七八)。

(2) C・B・マクファーンソン、田口富久治訳『民主主義論』八頁。

(3) Macpherson, *The life and time of liberal democracy*, p. 62. 前掲田口訳 一〇三頁。

- (4) このように言うマクファーソンの議論の根底には彼の次のような確信がある。「リベラリズムの立場は、歴史的には資本主義的理想を受け容れた上に成り立つものと考えられてきたけれども、永久にそうであるべき必要はない。リベラルな諸価値が資本主義的な市場社会において生育したという事実は、それ自体では、リベラリズムの中心的な倫理的原理——男女を問わず、その人間的諸能力を実現するという個人の自由——がこのような社会に常に限定される必要があるという理由にはならない。逆にこの倫理的原則、あるいは個人的自由への欲求といってもよいが、それはこの資本主義的市場の発展を凌いで大きく育ち、今やそれなしでも同じようにいやそれなしの方がよりよく生きていくことができる、と論ずることができるのである。それはちょうど資本主義が自由競争を放棄したり、なんらかの形態の社会主義によっておきかえられる場合でも、競争的資本主義とともに極めて巨大なものに成長した人間の生産力が失われるわけではないのと同様である」(ibid. p. 3. 同、三頁)。
- (5) 例えば、『Democratic theory』(前掲田口訳『民主主義論』)に収録されている諸論文を参照されたい。
- (6) K・R・ポッパー、『果てしなき探求——知的自伝』森博訳(岩波現代選書 一九七八)、四四頁。
- (7) 同、四六頁。
- (8) このことは本稿第二章で検討の対象とした『政治的世界観』からも既に窺いえたところであったが、一九三一年に発表したある論文——それは部分的に『純粹法学』の原型を成すものであるということもできる——においても、ケルゼンは、次のように述べている。「一般法学への内在的批判は、その大部分が既に……史的唯物論の立場から出発するのでもなく、政治的立場から出発するのでもなく、ましてや史的唯物論が自らの立場だとしている政治的立場、即ちプロレタリアートの階級利害の立場から出発するのでもないような著者たちによって遂行されてきた。ここ二〇年来伝統的法論がとっている大抵の立場に対して精力的に闘争をおしすすめてきたのは、しかも本質的にイデオロギー批判の方法に従いつつおしすすめてきたのは、とりわけ『純粹法学』あるいは『規範的法学派』という名で知られている潮流である。その限りで、近時の法学のこの潮流の成果は、極めて広範囲にわたって史的唯物論の傾向と合致するものであるし、それに寄与するところでもあふ」(Kelsen, Allgemeine Rechtslehre im Lichte materialistischer Geschichtsauffassung, S. 450)。
- (9) R. A. Métaal, *Hans Kelsen, Leben und Werk*, S. 33.

〔一〕

既に繰り返して述べてきたように、筆者は『純粹法学Ⅰ』はケルゼンにとつての問題状況の中での問題解決の試みの有機的一翼を占めるものであると考えている。そして『純粹法学Ⅰ』はそれ自体として「所有的個人主義」批判としての性格をもつということをごのよな論脈の中で指摘してきた。この点に立ち入った検討を与えることは本稿の課題ではないが、ここでは上述〔一〕の議論をふまえ、『純粹法学Ⅰ』が伝統的法律学に定位しそれを「所有的個人主義」として批判するものだとなしうる所以をその限りで示していこうと思う。従つてここでは『純粹法学Ⅰ』の全体にわたつてそのことを示す必要はない。『純粹法学Ⅰ』の中で、「所有的個人主義」批判的性格を最も鮮明に有している部分に着目し、それに即してこのことを示していけば足りる。

さて、『純粹法学Ⅰ』の中で「所有的個人主義」批判の性格を最も鮮明に且基本的な形で示しているのは、客観的法律と主観的法律の二元論を批判している部分であろう。ケルゼンによれば、「客観的法と主観的法の二元論は、その本来的な意図からすれば、主観的法〔「権利」〕が論理的にも時間的にも客観的法〔「法律」〕に先行しているという思想を表現するものである」(RRL I, S. 41, 邦訳 七一頁)。この意味で主観的法と客観的法の二元論は「実定法という国家的秩序の上に、より高次の、神の、理性の、あるいは自然の法秩序を想定する」(RRL I, S. 39, 邦訳 六八頁)ところの自然法的二元論の基本的構図を継承するものである。だが、このように自然法的二元論を指摘する限りでは、それは自然法的な思维形式の特徴を示すだけであつて、その思维形式がいかなる内容をもち、従つて実定法という国家的秩序を超えて立つ上級の秩序として、自然的法秩序として、いかなる内容的秩序が想定されているのか、ということ

は問題とされてはいない。ところで、ケルゼンはこの内容の問題に関して更にこのように言う。この「論理的にも時間的にも客観的法に先行する」とされるところの主観的法の原型は「所有権」である (RRL I, S. 41, 邦訳 七一頁)、と。そして「所有権」を原型とするところのこの主観的法は「客観的法とは全く異ったものであり、客観的法と共に共通の上級概念に包摂されはしないもの、即ち利益あるいは意思である」(RRL I, S. 40, 邦訳 七〇頁)、と表象されてきたのだ、と。要するに、権利の実体が論者により意思ととらえられようと、利益ととらえられようと、それは結局は「所有権」をそれぞれある位相において把えたものである。そしてかかるものとして、つまるところ「所有権」が法律に先行するものであると主張されたのである。換言すれば、所有によって織りなされる秩序が、あるいは権利・主観的法のレビューで想定される秩序が、法律・実定法秩序・政治社会に、論理的・時間的に先行するものとして表象されているのだ、というのである。

こうして、「はじめに主観的法が、とりわけ主観的法の原型である所有権が成立する」。そしてしかる後に「客観的法から独立に成立している主観的法を保護し、承認し、保証するものとして、国家的秩序としての客観的法がつけ加えられる」(RRL I, S. 41, 邦訳 七一頁)、と表象されたのである。翻って考えてみれば、マクファーンソンの命題のうち(i)から(v)はここでいわれている主観的法のおりなす秩序に、(vi)は客観的法の領域に対応するものとみることができ。このように考えておいた上で、我々はもう少しケルゼンが主観的法について立ち入って論じているのをみていこう。

さて、ケルゼンはこのように主観的法Ⅱ権利の原型を所有権のうちに見ているのであるが、彼はその上で、伝統的法律学においては権利・権利主体・人格・意思・自由・自律(「自治」)等という諸概念が、この所有権という概念から、そのコララーとしてあらわれ出てくるものとみているようである。というのはケルゼンはこのように言っているからである。

「主観的法（＝権利）」という概念と最も密接な関連にあるのは、というより根本的に考えてこの概念の別の表現に他ならないものは、権利主体 *Rechtssubjekt* あるいは、本質的に所有権者に即して構成されたところの主観的法の担い手としての『人格』の概念である。ここにおいても法秩序から独立している権利者 *Rechtswesen* あるいは権利主体性 *Rechtssubjektivität*——それは客観的法が個人においてであれ、ある集合体にてあれ、現に存するものとして見出し、単に承認しさえすればよく、もしそれが『法 *Recht*』という性格を失うまいとすれば、必然的に承認せねばならないものである——という表象が規定的である（*RRL I, S. 41 f.* 邦訳七二頁）。「他律的規範としての客観的法の意味は拘束であり、実に強制ですらあるが、他方で法的人格性 *Rechtspersönlichkeit* の本質はまさしく一切の拘束の否定、即ち自己規定あるいは自律という意味における自由である……」（*RRL I, S. 42* 邦訳七三頁）。

そしてケルゼンはこのような事態の表現を次のプファターの言葉のうちにみてとっている。

「法 *Recht* の基本概念は自由である。……自由という抽象的概念とは即ち自己をあるものへ向けて規定する可能性である。……人間が法の主体であるのは、人間に自己を規定する可能性「＝自律の可能性」が与えられているからであり、意思を有するからである」（*RRL I, S. 42* 邦訳 七三頁）。

このようにみていけば、主観的法の秩序がマクファーンソンの(i)から(v)の命題に——無論これだけの引用では完全に正確に、というわけにはいかないにせよ——対応するものであることは、ほぼ了解しうるところであろう。『一般国家学』においてケルゼンは端的に「主観的法の全理論は自然法から出ている」と言っているが、この意味では主観的法の全理論がそこから出ている淵源である自然法とは、たとえばロックに代表されるような自然法でなければならぬ。主観的法と客観的法の二元論はまさしくこの意味において、「自然法理論の遺産」であり、「一般法学はこの自然法理論の後任の位置を占める」（*RRL I, S. 39* 邦訳 六八頁）のだ、といえるのである。

このように、自然法的二元論を主観的法と客観的法の二元論という形で継承する一九世紀の実証主義的法律学は、近代市民社会において成立・発展する私的所有に基づく交換経済秩序を法・政治的社会・国家に論理的・時間的に先行す

るものと考える「所有的個人主義」に他ならない、といわねばならない。そしてこのように、所有的・経済的秩序が客観的法に先行しているという内容をもつ二元論的構造は、一方で客観的法＝法律の「内容上の形成に一定の制限」——つまり上級の秩序たる所有的秩序の枠に干渉を加えず、且そこからはみださないようにという制限——「を課する」と共に、その制限下にある限りでの法律＝実定法的秩序を「正当なものとする legitimieren」(RRL I, S. 40, 邦訳 六九頁)、というイデオロギー的機能を果たすというわけである。

ところでケルゼンは、歴史法学派こそが「一九世紀の法実証主義の開祖であるというだけでなく、一般法学の概念構成をも全く本質的に規定した」(RRL I, S. 41, 邦訳 七一頁)ものであるという。つまり我々の観点からすれば、歴史法学派こそ「所有的個人主義」をその主たる内容とするところの自然法論を実証主義的法律学へと媒介したのだ、ということになる。筆者はこのケルゼンの指摘に基本的に同意する(ここから更に重要な問題連関があらわれてくることになるが、それにはすぐ後でふれる)。それはともかく、ケルゼンは歴史法学派が自然法的二元論を継承しているということを示すのにデルンベルグの次の一節を引用している。我々からすれば、それはまさしく「所有的個人主義」の基本的様相を簡潔に表現するものとして興味深い。

「自覚的な国家秩序が形成されるよりずっと以前に主観的意味における法が歴史的に成立していた。それは個々人の人格性及び個々人が自らの身体や財産のために獲得し強いることのできた尊敬とに根拠をもつものである。抽象によってはじめて徐々に、人々は、存在する主観的法を直観することから法秩序の概念を手に入れなければならなかった。それ故主観的意味における法は客観的意味における法から流出したものに他ならないとされるならそれは非歴史的で誤った見解である」(RRL I, S. 41, 邦訳 七一―七二頁)。

このようにケルゼンは実定法のとるべき基準としてそれに先行する主観的法——所有権を原型とし、人格・意思・自由・自律等の概念をコロラリーとして有するところの——を想定するという二元論を伝統的・法律学はその中核的構造に

もつ、つまりそれを「所有的個人主義」とみている。だが、既に示唆されたように、ケルゼンによれば、それは擬制であり、イデオロギーである。そしてそれらの概念のイデオロギー性の核心は、それらが「客観的法に対して超越的なカテゴリーであり、法秩序を内容的に形成する活動に対して超え難い制限を示す」ことにより、結局私的所有権を擁護するところにある(RRL I, S. 43. 邦訳 七四頁)、要するに重要なことは、ここでケルゼンが「人格」という概念を単なる「擬制」、実体化思考の所産——海洋の背後にポセイドンを、太陽のうちにアポロを表象するのと同様に、法関係の結節点に人格を表象するという意味におけるところの——と見ているだけでなく、その「擬制」が他でもない私的所有とその担い手及びそれによっておりなされる契約関係＝商品交換関係に立脚するものと考えている、という点である。かくしてケルゼンはこの指摘を更に次のように展開していく。

「客観的法とは異なり、それに対して独立したものである主観的法という概念は、次のような場合にますます重要なものとなる。それは、客観的法・即ち私的所有権という制度をまだ保証している法秩序が変動しうるものであり、常に変動しつつあつて、人間の意志、Willkürによつて形成された秩序にすぎず、神の永遠の意志とか理性とか自然とかに立脚する秩序ではないのだということが認識された場合である。特にこのような「法」秩序の設立が民主主義的手続に従つて行われる場合がそうである。客観的法とは異なり、その現実存在においてそれから独立している法、そして客観的法に劣らず、否むしろそれどころかそれより以上に「法」であるところの法という思想は、法秩序によつて、私的所有権の制度が廃棄されることのないようにそれを保護しようとするものである。主観的法というイデオロギーが何故個人の自由、自律(「自治」)的人格という倫理的価値に結びつけられるのかということは、この自由には常に所有が包含されているのだということをみれば、理解に困難なことではない。人間をこの意味において自由な人格として承認しない秩序、即ち、主観的法を保証しない秩序、このような秩序はそもそも法秩序としてはみなされるべきではない、というのである」(RRL I, S. 43 f. 邦訳 七四—七五頁)。

この引用文中の何箇所かに筆者は傍点を打つておいた。それをつづりあわせれば、ケルゼンのこの「所有的個人主

義」としての主観的法イデオロギーのイデオロギー性の暴露と実証主義的法把握が、「民主主義的手続に従って」設立された「法秩序」によって「私的所有権の制度が廃棄され」うるといふ展望との関わりにあることが窺える筈である。又この『純粹法学Ⅰ』の引用のうちに、人格の自由を私的所有によって根拠づけ、そのことによって近代市民社会の成立がもつ哲学的・世界的意義を示すという巨大な思想的役割を果たした「所有的个人主義」を克服していこうとするケルゼンの歴史意識を見ることも不可能なことではない。⁽³⁾

果たせるかな、後年のケルゼンはこの問題を思想的な角度から取り上げる。彼は既に何度かみた第二次大戦後の『民主制の基礎』において、「ジョン・ロックの自然法論における個人的所有と自由」、「ヘーゲルの哲学における個人的所有と自由」と題された節を設けて、マクファースンが七つの命題において概括した点をほぼ正確に——無論マクファースンが示したように整理された形においてはにせよ——示しているのである。

ここではその仔細に立ち入ることをしない。以上のことはこの二つの節を一読すれば容易に了解しうるところだと思われるからである。むしろここでは、ケルゼンがロックとヘーゲルをめぐる議論に立ち入る前に次のように論じていることをみておきたい、と思う。

「個人的自由がデモクラシーの基本的原則であり、個人的所有が資本主義の基礎であるとするれば、デモクラシーと資本主義との本質的つながり、ということが主張され得るのは、所有と自由との不可分の一致が現存していることを論証することが可能な場合に限り得られるわけである。ジョン・ロックは現代のデモクラシーのイデオロギーを殆んど大部分にわたって形づけた人であるが、右の如き試みも、その彼によって発展させられた自然法論のうちで、初めて行われたのである。同じ試みは、後にヘーゲルの哲学のなかでも行われたが、その哲学は現代の政治的思惟のうちで、なお重要な役割を演じている」⁽⁶⁾。

このようにケルゼンのロック、ヘーゲル批判のねらいは、彼らの思惟の核心にある「個人的所有」の概念が所有主体

の個人的自由を根拠づけるということによってデモクラシーと資本主義とが連続・重畳するものであるという表象を生み出すものであるという点に着眼した上で、この「所有と自由との不可分の一致」という理解を批判し、両者を乖離するもの、本来全く別のものとして示すことによってデモクラシーと資本主義とを概念上無関係なものとして論証しようとする点にある。このモティーフがマクファーソンのそれと相敵うものであることは明らかである。だが、そのような作業の着手はケルゼンにおいて同時に歴史法学派・法実証主義が継承した自然法思想そのものに直接に批判的関心を及ぼしていくという意味をもっていたとみることができよう。ロックの立論が「一八、九世紀の社会理論に与えた影響は、どんなに大きく評価してもよい程、顕著であつた」という彼の言葉のうちに、歴史法学と法実証主義に対する『純粹法学Ⅰ』におけるイデオロギー批判の影を認めることができるように思われるからである。そしてここにおいてケルゼンのリベラリズム批判が政治思想と法理論にまたがり、両者の内在的関連を含んでいたものであることが、別のレビューで明らかとなる。それをケルゼンでは思想的にはロックによって切り拓かれた「所有的個人主義」の地平そのものをめぐる問題ととらえているのである。

ケルゼンはロック、ヘーゲルの他に更に「エミル・ブルンナーの神学における個人的所有と自由」を批判的に検討しているのだが、その後でこのように言っている。「以上の吟味の結果として、自由と所有の本質的つながりを証明しようとする試みは失敗に終わったことが明らかになった。しかも、この失敗は、デモクラシーが、社会主義よりも資本主義のほうに一段と親密な関係をもつことを立証しようとしたり、或いは更に、デモクラシーの、資本主義とだけの排他的適合性を立証しようとした、他の一切の試みの失敗と同断なのである。それ故、我々の論旨は、政治制度としてのデモクラシーが必ずしも特定の経済体制に所屬するものとは限らない、という点をあくまでも固守することである」。(8)

「確かに危機は存在する。しかしそれはデモクラシーの危機ではない。それは資本主義という現行の経済体制の危機なのである。従って、改革、或いは革命が必要であるか、または避けられないかも知れない。しかし、この改革、または革命は、デモクラシーの本質に関する変更を意味しないで、現行の経済体制の廃止を意味する」。(9)

一九二〇年の『民主制Ⅰ』において、ケルゼンが「社会民主主義こそ初めての完全な民主主義なのである」と述べていたことは既にみた。それは『純粹法学Ⅰ』を支えるパトスでもあったのだが、それが一九五五年に亡命先のアメリカにおいても依然失われてはいないことは明らかであろう。

さて、もしこのように考えることができるとすれば、ここでホブズ——ロック——スミス——カント——ヘーゲル——歴史法学——法実証主義という系譜が成立することになる。⁽¹⁰⁾（ここにアダム・スミスを入れることは、リベラリズムをめぐる既述の文脈から問題はないであろうし、カントを入れたのは、第一章[四]の注(8)でみたヴィアッカーが指摘するような事情があるからである。）このように考えれば、ケルゼンの思想史的位置は、まさに「所有的個人主義」批判を通して、このような近代の思想史的地平そのものの関わりにおいてあらわれてくるであろう。

(1) ここで「客観的法」と訳出した原語は、*das subjektive Recht* であるが、横田喜三郎の解釈(横田喜三郎訳『純粹法学』二二五頁、訳者注(二)参照)に従って、*das objektive Recht* の書を誤りと解した。

(2) Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, S. 59, 前掲清宮訳 一〇〇頁。

(3) W・シルトはケルゼンの『純粹法学』を論じて、ケルゼンの「哲学的主張に対して、哲学的に取り組む」場合、「ケルゼンは本来的に異なった二つの、そして切り離すことのできる体系的傾向を主張し、展開した」と述べている。「新カント主義と実証主義(哲学的意味における)」がそれである、と。「これら二つの体系の実質的差異は明示することができるし、又ケルゼン自身がその初期の著作においては(とりわけ『主権の問題と国際法の理論』においては)ずっと新カント主義的に思考し、後の著作になつてはじめて圧倒的に実証主義的テーゼを主張したということを明らかにすることができる。にもかかわらず彼はそれらを「必ずしも明確に区別していたわけではなかった」。そして「このようなことが可能であったというのは、これら二つの(体系的)傾向の帰結するところが実践の問題及びこの実践の学(例えば、まさしく法学)の問題にとつて極めて似かよっているからなのである」(Wolfgang Schild, *Die Reinen Rechtslehren, Gedanken zu Hans Kelsen und Robert Walter*, 1975, S. 9f. 山

口和彦、植松秀雄訳「ケルゼンの純粹法学」岡山大学法学会雑誌、26巻 3・4号、三四四頁。筆者はシルトのように、前期Ⅱ新カント主義、後期Ⅱ実証主義と区別することが正確且十分であるかどうか、という点については今は留保しておきたいと思う。だが少なくともケルゼンの方法的立場が常に同一であり、一貫したものであったというわけにはいかないものであることを看取するのは決して困難なことではない。重要なことは、そのようにケルゼンが様々の方法的立場をとりえたのは、それがケルゼンにとって実践的に同じ効果を有するということ、つまり問題状況の中での問題解決の試みにとって、共に有効であるというような事情があったとされていることである。その意味でシルトの指摘は示唆的であるということができよう。例えば、我国のある論者は言語批判の問題との関わりでケルゼンを論じて次のように述べている。「ケルゼンの『一般国家学』は、あげてその理論の方向を、既成の国法学的理論の批判へと向けている。それは反理論としての理論であって、既成の国法学的理論を批判することで、理論の擬制的外被におおわれた法律の基本形式を索出する試みである。その場合に、国法学批判は、なによりも法律言語批判として示され、言語の擬制的意味を実体化して、あたかも実際に存在する対象であるかのように考える国法論を否定しながら、法律言語の厳密な使用規則を説くのである。ケルゼンが、法律言語批判をもっとも的確に語っているのは、法人格の問題である」(土屋恵一郎「擬制と法律言語」思想、一九七六年八月号 七〇頁)。筆者はこの引用文中言われていることがらをことごとく肯定する。この意味においてケルゼンは言語批判の観点からみなおす必要も十分あるであろう。その点を認めただで筆者は次のように言いたいと思う。「言語の擬制的意味を実体化して、あたかも実際に存在する対象であるかのように考える」という事態は、それを近代法に即して考えるならば、「所有的個人主義」として概念化されるところの商品交換社会に立脚する物象化という事態と対応しあっているのではないか。そして「理論の擬制的外被におおわれた法律の基本形式を索出する試み」はそのような「所有的個人主義」を実践的に克服しようとするケルゼンの政治的意欲と関わってはいないであろうか、⁵⁾

(4) Kelsen, *Foundations of Democracy*, p. 86 ff. 前掲古市訳 二二五頁以下。

(5) *Ibid.*, p. 90 ff. 同 二三八頁以下。

(6) *Ibid.*, p. 86. 同 二二五頁。

(7) *Ibid.*, p. 87. 同 二二八頁。

(8) *Ibid.*, p. 94. 同 二四八—二四九頁。

(6) *Ibid.*, p. 74. 同、一九五頁。

(10) 社会思想史の教科書的記述という体裁を借りながら、この点をめぐる問題の所在を素描したもの(但し、ホップス・ロックについては除く)として拙稿「ドイツ古典哲学の社会思想」(平田清明編著『社会思想史』(青林書院新社 一九七九) 所収) 参照。

〔三〕

ケルゼンが価値相対主義を代表する思想家であり、法哲学者であるということは周知のところであり、且それは法哲学の好個の論題をなすものでもある。このことは更めていうまでもないところである。そしてケルゼンの価値相対主義がショーペンハウアー、ニーチェの哲学的ニヒリズムの血を統くものとして論ぜられることも稀ではない。このような議論の当否については、ショーペンハウアー、あるいはとりわけニーチェの思想をどのようなものとして理解するか、ということによってその様相をガラリと一変させてしまうのであるが、勿論ここでこれをめぐって論ずるわけにはいかない。ただ、ケルゼンが一切の価値を価値剥奪する否定者という意味における徹底したニヒリストの相貌を示すことがままあるということは何びとも承認しなければならないところであらう。

ところで、筆者には、ケルゼンがこのようにニヒリストの相貌を帯びるに至る決定的な理由として、彼が「所有的個人主義」に根本的な疑問を投げかけるといふこと——ひいては形而上学的、自然法的二元論を否定するといふこと——があるのではないか、と思われる。彼の価値相対主義も又「所有的個人主義」批判とは無縁ではありえず、むしろその一様相としてあり、私的所有とその相互関係としての商品交換関係の中で実体化され、肥大化されるに至る諸価値を否

定することをその主たる機能としている、と思われるのである。翻って考えてみれば、「所有的個人主義」こそは、近代の政治的・法的レヴェルにおける基本的諸価値を見出し、その価値の正当性を根拠づけ、そのことによって近代的な政治思想上の、法思想上の概念枠組とその存立の地平とを基本的に確定したものであった。そしてリベラリズムの歴史的境界の露呈と共に、さまざまな仕方でのような諸価値、概念枠組、それらの存立の地平を打ちこわし、克服しようとする動きが活発化してきた。価値相対主義——少なくともケルゼンの——はこのような一連の動きの中の一つの試みである、そして彼の方法的純粋性はこの価値相対主義の学問論のレヴェルにおける表現であるとみることができないか、筆者はこのように考えているわけである。

さてともかくも「所有的個人主義」はケルゼンの眼にはハッキリとその歴史的境界を露呈しつつあった。とりわけドイツにおいてはその肯定的側面はドイツ観念論哲学やその衣鉢を継承する法価値論的、立法政策的思考、学問としての法学においていわば観念的構築物として標榜されたにとどまる、といって大過なく、現実にはマンチェスター主義によって体现されたにすぎなかった。そしてそれは法学の領域に限定して言っても、既に後期のイェーリングの批判と嘲笑を浴びていたのであった。⁽¹⁾そしてこの境界の露呈はケルゼンの『純粋法学』執筆当時の法学の領域においては次のような事態をすら現出させる有様であった。

ケルゼンはこう言っている。「伝統的法律論は、世界戦争によって惹き起された社会的動揺からこのかた、ちょうど全線にわたって、再び自然法論に向って復帰しようとしているところである。まさしく伝統的哲学もカント以前の形而上学に向って総退却しつつあるのと同様に。一九世紀の初頭に封建貴族がおかれていたのと同様の政治的状况の中にあって、二〇世紀中葉の市民階級は封建貴族が丁度自分たち市民階級に対する闘争において擁護したのと同じ政治的イデオロギーにすぎりつくのである」(RRL I, S. 24f. 邦訳 四六頁)。

いささか事態を単純化することになるかも知れないが、ここでは説明の便宜上、カール・プリブラムの普遍主義的世界観と個人主義的世界観、及びケルゼンのそれを想起しよう。両者における世界観の類型構成において位相にズレのあることは既にみた通りであるが、そのことをふまえた上で両者を綜合するならば、歴史的発展に対応する次の三つの類型を得ることができる。①トマス・アキナスのアリストテレスの実在論に対応する普遍主義・重商主義及び警察国家の集合主義、ロマン主義の普遍主義のあらわれであるアダム・ミュラーの反資本主義的集合主義など、リベリズム以前の集合主義、あるいはそれに憧憬する集合主義→②唯名論、啓蒙主義、そしてとりわけ「経済的・政治的リベリズム」の個人主義（それは健全な発展段階にある限り「哲学的リベリズム」を包含しうる）→③「経済的・政治的リベリズム」と対立するに至った「哲学的リベリズム」をとりこみ包含しうる社会主義的集合主義。ここでケルゼンは②から③への転換を展望する立場に立つが、それにはいわば、③「哲学的リベリズム」を許容しない独裁的絶対主義的集合主義とでもいうべきもの、が対立する。この③はある意味で①と重疊する面をもつ。さて、このことをふまえた上でここで確認すべきことは、ケルゼンが「世界戦争によって惹き起こされた社会的動揺からこのかた」、伝統的法理学の中にも、②から①（③を含むものとしての）、と考えてよいであろう）への逆流現象がみられる、としていることである。ケルゼンがこの逆流現象の中に具体的にどのような思潮をみているのかは必ずしも明らかでない。だが、ロマン主義的普遍主義のあらわれであるアダム・ミュラーの反資本主義的集合主義、あるいはそれと大いに親縁性をもつと改竄されたところの「ヘーゲル主義」などを念頭においておけば、例えばカール・ポッパーの『開かれた社会とその敵』における中心的モティーフとの関わりにおいて広い視野を拓いておくことができるかも知れない。そしてこのような論脈の中では、ケルゼンにとっては、実体的思考様式、形而上学的思考様式への批判は多層的に、即ち「所有的個人主義」批判としてだけではなく、それ以前の形而上学的思考への総退却に対する批判としても行われねばならぬ

る。ケルゼン自身はこのような事情を必らずしも明確に自覚してはいないが。

このような事態の中で、つまりウェーバーの言葉を借りていえば、法という素材が「叙述の客体となる際の『観点』がひどく混乱する結果、新しい『観点』が従来の『営み』がまもってきた論理的諸形式にある修正を加え」ることが必要となるに至る事態の中で、ケルゼンは②から③への歴史的推転を展望しながら、「本来的にはイデオロギーに敵対的で実証主義的な一九世紀の哲学と法理論から……その究極の帰結を抽き出」(RFL I S. 25. 邦訳 四六頁) そうとする。つまり法と法学の領域から「所有的個人主義」的色彩を帯びるイデオロギー的要素を、そして「所有的個人主義」が法と国家とに対する正当化的弁護的機能を喪失した結果として生ずるものもろものイデオロギー的退行現象を批判しようとする。と共に、他方でケルゼンは「リベラルな政治的諸制度を放棄することなしに、所有的市場社会の現実的諸関係が放棄ないし乗りこえられうるか」という実践的問題解決の方向性を、およそ次のような枠組の中で考えていこうとするのである。つまり法を一切の「所有的個人主義」的イデオロギーから自由な、純粹に社会技術的手段として理解し、この社会技術的手段としての法による目的追求——それは常に民主制によって決定され、統禦されるのでなければならぬ——によって解決される可能性の問題として答えようとするのである。

法を社会的技術的手段と理解するということはケルゼンの方法的純粹性の成果であるが、それは他面でこのように、社会技術的手段としての法Ⅱ国家を用いて、倫理的・政治的価値の領域、従って学問的認識を超越した領域に属する目的とその目的追求の主体の倫理的・政治的決断と主体的行為の領域を切り拓くのである(このことは第二章^[六]で簡単にみたところである)。もしこのようにいいうるとすれば、価値相対主義とは法Ⅱ国家に実体化されて附着している「価値」を無価値化し、それを単なる道具にした上で、あらゆる個人をその道具を用いて技術的に可能な限りにおいて社会的自己統治を行う自律の主体として登場することを可能ならしめるものだ、とはいえないであろうか。そして価値と

は、価値判断する人間の日々の営みを超越したところであり、それを認識したと僭称する者が「これが正義だ、ここにひびきまっけ」と恫喝しつゝ提示する、ということを許すようなあり方をしていないとし、そのようなあり方における「価値」を葬り去るものではないであろうか。むしろ、価値とは従来統治の客体でしかなかった人々が自己意識に目ざめ、政治的教養に目ざめて意欲し行爲する主体として公の場にあらわれ、自らの責任において自らの確信するところを主張し、そして「万人が自由であることが不可能であるとすれば、可能な限り多数の人間が自由であるべきだ……」という公準に従ってそれを法の目的にまで高めようとし、万人の統禦の下に万人と共にその目的の現実化のプロセスを担おうとすることだ、そのような事態こそが価値なのだ、ということこそをケルゼンの価値相対主義は主張しようとするのではないであろうか。それ故に「価値」を認識したと僭称する人々の提示する諸価値に対してそれは破壊的に機能するのではないであろうか。先にケルゼンは「所有的個人主義」を「認識論的個人主義」あるいは「価値相対主義的個人主義」に置き換えようとしている、という意味のことを述べたがそれはこのような論脈を想起した上でのことであった。ケルゼンにおける価値相対主義と民主制の関わりとはこのようなレヴェルで存在するもののように筆者には思われる。そしてケルゼンが『民主制の基礎』で次のように言うのは、このような論脈においてである、と思われる。

「価値相対主義は道徳的秩序の存在を否定するものではない。従って、屢々言われているように、それが道徳的・法律的責任と両立しないというようなことはないのである。それは、ただ自分だけが妥当し、それ故に普遍的に適用しうるものであると承認されるべきだということを要求しうるような唯一の秩序が実在するのだ、ということを否定するのである。それは、相互に全く異なるいくつかの道徳的秩序が存在するのだということ、従って、それらの間で選択が行われねばならないのだということを主張するのである。このようにして相対主義は個人に対して、何が正しくて何が不正であるのかを自分一人で決定するという困難な任務を課するの

である。このことは、勿論、きわめて真摯な責任、人が引き受けることのできる最も真摯な道徳的責任を含んでいるのである。実証主義的、相對主義の意味するところは、道徳的、自律なのである。⁽²⁾同じ意味のことは別の個所でも語られている。だがそこではいわばこの万人に厳しい責任倫理の立場に立つことを迫るケルゼンの価値相對主義が現実の政治過程に対してはあまりにも過大な要求をしてしまったのではないか、パンを求める手に石を与えてしまったのではないかとということと悲哀を抱きつつ省み、なおその立場に固執するケルゼンの心情——それが又ケルゼンのペシミスティックな相貌の要因となつてゐるのだが——が同時に語り出されてゐる。

「価値相對主義は、実現されるべき社会的価値についての決定を政治的現実の中で行爲する個人に委ねる。それはこの重大な責任という重荷を彼の肩から下してやるものではないし、又そのようなことはできることでもない。このことこそが、つまるところ価値相對主義の哲学が何故あのように激情的な抵抗に出会ふのか、ということの理由である。というのは多くの人々は実現されるべき社会的価値の決定に対して責任を負ふことなどできることでもないし、又その責任を自発的に負おうともしないからである。とりわけその決定が自分自身の個人的幸福に対して致命的結果を招きかねない状況の中ではそうである。それ故に彼らは、それを自分自身の良心から何が正しくて何が不正か、正義とは何かということを彼らに語る資格のある外部の權威へと委ねようとするのである」⁽³⁾。この言葉のうちに、我々は啓蒙專制的幸福主義の暗がりの中で眠りこける人民に未成年状態から脱却せよ、敢えて賢かれ、自分自身の悟性を使用する勇氣をもて、と説いたカントの面影を——だが、既にいささか諦観の色を帯びつゝある面影を——見出す思いがする、といつても過大だとはいえないのではあるまいか。

そしてそのようにして主体としてあらわれてきた人々の手に、「希望された状態」を実現するための「社会的技術的手段」としての法々国家——まさしくイデオロギー批判と「純粹法学」的認識の成果であるところの——が委ねられるべきだということ、ここにケルゼンが法の「純粹法学」的認識を「知るに値する」とした彼の法学の超越論的前提がありはしなかつたであらうか。歴史的状況の変化に伴つてケルゼンが方法論上の問題に固執し、方法的純粹性を貫徹させようとした、ということを書者は以上のコンテクストの中で理解することができる、と考へてゐる。

(1) 笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』（東大出版会 一九七九）、六二頁以下参照。

(2) Kelsen, *Foundations of Democracy*, p. 97. 前掲古市訳 九九—一〇〇頁。
(3) *Ibid.*, p. 40. 同 一〇六頁。

おわりに

序にも述べたように、本稿は筆者のケルゼンについての思想的な研究のための準備的考察であり、問題を解決するよりは問題を提出するものである。このように十分な議論を行うものではないのに、本稿の作成は筆者にとり困難な作業であった。だが、この困難な作業に筆者にとって楽しい一面が全くなかったわけではない。筆者がケルゼンに取り組む時におおよその仮説と考えていたことがそう見当外れのものではなく、筆者の従来の研究——主としてカント・ヘーゲルの法哲学をめぐる研究——との関わりが重大な論点として浮かび上がることが筆者なりに確認できたからである。この確認をふまえて筆者は今後、本稿を序論とする本論の作業にあらためて取りかかろうと思っている。又その中で本稿の視点の不十分なところや誤りを正していきたいと考えている。

拙い本稿をお読み頂いた方々の御批判を頂ければこれ程うれしいことはない。

——ケルゼン生誕百年目の早春に——

完

《Summaries of Contents》

Einleitung zur ideengeschichtlichen Forschung über Hans Kelsen

Hiromichi IMAI*

Vorrede

1. Von der Methodenreinheit Kelsens zur Weltanschauung
2. Die Struktur und das Geschichtsbewußtsein der Weltanschauung bei Kelsen
— einige Betrachtungen über „*Politische Weltanschauung und Erziehung*“ (1913) —
3. Hans Kelsen als Kritiker gegen „possessive individualism“
Zum Schluß

Die methodologische Reinheit Kelsens hat zwei Funktionen: die eine versichert seiner Rechtswissenschaft die Geschlossenheit in sich und die Unabhängigkeit von allen übrigen, besonders soziologischen und politischen Momenten, dagegen vermittelt die andere den Inhalt seiner rechtswissenschaftlichen Erkenntnis zu seiner eigenen Weltanschauung. Diese zweite Funktion wird dadurch ermöglicht, daß seine Methode oder seine normative Denkweise nichts anderes als ein Teil seiner Weltanschauung ist. Wenn man diese Seite seiner methodologischen Reinheit beachtet, kommt man zur Weltanschauung Kelsens, also zur Zusammengehörigkeit seiner rechtstheoretischen Erkenntnis und seines politischen Gedankens. Wenn man mit folgenden Worten Max Webers einverstanden ist, ist es nicht schwer, diese

* a. o. Professor an der Univ. Hokkaido

Zusammengehörigkeit einzusehen: „auf dem Gebiet der Sozialwissenschaften wird der Anstoß zur Aufrollung wissenschaftlicher Probleme erfahrungsmäßig regelmäßig durch praktische „Fragen“ gegeben, so daß die bloße Anerkennung des Bestehens eines wissenschaftlichen Problems in Personalunion steht mit einem bestimmt gerichteten Wollen lebendiger Menschen.“

Aus diesem Gesichtspunkt aus betrachtet, ist es klar, daß sich die rechtswissenschaftliche Erkenntnis Kelsens auf seinem kritischen Bewußtsein gegen liberale individualistische Weltanschauung begründet. Das versteht sich klar besonders von seinem Aufsatz unter dem Titel „*Politische Weltanschauung und Erziehung*“ (1913). In diesem Aufsatz erklärt er sich für die sozialistische-kollektivistische Weltanschauung, wozu allein, seiner Meinung nach, normativer Betrachtungsweise gehöre.

Seit 1920 entwickeln sich seine politische Aufsätze und seine rechtstheoretische Arbeiten auf diesem Standpunkt und wirken sie sich aufeinander. Als politischer Denker ist er ein staatsbeherrschender demokratischer Sozialist, und schätzt F. Lassalle, K. Renner und R. MacDonald hoch. Als Rechtswissenschaftler, dagegen, kann er höchstens behaupten, daß der als „Staat“ bezeichnete Zwangsapparat ein spezifisches Mittel zur sehr verschiedenen Zwecken sei, weil „die Frage, welche Zwecke mit dem sozialtechnischen Mittel „Staat“ verfolgt werden sollen, als politisch außerhalb des Bereiches der Allgemeinen Staatslehre (also der Reinen Rechtslehre—Imai) fällt“ (*Allgemeine Staatslehre*). Aber man darf nicht übersehen, daß er unter Zwecken vor allem die Milderung und die gänzliche Aufhebung des Ausbeutungsverhältnisses, oder den Schutz eines Gemeineigentums an den Produktionsmitteln rechnet. In diesem Zusammenhang steht der folgende Satz in der Reinen Rechtslehre (1. Aufl.); „Ist das Recht aber—rein positivistisch betrachtet—nichts anderes als eine äußere Zwangsordnung, dann wird es nur als eine spezifische soziale Technik begriffen: der erwünschte soziale Zustand (Inhalt dieses Zustandes gehört zum Bereich des politisch-ethischen Gedankens—Imai) wird dadurch herbeigeführt oder herbeizuführen gesucht, daß an das mensch-

liche Verhalten, das das kontradiktorische Gegenteil dieses Zustandes bedeutet, ein Zwangsakt... als Folge geknüpft wird.“

Meiner Meinung nach ist jene Zusammengehörigkeit ganz klar. An die Wurzel dieser Zusammengehörigkeit kann man Kelsen für Kritiker gegen “possessive individualism (C. B. Macpherson)” ansehen. In der Reinen Rechtslehre sieht er die Ideologie von “possessive individualism”, die die Reine Rechtslehre zu ihrem ideologiekritischen Gegenstand hat, in der Rechtshistorischen Schule, also in der traditionellen Rechtslehre od. in der „Allgemeinen Rechtslehre, so wie sie von der positivistischen Jurisprudenz des 19. J.h. entwickelt wurde.“ Andererseits in “Foundations of Democracy” erkennt er das Urbild dieser Ideologie in Locke und Hegel.

Die Leistungen des Rechtstheoretikers Kelsen, die des Ideologiekritikers Kelsen, die des politischen Denkers Kelsen, die des Wertrelativisten Kelsen, die des Weltanschauungstheoretikers Kelsen, diese vielseitigen Leistungen Kelsens könnten ins einheitliche Bild eines Kritikers gegen “possessive individualism” zusammengefaßt werden, wenn meine Betrachtungen glücklicherweise ohne große Fehler wäre. Hier können wir eine Horizont eröffnen, woran wir die heutige Bedeutung des totalen Gedankens Kelsens bewerten sollte.